

令和3年度 内閣府知的財産戦略推進事務局調査報告書

知財創造教育の普及・実践の推進を担う学校・教員の
選定に向けた調査研究の実施

最終報告書

令和4年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

1. はじめに.....	1
1. 1. 目的.....	2
1. 2. 実施概要.....	3
2. 有識者会議による意見聴取.....	4
2. 1. 北海道.....	5
(1) 検討会議の運営.....	5
(2) 検討結果.....	6
2. 2. 東北地域.....	12
(1) 検討会議の運営.....	12
(2) 検討結果.....	13
2. 3. 関東地域.....	21
(1) 検討会議の運営.....	21
(2) 検討結果.....	22
2. 4. 中部地域.....	29
(1) 検討会議の運営.....	29
(2) 検討結果.....	30
2. 5. 近畿地域.....	39
(1) 検討会議の運営.....	39
(2) 検討結果.....	40
2. 6. 中国地域.....	48
(1) 検討会議の運営.....	48
(2) 検討結果.....	49
2. 7. 四国地域.....	71
(1) 検討会議の運営.....	71
(2) 検討結果.....	72
2. 8. 九州地域.....	81
(1) 検討会議の運営.....	81
(2) 検討結果.....	82
3. 公開情報調査.....	91
3. 1. 既存制度調査.....	92
(1) 目的.....	92
(2) 実施方法.....	92
(3) 調査対象.....	92
3. 2. 各地域における知財創造教育の取組状況の調査.....	94

(1) 目的	94
(2) 実施方法	94
4. まとめ	95
4. 1. 選定の考え方	96
(1) 選定のレベル感	96
(2) 選定要件	96
(3) 選定対象	96
(4) 選定方法	97
(5) 選定によるインセンティブ	97
(6) 選定時の留意事項	98
4. 2. 制度運用上の留意点	98
(1) 公開方法	98
(2) 被選定者に対する負荷	98
4. 3. その他	99
(1) 交流の場	99
(2) 省庁横断での活動	99
(3) キャリア教育的な視点	99
参考資料	100

1. はじめに

1. 1. 目的

世界は「デジタル化」「グリーン化」を基軸とした経済・社会変革競争に突入しており、イノベーション力が改めて試される状況になっている。しかしながら、日本のイノベーション・エコシステムは十分に機能しているとは言い難い。我国におけるイノベーションを加速する上で、個々の人材における優れた才能が重要な要素であり、同時に当該才能を開花させるには、豊かな創造性を育む教育現場の役割が極めて重要となる。このため、学校と地域社会との効果的な連携・協働を図りながら、小中高等学校及び高等専門学校において、「新しい創造をすること及び「創造されたものを尊重する」ことを楽しく学び育む教育である「知財創造教育」の全国的な普及を目的として、2017年1月に「知財創造教育推進コンソーシアム」を設置し、以降、知財創造教育は全国に広がりつつある。2021年度からは全国8地域で地域主導型の地域コンソーシアムの運用が開始することを受け、各地域コンソーシアムが主体となって知財創造教育を推進するという、新たなフェーズに入ったところである。

知財創造教育推進コンソーシアムでは、2020年7月に、各学校段階の有識者からなる「普及実践ワーキンググループ」を設置し、知財創造教育をより一層普及させ、持続的な実践につなげていくための方策について議論を行った。そして、普及・実践の段階別（①「知る」、②「実践する」、③「実践を継続する」）に、知財創造教育の関係者が取り組むべき具体的なアクションプランを取りまとめた。今後はこのアクションプランに沿った形で、各地域コンソーシアムが主体的な役割を果たしつつ、知財創造教育の普及・実践が進んでいくことが期待されることである。

知財創造教育のさらなる推進に向けて「ニュー・ノーマルを担う人材の育成に向けて—知財創造教育の普及・実践—¹」と題する報告書を公開しているところ、本調査研究は当該報告書内にあるアクションプランの一つに資するものである。また、知的財産推進計画2021や成長戦略フォローアップ2021に記載があるとおおり、知財創造教育の普及・実践をより加速且つ広汎なものとするため、推進拠点となる学校（小学校・中学校・高校・高等専門学校）や普及実践の中核を担う教員を選定するための基準を検討し、その基準に適合した学校や教員を選定するにあたっての候補を出すことを目的とするものである。

¹ 知財創造教育コンソーシアム 普及実践ワーキンググループ「ニュー・ノーマルを担う人材の育成に向けて—知財創造教育の普及・実践—」（2021年3月）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaikyokuiku/consortium_kentou/jissen_wg/pdf/saisyu_houkoku.pdf（最終アクセス日：2022年3月25日）

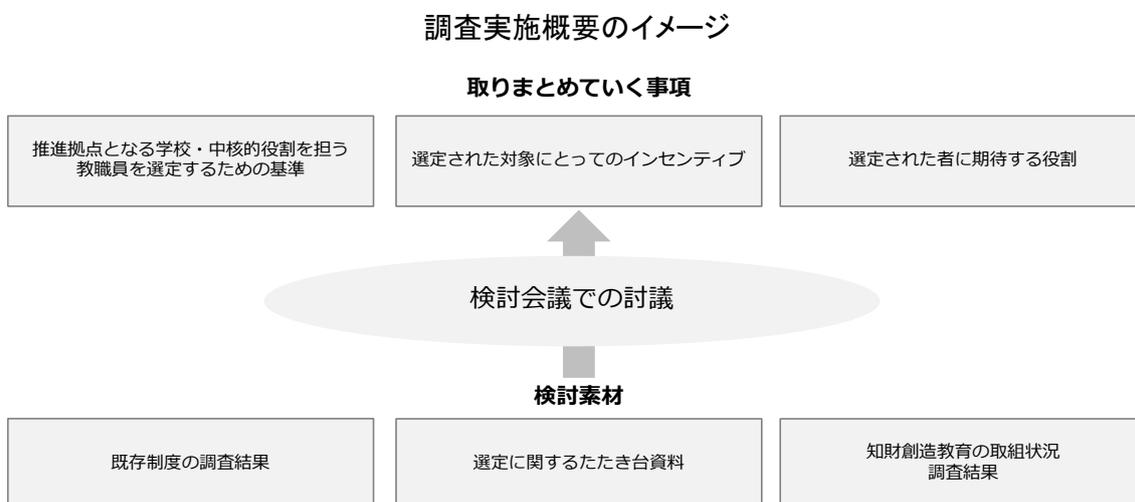
1. 2. 実施概要

本調査では、前述の目的に沿った検討を進めるために、全国8地域(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)の有識者に協力いただきながら、検討を進めた。

具体的には、各地域で2回の検討会議を実施し、その中で選定要件等に関する検討や、選定された対象にとってのインセンティブ、今後の役割・方向性等について討議いただいた。

検討会議に際しては、選定要件検討のたたき台となる資料や、他制度の紹介、当該地域における取組例の紹介等を実施した。

なお、検討会議実施にあたり、事前に公開情報調査(選定基準の構築に参考となるような既存制度の調査、各地域における知財創造教育の取組状況の調査)を実施した。



2. 有識者会議による意見聴取

2. 1. 北海道

(1) 検討会議の運営

当地域においては、次の日程および議事で検討会議を開催した。

回次	日時	議事
第一回	令和4年2月22日(火) 17:00-19:00@WEB	1. 開会 2. 内閣府挨拶 3. 議事 (1)実施概要説明 (2)選定等基準の検討 4. 閉会
第二回	令和4年3月18日(金) 15:00-17:00@WEB	1. 開会 2. 議事 (1)本地域における選定のあり方 (2)選定対象候補の考え方 (3)地域(地域コンソーシアム)との連携 (4)被選定者への期待等

当地域の検討会議は、次のメンバーで実施した。

<委員(敬称略・五十音順)>

札幌市立宮の丘中学校 校長	長内 康志
独立行政法人国立高等専門学校機構 旭川工業高等専門学校 教授	谷口 牧子
北海道札幌琴似工業高等学校 電気科 教諭	新居 拓司

<オブザーバ>

内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官	浜岸 広明
知的財産戦略推進事務局 参事官補佐	酒井 壮士
知的財産戦略推進事務局 主査	恒成 正晴

<事務局>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 知的財産コンサルティング室 主任研究員	上野 翼
知的財産コンサルティング室 研究員	北口 景子

(2) 検討結果

【検討結果要旨】

<選定について>

今後知財創造教育を広げていくという視点に立った場合、例えば地域における各教科の研究会等と連携・相談しながら選定候補を考えていくこともよいとの意見があった。また、この際、小学校、中学校、高等学校あるいは高等専門学校という発達段階に応じたバリエーションを意識した選定としていくことが有用であるとの意見もあった。

加えて、選定の対象を学校や教職員に限定せず、地域の団体等も選定の対象にできるとさらに広がりが見えてくるのではないかという趣旨の指摘もあった。

なお、知財創造教育に取り組んでいる教職員がまだ多くない中で、教職員にとっては、選定をされることが横のつながりを生むきっかけになり、それがインセンティブになり得るとのことであった。

<制度設計>

選定制度の設計に際しては、可能な限り学校・教職員にとって負荷のないような仕組みで始めるべきであるとの意見があった。日常業務で多忙な中、選定と言われるとそれが教職員にとってプレッシャーになってしまう可能性もあり、設計・運用に際しては留意が必要とのことである。

また、選定された結果を内閣府の WEB サイトで公開するだけでなく、表彰や感謝状等の形にしてもらえると、教職員にとってはモチベーションにつながるという意見もあった。

地域事情という点で、北海道については、広大な面積や地域性等を考慮して制度を運用していく必要があるとの指摘もあった。

【具体的なご意見例】

①選定のレベル感

<高いレベルでの選定にしない方がよい>

- ・ 今後知財創造教育を広げていくためには、多くの教職員に手を挙げてもらえるような方法を取らなければいけないだろう。
- ・ 選定結果を公開した際に、「あの学校にはあの教員がいるからできるだろう」と見られてしまうと効果がないだろう。
- ・ 選定される先生や学校は突出しても良いが、突出しすぎると周りがついてこないのも、バランスが大事になる。
- ・ 「あの人だからできるんだ」ではなく、「自分もできるかもしれない」という形で見せていかないと、若い人たちは入ってこないだろう。

②選定要件

<実績以外の側面も考慮>

- ・ 知財創造教育を広げていくという目的のためには、選定要件として実績だけを考慮するのではなく、実績はなくても意欲のある教職員が参加できる方向で考えられるとよい。
- ・ 小中高等学校で、知財創造教育として実施している学校・教職員が見つかるかは疑問である。音楽で著作権教育を実施しているところはあるかもしれないが、年間を通して知財創造教育を実施しているのではなく、一部の時間で扱われているだけかもしれない。

<研究会等からの推薦>

- ・ 各教科の研究会を突破口にして、例えば推薦してもらう等のやり方にした方が、知財創造教育に取り組む教職員の輪が広がりやすいのではないだろうか。

③選定対象

<地域における教科の研究会>

- ・ 小学校、中学校では、市のレベル、道のレベルで教科の研究会がある。選定するのであれば、技術科の研究会の会長や家庭科の研究会の会長に依頼して、知財創造教育に興味を持つ教職員を推薦してもらうのもよいのではないか。
- ・ 研究会の中には仲間がいるので、研究会と連携することで一人ではなく複数名で取り組んでいけるのではないか。選定を通じて、そのような活動をサポートできると良いだろう。
- ・ 理科、技術家庭、芸術系の研究会にはそのような活動に関心のある教職員がいるかもしれない。また、例えば体育の教職員も、発想を変えれば関与し得るだろう。

(研究会の例)

例えば、北海道には北海道技術・家庭科教育研究会²、北海道高等学校理科研究会³、北海道中学校理科教育研究会⁴、北海道小学校理科研究会⁵、北海道高等学校教育研究会芸術部会⁶等があり、各会の中でさらに支部が存在している。

<地域の活動>

- ・ 札幌市では科学館を使って理科の授業等とコラボレーションするような取組もあるが、学校教育だけではなく生涯学習という観点から考えると、科学館職員にこの組織の中へ入ってもらうという考え方もあるのではないか。
- ・ 科学館の中で知財と親和性のある事項を担当する職員を推薦してもらうという方法も、

² <http://ajgika.ne.jp/~hokkaido/> (最終アクセス日:2022年3月25日)

³ <http://www.hokuriken.hokkaido-c.ed.jp/> (最終アクセス日:2022年3月25日)

⁴ <http://www.dochuri.org/> (最終アクセス日:2022年3月25日)

⁵ <https://www.hokuriken.net/> (最終アクセス日:2022年3月25日)

⁶ <http://d-kokyoken.jp/subject/art/index.html> (最終アクセス日:2022年3月25日)

将来的にはあり得るのではないか。そのような流れを実現できると、対象が学校教育だけでなく社会教育の方にも広がっていく可能性がある。

<児童・生徒>

- ・ 教育の一番の目的は子どもたちの育成である。非常に良い取組があった場合に、子どもたちに対しても表彰できると、子どもたちにとっても励みになり、輪が広がっていく。知財創造教育に関する取組を頑張ったことに対して、個人や団体の子どもたちも表彰できると、励みになるとともに未来に広がっていくのではないか。

<発達段階や教科のラインアップを意識した選定>

- ・ 小学校、中学校、高校、高専のラインをしっかりと考えることは重要だろう。小学校、中学校、高校の縦のラインを揃えた方が、発達段階に応じた知財創造教育を北海道で指導するという話として展開できる。中学校だけ、小学校だけということではなく、実際に選定するには縦ラインを意識した形にできるとよい。
- ・ 選定された中にそれぞれの校種の教職員がいることによって、「小学校ではこのような取組が適するのではないか」「中学校であればここまでやれば良い」「高校ではこのような取組が良い」、さらに教科の中でも「理科であればこの単元でできる」「家庭科であればこの単元でできる」という話をするのが可能になる。

<学校の選定に対する懸念>

- ・ 学校を選定して学校長の権限で続けることは難しい。学校長は長くて3年しかその学校にいない。したがって、学校を選定するというよりは、知財創造教育を担う教員の組織を選定して数を増やしていき、その教員が異動していった場合にも継続できるような仕組みが必要である。

(知財創造教育に関連するこれまでの取組例)

当地域におけるこれまでの知財創造教育に関する取組として、例えば以下のようなものを確認できる。

当地域における取組例

#	取組	学校名	教職員名 (敬称略)	講師・協力者名 (敬称略)
1	高等専門学校における知財創造教育の実践およびINPIT事業・デザインパテントコンテスト等に関する取組	旭川工業高等専門学校	谷口牧子	
2	農業高校における知財創造教育の実践	岩見沢農業高校	松田直也 高橋英明	内海司
3	小学校における知財創造教育の実践	札幌市立屯田南小学校		内海司
4	中学校における知財創造教育の実践	札幌市立宮の丘中学校	友野直美	
5	地域での知財創造教育の展開	室蘭市青少年科学館		
6	INPIT事業に関する継続的な取組	北海道釧路工業高等学校		

※公開情報調査もとに集約したものであり、これが当地域における知財創造教育に関連した取組の全てではなく、あくまでも一例である。

※空白部分は調査時点において正確な情報を取得できていないものであるが、選定対象候補となった場合には、今後内閣府等を通じて詳細な確認を行う。また、記載のある部分についても確認が行われる予定である。

※所属・役職等は公開情報に記載された時点のものであり、現在とは異なる可能性がある。

※#1～5 は、内閣府事業の一環として実施された実証授業に関する取組⁷である。(#1 については、デザインパテントコンテストに関する実績も確認されている)

※#1.6 は INPIT 事業⁸について、過去5年間に於いて実績がある対象を中心として列挙したものである。

④インセンティブ

<仲間づくりのきっかけ>

- ・ 知財創造教育に取り組んでいる教職員の中には、孤独で仲間がいないという者もいるだろう。
- ・ オンラインでも良いので相談やコミュニケーションをできる仕組みを作り、取り組んでいる教職員を精神的にも支える仕組みが必要ではないだろうか。
- ・ このような仕組みで、社会的欲求という観点を意識しながらコミュニティを広げていき、ひとりでも多く知財創造教育を実践する教職員が増えてくるのがよい。

<児童・生徒の成長>

- ・ 本当に子どもたちのことを思って頑張っている教職員は、先進的な取組をしているから認められたいというよりも、純粋に子どもたちのために頑張りたいと思っているだろう。

⑤制度設計

<学校・教職員にとって負荷の小さい制度とするべき>

- ・ 選定されることは、その教職員に対してプレッシャーがかかるかもしれないので、注意が必要である。
- ・ 小中高等学校は、学習指導要領に縛られている組織でもある。その中でカリキュラムを組んでいかなければならない状況でもあり、そこへさらに知財創造教育を加えるとなると、他の科目に影響が出ると思われてしまうかもしれない。
- ・ 内閣府から選定されることはありがたいことであるものの、教職員個人からするとプレッシャーになる可能性もある。

⁷ 地域コンソーシアム構築支援に関する調査(最終報告書)を参照

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaikyoiiku/consortium_shoukai.html (最終アクセス日:2022年3月27日) ※以降の地域も同サイトを参照している。

⁸ 独立行政法人工業所有権情報・研修館「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/index.html> (最終アクセス日:2022年3月27日)

独立行政法人工業所有権情報・研修館「知財力開発校支援事業」

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/20191001.html> (最終アクセス日:2022年3月27日)

<表彰等>

- ・ 知財創造教育の実践を通じて、ある程度実績が出て生徒の資質が育っていることが分かったら、その学校や教職員、各研究会に対して、例えば知財推進事務局長賞のような形で表彰してもらえるとよい。表彰状ではなく感謝状という形でもよいだろう。普段の仕事にプラス α で自分の時間を割いて知財創造教育に取り組んでいる教職員は、損得抜きで頑張っている方が多い。日頃の知財創造教育に対する貢献や努力の結果、内閣府等の組織から表彰状や感謝状がいただけるというだけでも、教職員のモチベーションにつながるのではないかな。

⑥地域(地域コンソーシアム)との連携

<地域企業との連携>

- ・ 例えば札幌市の中学校では、生徒が株式会社植松電機に行き、ロケットを打ち上げるようなことを体験させていただいている。子どもたちを招きながら、技術的に高めている企業の社員の方にも入っていただけると、プロの目から見たものを還元してもらえないかな。

<地域の若手組織との連携>

- ・ 気骨のある若い方が集まり、青年会のようなものを立ち上げて活動されているところもある。そういった若い方の集まりと学校が連携することができれば、何か協力をしてもらえるのではないかなと思う。

⑦選定対象に対する期待

<授業や教材の公開>

- ・ 選定された教職員が授業を実施しているところをオープンにする、あるいは授業で使った教材をPDFで配布するという程度であれば実現可能ではないかな。

<勉強会の開催>

- ・ 年に一度でも選定者等が一同に会する研究会を開催できればよいのではないかな。その際に小学校、中学校で研究授業を一本出して皆で見合うことができれば励みになる。
- ・ 選定された教職員には、オンラインでも良いので、「知財創造教育に取り組む際に、このようなことをした」等の内容で、研修会を実施してもらえると貴重な機会になる。また、同じ年度に選定された教職員どうしが情報交換をする場もあった方がよい。互いに全く違うことをしているかもしれないが、アイデアがたくさんあった方が新しいものを生み出す方向につながっていく。そのような視点も含めて、選定制度を考えてもらえるとよい。

⑧その他

<教職員の育成が必要>

- ・ 「日本には資源がなく食料もないので、アイデアに頼って少しでも発展する国になるために知財が必要である」という動機付けをできるような教職員の育成も、同時に取り組んでいかなければいけない。
- ・ 知財創造教育を実践するとともに、知財を教えられる人材を育成していくことも同時進行で取り組んでいかなければいけない。

<地理的特徴への配慮が必要>

- ・ 北海道の場合は、面積の広さや地域性を考慮しながら進めることが重要である。
- ・ そもそも北海道は他の地域と異なり、面積が広く、扱おうとする領域も漁業や生乳関係等、都市部と他の地域で持っているものや事情が異なる点をご理解いただく必要がある。
- ・ 首都圏では私立の学校が強いという背景があるが、北海道においては、札幌もそのような方向になりつつあるとはいえ、まだ公立が主体である。

<研究会へのアプローチ方法に関する留意点>

- ・ やみくもに各研究会に推薦を依頼するのではなく、内閣府としてどのような考えを持っているのかということを明示して屋台骨をしっかりとっておかなければ、各会長に依頼したとしても困ってしまうだろう。

<普通科高校への展開>

- ・ 選定制度は、今後普通科高校にも知財創造教育を広げていく良いチャンスである。

2. 2. 東北地域

(1) 検討会議の運営

当地域においては、次の日程および議事で検討会議を開催した。

回次	日時	議事
第一回	令和4年2月21日(月) 17:00-19:00@WEB	1. 開会 2. 内閣府挨拶 3. 議事 (1)実施概要説明 (2)選定等基準の検討 4. 閉会
第二回	令和4年3月16日(水) 17:00-19:00@WEB	1. 開会 2. 議事 (1)本地域における選定のあり方 (2)選定対象候補の考え方 (3)地域(地域コンソーシアム)との連携 (4)被選定者への期待等

当地域の検討会議は、次のメンバーで実施した。

<委員(敬称略・五十音順)>

特定非営利活動法人 natural science 理事	大草 芳江
独立行政法人国立高等専門学校機構 一関工業高等専門学校 教授	貝原 巳樹雄
岩手県立一関第一高等学校 教諭	柿木 康児

<オブザーバ>

内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官	浜岸 広明
知的財産戦略推進事務局 参事官補佐	酒井 壮士
知的財産戦略推進事務局 主査	恒成 正晴

<事務局>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 知的財産コンサルティング室 主任研究員	上野 翼
知的財産コンサルティング室 研究員	北口 景子

(2) 検討結果

【検討結果要旨】

<選定の考え方>

選定については、一定の継続性が見られる実践を対象として実施することがよいのではないかとの意見があった。この際、選定の対象として、学校あるいは教職員個人ということに限定せず、複数人単位・チーム単位での選定も可とすると、現場としても受け入れやすくなるとの指摘があった。

加えて、知財創造教育という言葉を使っていないものの、内容的に親和性のあるような取組にまで、今後選定対象を広げていけるとよいとの意見があった。

選定に対するインセンティブについては様々な意見があり、例えば肩書き的な活用をできればさらに地域で活動しやすくなることや、仲間づくり、学校の魅力化等につながるのとことであった。

<選定制度設計>

制度設計に際しては、教職員にとって過度なプレッシャーや負担にならないような形で始めることが必要であることや、選定結果公開時に特殊な取組であるかのように見えないような配慮が必要であるとの意見があった。

また、公開に際しては、例えば事例集のようなイメージで見せると普及につながり得るという意見があったほか、単純な事例ではなく、可能な限り内容・プロセスまで含めて公開できると、それを見た教職員にとって実践するイメージがわくとの意見があった。さらに、付加的な要素として、選定者あるいは取り組んだ児童・生徒が交流できるような場も設置できると、取組が有効に広がるのではないかと指摘もあった。

【具体的なご意見例】

①選定のレベル感

<高いレベルでの選定にしない方がよい>

- ・ あまり高いレベル感は合わないように思う。高いレベル感であれば応募してもらって表彰するのが適していると思うが、一方的に選ぶのであれば真ん中か低いレベル感になるかと思う。真ん中のレベルか低いレベルかについては、この制度によりどうしていきたいかによる。今取り組んでいる先生を全て見える化して知財創造教育の認知につなげていきたいということであればレベルをできるだけ下げて数を増やすことになると思うし、中レベルであれば取組の可視化だけでなく継続性を重視するというメッセージになると思う。本制度の検討において、継続性は選定基準のキーワードになると思った。

②選定要件

＜一定の継続性を重視する＞

- ・ レベルを低くしてあくまで可視化を目的とするのであれば、取り組んでいることが確認できるというようなことが要件になると思うし、そうではなくて継続できるだけの体制があることを含めて普及したいということであれば、レベルを中に上げて継続の要件をいくつか入れておくべきだと思う。
- ・ ただし、継続性という観点については、あまりハードルを高くしすぎず、例えば2年取り組みれば良いのではないかと思う。

③選定対象

＜複数の教員・チーム等を対象にできるとよい＞

- ・ 知財創造教育等の取組を進めていこうとする際に、誰か一人だけでできることではなく、他の先生にも助けていただきながらやっていくことになる。例えば、生徒への連絡となれば担任の先生にも理解していただく必要がある等、誰か一人だけ選ばうまいくという感覚は現場から見ると少し難しいように思う。
- ・ 教員の世界では、管理職は立場上上司になるが、それ以外は20代の先生から50代の先生、再任用の先生まで基本的に横並びになっているため、その中に上下関係が立場上存在しない。そのため、内閣府による選定という肩書があることが良いことなのかと言われると、難しいこともあるのではないかと思う。そこで周りの方にもサポートしていただける環境を作れないと、肩書だけが独り歩きしてしまうかもしれない。
- ・ 学校内で仲間づくりをすることが学校全体の体制を作るためにも重要になってくる。さらに、校長を味方につけることも大事だろう。校内に3人ぐらいの仲間がいると一つの勢力のようになり、そこに校長のオーソライズが与えられると学校全体の動きになってくる。今回の選定も、学校における仲間づくりに役立つ使い方ができれば良いと思う。
- ・ 校内で3、4人の仲間を作ることができれば学校への影響力は大きい。選定をどのように使えば学校の中での仲間づくりが上手にできて、校長のオーソライズを得られるかを考えることが、知財創造教育を学校全体の取組にしていくにはとても重要であると思う。
- ・ 教員一人を選んでも、その教員がいなくなると取組を継続することは厳しい。なぜなら、その教員が選定されると、その教員が知財教育に関してあらゆる窓口になるため、他の教員に波及させて継続させる体制になりにくいからである。やはり校内で普及させていくとなると、一人ではなくて学校として体制を組み、学校として取り組んでいくんだという姿勢になれば協力を求めやすくなっていく。
- ・ 一人を選ぶというよりも、その方を中心としたネットワークとして選び、取組を他校に普及していく方法が良いと考えている。例えば、授業を実践する教員を一年毎に入れ替えていくと、年間で一人ずつ、3年経てば3名の先生に広がっていくということになる。その教職員がまた異動して他の学校に行ったときに取組を続けていくことで広がっていくという

形が、教員から見ると一番現実的に思える。

〈知財創造教育と親和性のある取組にも焦点を当ててよいのではないかと〉

- ・ 例えば科学系のコンテスト等に取り組んでいる学校もある。そのようなイベントを見ると、やはり先生や学校の指導力は大きいと感じている。内容を見て、このようなところでの参加・受賞実績のある学校・教職員も対象にしていけるとよいのではないかと。
- ・ 知財創造教育のマーケティング戦略として、親和性のあるコンテストを取り込んでいくと、普及という観点では良いのではないかと感じた。
- ・ 関連するコンテスト等では、指導されている先生方に対して光を当てるという視点がないものもある。内閣府による教職員の選定という視点に加わることによって、先生方にスポットが当たれば良いと思う。やはり特に中高生は先生のご指導があつての取組だと非常に感じる。こうしたコンテストに対して、内閣府が賞を設けるのも一案である。

(知財創造教育に関連するこれまでの取組例)

当地域におけるこれまでの知財創造教育に関する取組として、例えば以下のようなものを確認できる。

当地域におけるこれまでの取組例

#	取組	学校名	教職員名 (敬称略)	講師・協力者名 (敬称略)
1	小学校における知財創造教育の実践	鶴岡市立あさひ小学校		
2	中学校・理科を対象とした知財創造教育の実践	宮城教育大学附属中学校	西川洋平	齋藤 昭彦
3	高等専門学校における継続的な知財創造教育およびパテントコンテスト等に関する継続的な取組	一関工業高等専門学校	貝原巳樹雄, 梁川甲午, 八戸 俊貴	
4	INPIT開発事業での継続的な取組	秋田県立増田高等学校		
5	INPIT開発事業での継続的な取組	山形県立置賜農業高等学校		
6	INPIT開発事業での継続的な取組	秋田県立男鹿海洋高等学校		
7	INPIT開発事業およびパテントコンテスト等に関する取組	山形県立村山産業高等学校		
8	パテントコンテスト等に関する継続的な取組	秋田県立秋田工業高等学校		

※公開情報調査もとに集約したものであり、これが当地域における知財創造教育に関連した取組の全てではなく、あくまでも一例である。

※空白部分は調査時点において正確な情報を取得できていないものであるが、選定対象候補となった場合には、今後内閣府等を通じて詳細な確認を行う。また、記載のある部分についても確認が行われる予定である。

※所属・役職等は公開情報に記載された時点のものであり、現在とは異なる可能性がある。

※#1～3は、内閣府事業の一環として実施された公開授業である。

※#4以降は、パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト、INPIT 開発事業について、過去5年間に於いて複数の実績がある対象を中心として列挙したものである。

④インセンティブ

＜地域で知財創造教育を広める活動を行う際のバックアップになる＞

- ・ これまでに色々な高等学校、校長会で知財教育の PR をさせてもらったが、そこに肩書として内閣府のような公的な名前があれば、もっと話を聞いてくれる人が増えたかもしれない。こうした活動を行いたい者にとっては、内閣府に選定されることが活動の支えとなり、インセンティブになるだろう。

＜学校の魅力化＞

- ・ 学校が知財創造教育等に取り組んでいくことで、保護者や地域からその学校が魅力的に見えるようになり、また生徒はそういうことを知ることで進路につながっていく、総合型選抜にも生かされていく、となればうまく回っていく形になるのかなと思う。取組が生徒の成長につながり、生徒の成長が教員や保護者の目からも見えるようになってくれば実際に回っていると言える。
- ・ 昨今は学校の特色作りを打ち出さなければいけないというところが、公立の学校であっても重視されている。あまり自由度がない中でも先生方は毎回経営方針を出されて一生懸命やられている。そういった中で学校が目指す方針とこの知財創造教育が一致するところがあれば、内閣府から認定を受けることで活動が認められ、より PR につながると思う。例えばキャリア教育であったり STEAM 教育であったり、これまでの取組を知財創造教育の観点からもう一度位置づけ直すということになるかとは思いますが、恐らくやっている中身自体はあまり変わらず見せ方の問題になる。そういった形で PR しやすい文脈ができれば知財創造教育も活用できると思う。
- ・ 学校はどのような人材を輩出するかということを非常に重要視しているため、人材育成という視点が一番大事だと考えている。このような人材を育成するためにこのようなことに取り組んでいるというようなストーリーになると、その取組内容が学校の魅力化にもつながり、PR の材料にもなる。さらに、その内容がキャリア教育や STEAM 教育、SSH というところになると、結果として進学や進路につながる形になり、生徒や学校にとってのインセンティブになる。知財創造教育として実はこのような部分で知財が求められているとか、こういう部分で知財の人材が必要なんだというように結び付け、そういった人材育成をしていきたいんだというストーリーになるととても良いと思う。

＜ネットワーク・横のつながり＞

- ・ 選定者＋周りの先生方ときちんと繋がれるようなネットワークができてこそインセンティブにつながるだろうと思う。
- ・ 同じように取り組んでいる仲間が増えるのは大変嬉しい。本校で取り組んでこのような良いところがあった、良い反応があった、ということを紹介することはできる。それを他の学校で実践されて本校にフィードバックされれば、さらにどう改善していけば良いのかを一

緒に考えていくこともできる。本校の取組に反映させることもできるという点で選定・公開によるメリットはあると思う。

<人材育成に熱意を持つ教職員にとってのモチベーションになる>

- ・ GAFAM のように一人二人の発明家/起業家からスタートしたような企業が日本の国家予算を上回る時価総額になっているという時代の中で、そのようなことを実現できるような人を養成したい、活躍できる環境づくりがしたいという気持ちを持っているような教職員であれば、選定は活力になるのではないかと。

<児童・生徒の成長>

- ・ 教員はいたってシンプルな考え方の人が多いのではないかと。結局、生徒の成長につながり、その成長が見えるようになれば、教員が取り組んだことの結果が見えるということになるので、シンプルな楽しみになると思う。教員にとっては、生徒が一生懸命取り組んだことが成果につながると嬉しい。知財創造教育に関しても、生徒が主体的に取り組む、例えばパテントコンテストに出てよかったと言ってくれば、そのような環境を整えることができ良かったと思うことができる。

<校内での士気向上>

- ・ 学校として知財創造教育で選定あるいは表彰されているということを対外的に示せるようになると、ありがたいだろう。在校生に対しても、学校の先輩方や先生が熱心にそのようなことをやっていることがわかり、PR になる。学校としてのインセンティブには、在校生に向けての PR という面と外部に向けた PR という面の 2 つがあるのではないかと。

⑤制度設計

<学校・教職員にとってプレッシャーのかからない制度とするべき>

- ・ 「認定」「選定」という言葉自体が先生にとって、過度に負担感が大きくプレッシャーになるものとして受け止められる可能性も否定できない。そうなってしまうと逆に普及への妨げになる可能性がある。今回の制度により「授業の中で知財創造教育をこのように活用できる」ということを訴えていくのであれば、学校や先生個人の認定ではなくて授業の紹介という形で公開した方が関係する先生方のプレッシャーにならないと思う。
- ・ 「〇〇先生(学校)の授業はとても良いので是非紹介したい」という風に声をかけて授業の実践集の紹介というところから始めた方が良いのではないかと。

<特殊な教育として受け取られないような見せ方が必要>

- ・ 学校側からすると、あまり特殊感を出さずに普段の授業の中で無理なく取り入れられるという雰囲気を出していった方が良いのではないかと。

- ・ 知財創造教育という言葉を出すと引かれてしまうところもあると思うが、「国語担当の先生が創造性教育をテーマとして実践された取組」「数学担当の先生が創造性教育をテーマとして実践されたと取組」というように、それぞれの科目に紐づけて紹介する見せ方にするモデル授業として非常に汎用性が高いと思う。
- ・ 課外活動もあっても良いと思った。カテゴリーを作ると、「国語だとどのような実践があるのか」「総合的な探究の時間だとどのような実践があるのか」そしてさらに活発な取組をしたいと思った場合に、地域や課外活動の取組ではどのようなものがあるのか、といったように困っている先生のニーズにつながり先生方にとって使いやすくなるのではないかと感じた。

<教材集のようなイメージでの公開も一案である>

- ・ 特に高校の場合は、普通科の中でも理数科、進学寄りまたは就職寄り、あるいは実業高校と学校によって知財創造教育への取り組み方や対象生徒の特性は大きく変わってくる。そのため、教材集があったとしてもそのまま真似ることは難しいが、教員は教材集の中にあるアイデアや考え方、視点を参考にして、自分の学校の生徒であればどのような話をしたら良いのか、どのように探究的な流れに持っていけるのかを考えて教材をデザインしていくことができる。そのような教材集が Web で公開されていたらありがたい。自身のように学校で取り入れてみたいという立場からすると、どのような視点で取り入れたらよいのか、どのような切り口で取り組むと良いのか、そしてその取組からどのような生徒の反響があったのかが何かしら見える形で公開されていると嬉しい。

<役立つものであるという見せ方や、プロセス・効果等を見せることが必要>

- ・ 現在、教員については働き方改革の話がよく聞かれるところである。そうすると、生徒と話をする時間が取れなくなるという問題を避けるため、いかにうまく仕事をするかが大事になるので、新たに降りてくる仕事に対して教員は非常に抵抗がある。いかに今ある仕事に知財創造教育を付加させていく、あるいは知財創造教育をやることによって今ある仕事がより良くなるという視点で考えなければうまくいかないだろうと思う。
- ・ 紹介されている事例を見て「いいね」で終わるのではなく、紹介されている取組について、どのような視点でその授業を組み立てているのか、それをやることによって生徒にどのような反応/変化があったのか、これまでの授業に知財創造教育を取り入れたことによってどのような効果があったのかといったことが知りたいところである。
- ・ 普及させていこうと思うのであれば、具体的に「これまではこのようなやり方をしていたが新たに知財の視点でこういうものに取り組むとこのような良い効果が出た」というのを見せることができると良い紹介になると思う。単なる事例集になってしまうと、「うちの学校では取り入れられない/取り入れられる」と線引きされてしまう。具体的にどのような取り入れ方ができるかを見てもらえるようにしないと普及というのは難しいと思う。

<交流の場を設置>

- ・ 児童・生徒の成長を見られるような場を内閣府から準備していただけるとありがたい。例えば、生徒同士の交流の場や、実際にそのようなことに取り組んできた先輩方と話をし、現在その活動がどのように生きてきているのかという話を聞くような機会があれば良いと思う。活動が進路に生きてきたような事例があれば、保護者や地域にもフィードバックされ、学校として取り組んでいることが周りからも評価されることになるので、学校としても頑張っていこうという雰囲気になる。
- ・ 新しいことに取り組もうとするとき、該当しそうな肩書や実際の活動実績をインターネットで調べて、あるいは誰かに紹介していただいて相談する先生を探すというようなことをしている。今回の選定によって肩書がつくと相談しやすくなるのは確かであるし、相談しやすい場があるとよい。

⑥地域(地域コンソーシアム)との連携

<取組の紹介>

- ・ 地域コンソーシアムを通じて、選定された教職員等が、知財創造教育的な観点で、地域にどのような課題があるのか、どのような人材が求められているのか話していただける場があるとありがたいと思う。

⑦制度を通じて目指す効果

<知見の共有・拡大>

- ・ 「知財創造教育を普及するという活動を実際にやってみてこのようにすれば受け入れてもらえた」という事例を選定対象の先生(選定された先生でなくても)が互いに共有したり、紹介し合えたりする場があれば、広がりが生まれるのではないかな。
- ・ 知財創造教育に関することを色々やっけていこうと考えているときに、「1年目であればこれくらい」「最初に取り組むのであればこれくらい」といったヒントになるものや考え方を、選定された先生方が提示してくださると、新たに取り組む側としてはすごく参考になると思う。「私はこういう風にやってみた」という言い方でも良いだろう。「ここで苦労した」「このような問題はこのようにして周りに話をし乗り越えた」といった、知財創造教育の取組の中での課題解決を体験談として教えてくだされば、あるいは講演や資料で知ることができれば普及の一助になるのではないだろうか。

⑧その他

<知財創造教育というワードについて>

- ・ 普及という観点から、「知財」という言葉を入れた方が良いのかどうか気になる。学校の形態によっては知財が近いところもあるが、普通科であれば遠く感じてしまうのではな

いかとも思い、知財というキーワードにより自分とは関係ないと思われてしまわないかと危惧している。ぱっと入ってくるキーワードとして例えば「創造力」等の言葉を使った見せ方も考えた方が良くかもしれないと思う。タイトルが普及のネックになってしまうのではないかと懸念はある。

- ・ 確かに知財という言葉は堅いイメージがあるとは思っている。普通科進学校で、ものづくりや創造性のキーワードに反応する好奇心旺盛な人たちが、地域や我が国の将来を担う中心メンバーになるのではないかと思っている。好奇心旺盛であったり、創造性というキーワードに反応してくれたりするような若い人に刺さるキーワードを最初に持ってきて、その下に知財創造教育を置く等することで、将来活躍してくれそうな若い人を引き付けられれば良いと思う。

<キャリア教育的な視点>

- ・ 知財創造教育を通じて、まずは生徒の主体性を大事にしたいという気持ちがある。そして知財を通じてものづくりに携わりたいと思う生徒がいればすごく嬉しいし、別の角度から例えば弁理士のような形で携わりたいという生徒がいても嬉しいと思う。そういった職業選択のひとつの考え方に繋がっていくというように思っており、普段の授業の中でも知財とのつながりを見せて探究的な考え方を生徒がするようになると「こういう課題を解決するためにはこういう職業もあり得る」ということに生徒が自分で気づくようになる。教育の種まきをして、実際にまいた種がどのように芽が出て花が開いていくのかというところをイメージして、知財創造教育の考え方をうまく当てはめていければ良いと思っている。

2. 3. 関東地域

(1) 検討会議の運営

当地域においては、次の日程および議事で検討会議を開催した。

回次	日時	議事
第一回	令和4年2月17日(木) 17:00-19:00@WEB	1. 開会 2. 内閣府挨拶 3. 議事 (1)実施概要説明 (2)選定等基準の検討 4. 閉会
第二回	令和4年3月8日(火) 15:00-17:00@WEB	1. 開会 2. 議事 (1)本地域における選定のあり方 (2)選定対象候補の考え方 (3)地域(地域コンソーシアム)との連携 (4)被選定者への期待等

当地域の検討会議は、次のメンバーで実施した。

<委員(敬称略・五十音順)>

帝京大学 共通教育センター センター長 教授	木村 友久
東京都立桜修館中等教育学校 教諭	原 直子
東京学芸大こども未来研究所 教育支援フェロー	原口 直

<オブザーバ>

内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官	浜岸 広明
知的財産戦略推進事務局 参事官補佐	酒井 壮士
知的財産戦略推進事務局 主査	恒成 正晴

<事務局>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株) 知的財産コンサルティング室 主任研究員	上野 翼
知的財産コンサルティング室 研究員	北口 景子

(2) 検討結果

【検討結果要旨】

<選定の考え方>

まず、知財創造教育の授業実践を重視して選定するのがよいという意見があった。この際、単発で実施してあまり継続性が見えないようなものよりも、継続性が見える取組を中心に選定していくのがよいとのことであった。

また、最初は知財創造教育という名目で実践しているものを選定しつつも、今後は例えば知財創造教育という名称では実施していないが、内容的には知財創造教育的なものだと認められるような実践にも目を向けて広げていく方法もあるとの意見があった。

<制度運用に際しての留意点>

すぐには難しいのかもしれないが、やはり選定に際して金銭的な支援があった方が、より取組の広がりにはつながるとの指摘があった。

また、実際に選定を行う際には、学校や教職員側の事情、相談する対象等が地域や学校によって様々なので、慎重に話を進めることが必要であるとの指摘があった。選定結果の見せ方についても類似する指摘があり、学習指導要領等との関連を意識した見せ方にしないと、逆に選定された学校・教職員にとって迷惑となってしまう恐れがあるので、やはり注意すべきとのことであった。

選定制度を効果的に機能させていくにあたっては、内閣府の WEB サイトだけで閉じずに、文部科学省との連携が必要であることや、うまく役割分担をしながら公開授業等を展開していくことが必要になるとの意見があった。

【具体的なご意見例】

①選定要件

<授業等の継続的な実践が重要>

- ・ 最も重要なのは授業の実践なので、選定要件としては授業の比重を上げ、それ以外の要素は比重を下げるというのも一案だと思う。
- ・ 基本的には授業実践あるいは外部から授業をアシストしたという事実に基づいて選定を行うというのが大原則だと思う。その際に、自立型での実践なのかどうかというのもポイントになると思う。例えば、極端に言えば 100%外部の方が来て一コマ授業をしてその後は何もないとなると後には続かない取組になってしまう。このような目線で実践を見るべきだろう。
- ・ 自立的に継続できるものであるかということも、今回の選定基準としては考えた方がよいと思う。

<間口を広くしていけるとよい>

- ・ これから取り組もうとしている教員に対しては特にメリットがないように感じた。例えば教員になりたてで感性が新しい人や、新しい学習指導要領から始める初任の人が、知財創造教育ネイティブに育っていってくれば良いと思う。今後 10 年後、20 年後のことを考えてのことだが、そのような先生達にも何かできればと思う。
- ・ これからやりたいという趣旨の教職員と、もっと継続的にやりたいという趣旨の教職員、2 つ枠を設けても良いかもしれない。あるいはもっと幅広く大きな枠を設けておいてどんな方でもどうぞというような形にしても良いかもしれない。

<ハードルが高く見えないようにした方がよい>

- ・ 特に公立の場合、例えば論文や学会に参加している教員はほとんどいないと考えて良いと思う。もちろん、市町村や区の研究会には全員参加されていると思うが、それ以外に自主的に学会に参加している教員はかなり稀である。したがって、要件の一例であったとしても、こうした基準があるとハードルが見えてしまう恐れがある。
- ・ ただし、論文の中には実践報告の論文もあるので、それは考慮に入れていってもよいかもしれない。実践の事実関係を確認するための資料としては見られるだろう。

②選定対象

<教職員を選定する>

- ・ 特に小中学校の場合は、よほど校長先生がその地域と繋がって何か取組をしているという場合は別だが、学校として認定するのは難しく、どちらかといえば先生に対して認定するしかないような気がする。

<地域における過去の継続的な取組>

- ・ 台東区立上野小学校の取組の講師・協力者名に記載されているのは日本規格協会の方の名前かと思うが、この事例では退職された神田先生がカリキュラムマネジメントを前面に押し出して指導してきている。
- ・ 台東区立上野小学校の事例はカリキュラムマネジメントの実践事例⁹という意味で全国的にもっと出していくべきだと思う。

<コンテスト等における優れた取組>

- ・ パテントコンテストや INPIT 事業の方で、極めて良い事例があればいくつか選んでも良いかと思う。

⁹ 知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会(第 5 回) 神田委員説明資料「「深い学び」の実現に向けた指導法の工夫―豊かな創造性の育成を目指して―」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaikyoku/consortium_kentou/dai5/siryou5-1.pdf (最終アクセス日: 2022 年 3 月 27 日)

<知財創造教育という名前では顕在化していない実績>

- ・ 知財創造教育という名前を出さずに、あるいはパテントコンテストや INPIT 事業以外の場面で非常に良い実践をしているところがあるのではないかと思う。こうしたところの実践事例にも気を配った方が良いかと思う。
- ・ 優れた取組こそ紹介して知財創造教育の仲間に入れていただいた方が良いのではないかと思う。その方が選定されたことの価値が上がるのではないかと思う。今後、色々なところに働きかけて情報を持ってこられると良いのではないか。
- ・ 例えば都立の高専は非常にロボコンに力を入れていると聞いている。ロボコンには潜在的に発明や特許につながるようなものは必ずあると思うので、それに気付いていただき、公表していただくということができれば広がるのではないか。

(知財創造教育に関連するこれまでの取組例)

当地域におけるこれまでの知財創造教育に関する取組として、例えば以下のようなものを確認できる。

当地域における取組の例

#	取組	学校名	教職員名 (敬称略)	講師・協力者名 (敬称略)
1	小学校における知財創造教育の実践	台東区立上野小学校	神田しげみ(校長) および同校教諭	青木義男, 蛭間功
2	中学校・技術科における知財創造教育の実践	つくば市立竹園東中学校	川俣 純	
3	中学校・音楽科における知財創造教育の実践	東京学芸大学附属世田谷中学校	原口 直	
4	高等学校・家庭科における知財創造教育の実践	東京都立桜修館中等教育学校	原 直子	
5	知的財産権侵害防止に関するモデル授業実践	東京都立西高等学校	篠田健一郎	
6	知的財産権侵害防止に関するモデル授業実践 チー△IPに関する取組	東京都立千早高等学校	親泊寛昌	
7	情報科における知財創造教育の実践	白百合学園中学高等学校	森棟隆一	
8	知的財産権侵害防止に関するモデル授業実践	関東第一高等学校		
9	知的財産権侵害防止に関するモデル授業実践	東洋大学京北高等学校		
10	INPIT開発事業およびパテントコンテストに関する 継続的な取組	神奈川県立神奈川工業高等学校		
11	INPIT開発事業に関する継続的な取組	神奈川県立磯子工業高等学校		
12	INPIT開発事業に関する継続的な取組	サレジオ工業高等専門学校		
13	INPIT開発事業に関する継続的な取組	茨城県立那珂湊高等学校		
14	INPIT開発事業に関する継続的な取組	神奈川県立平塚農商高等学校		
15	INPIT開発事業に関する継続的な取組	神奈川県立平塚工科高等学校		
16	INPIT開発事業に関する継続的な取組	東京都立多摩科学技術高等学校		
17	パテントコンテストに関する継続的な取組	東京工業大学附属科学技術高等学校		
18	パテントコンテストに関する継続的な取組	山梨県立甲府工業高等学校		
19	パテントコンテストに関する継続的な取組	サレジオ学院高等学校		

※公開情報調査もとに集約したものであり、これが当地域における知財創造教育に関連した取組の全てではなく、あくまでも一例である。

※空白部分は調査時点において正確な情報を取得できていないものであるが、選定対象候補となった場合には、今後内閣府等を通じて詳細な確認を行う。また、記載のある部分についても確認が行われる予定である。

※所属・役職等は公開情報に記載された時点のものであり、現在とは異なる可能性がある。

※#1~4は、内閣府事業の一環として実施された公開授業である。

※#5～9 は他事業あるいはその他実践授業として確認できたものである。

※#10 以降は、パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト、INPIT 開発事業について、過去5年間に於いて複数の実績がある対象を中心として列挙したものである。

③インセンティブ

<金銭的支援があるとよい>

- ・ 非常に公務が忙しく、予算も研究費もつかない中、仮に授業を複数年にわたって継続的に発表しなければならないとなったとしたら、かなり大変なことである。選定されるからには、金銭的な支援等で取組推進をバックアップしてもらえるとよいのではないか。
- ・ 例えば三菱みらい育成財団のようなところから費用が出るのであれば他の先生達にも勧められるが、さらに忙しくなり認定されるがメリットもないとなると難しい部分がある。
- ・ 金銭的支援があれば、それを原資に講師を呼んだりして、忙しい中でも生徒のために頑張ろうというインセンティブにつながるだろう。
- ・ 取組を広めるための予算を、どのようにして継続的に工面するかは戦略的に考えるところだと思う。
- ・ 百万、一千万という話ではなく機材が買えるぐらいの額、一万、十万という額であっても公立高校は出るのが本当に難しい。だからこそ、年度途中で使えるお金やもっと機材をバージョンアップしたいといった融通の利くような支援が少しでもあればと思っている。
- ・ 例えば教材費や、逆にこんなもの(例えば、プロジェクターやプリンター等)を提供することでも良いと思う。そういった報酬のようなものがあると、色々な方が挑戦しやすいし、選定された教職員からしても、他の教職員に勧めやすくなるのではないか。

<児童・生徒の成長>

- ・ 子どもたちが喜んでくれることや、子どもたちの成長につながることを教員にとってはなによりのインセンティブになると思う。
- ・ 一般的な先生はやはり子どもたちのため、というところが大きいだろう。society 5.0 の時代にこの子たちが本当に生きていけるのかということ、そこを支援したいという思いが一番強いと思う。それを考えると、学校の教員はやはり子どもたちの将来のためにという思いが一番インセンティブとしては強いような気がする。

<キャリアアップに向けたきっかけ>

- ・ おそらく、高校の先生の場合は管理職になかなかないもので、ある意味この取組をやることによって管理職を目指すというインセンティブはそれなりにあるのではないか。

<学校の特色を強化>

- ・ 特に私立学校は、東京だとたくさん選択肢となる学校がある中で、他校との差異化を

したいと考えているだろう。小学校受験、中学校受験でも、こういった学校に通わせたいと思われるような特色が表に出ている学校というのはすごく強い。ただ、そういった看板が既にある学校もあるし、それが知財創造教育ではなくて SGH、SSH というようなところももちろんある。そういった既に看板を持っている学校に知財創造教育が加わることによって、例えば SSH や SGH の取組がもっと良くなるというような感じで複合的に上がっていくことができれば学校にとってもインセンティブとなるだろう。恐らく看板はどこの学校も欲しがっていると思う。

- ・ 特に高校の場合は、差異化という観点での意識はあるだろう。一方で小中、特に地方の公立の小中学校の場合は、研究協力校ということで 2 年ぐらい特定のテーマを研究して、やっている間は学校の外側に看板をつけたりしている。知財創造教育に取り組むインセンティブとして、そういう使い方はあるかもしれない。
- ・ 知財創造教育では新しいアイデアを生み出すことに重きを置いていることを踏まえると、この点は総合型選抜には強いのではないかと思うので、長い目で見てアピールにつながられたら良いと思う。

④制度設計

＜異動を考慮しなければならない＞

- ・ 教員に対して認定をする場合、小中学校は基本的に転勤がかなりあるためその先生が移っていったときどうになってしまうのか、その整合性も考えなければいけない。
- ・ 異動した教員の公表については、前職の学校名を出していいのか等、配慮が必要である。選定された教員、学校に対して掲載して良いか個別に確認する必要があると思う。

＜現場の事情を配慮する必要がある＞

- ・ 学校としては、校長の目からすると人と違うことをやっている先生をよしとしない場合もあり得る話で、そういう時に先生を認定するとかえってその地域の知財創造教育をマイナス方向に動かしてしまう可能性もある。そのあたりもうまく基準を作っていかなければいけない。
- ・ まだ知財創造教育が本当の意味で学習指導要領の中に一対一で対応しているように把握されていないので、よほど気を付けないと認定することによってかえって先生を浮かせてしまう懸念もあるため、選定の際は事前に関係者と相談をする等の配慮が必要である。
- ・ 選定にあたっては、候補に対して個別にアプローチする必要があるが、間違えたやり方をするとその選定された先生が非常にまずい立場になるということもあり得る。これは地域の特性や教育委員会の特性もあるため、非常に慎重に動く必要がある。

＜学習指導要領等との関連を意識した見せ方が重要＞

- ・ 今回の学習指導要領改訂でも、次世代で生きていくためには本当の力を総合的な探究

の時間でつけていかなければいけないとなっているが、そこと知財創造教育の要素をうまく接続させたところを綺麗に見せてあげなければ、管理職が嫌がるかもしれない。先生方が動きやすいように基準や選定結果を見せなければいけないと思う。

- ・ 初等・中等教育機関であれば、あくまでも学習指導要領に則った実践であるということを表に出さなければ、実際に取り組んでいる先生方にも迷惑がかかるかもしれない。「学習指導要領のこういうところに則っている」ということを記載したドキュメント等を出しておく、選定された先生や管理職の方も含めて皆が安心するだろう。
- ・ 「知財創造教育は学習指導要領に書いてあるところもあるし関連性もある、検定教科書にもこのような事例がある、だからこのような形で選定する」という論理付けがされたドキュメントを出しておく必要があると思う。
- ・ 何か先駆的なことをやっているのではないか、突飛なことをやっているのではないかと思われぬように一番気を遣うのは、学習指導要領に則ってやっているということである。学習指導要領にこう書いてあるから、あるいは改訂する学習指導要領がこの方向に向かっているから、という前提を非常に大事にしている。

<時間軸を意識した制度設計>

- ・ 知財創造教育が十分に普及していない初期段階と、ある程度普及してからの時間軸を考えて対応を変えても良いかもしれない。
- ・ 一回目の選定ということであれば、まずは複数回の実績があるということで皆納得するだろう。二回目以降となると、それなりに他の人を納得させる資料がないといけなくなるかもしれない。

<教職員の負担を減らせるような役割分担の設計が必要>

- ・ もっと広げていくという意味では、先生方は授業だけやっていけばよくて、例えば事務局がこのような取組があるというのを発信してくれるようにしてもらえればもっとハードルが低くなり、うまく回るのではないかな。
- ・ 選ばれた方にとって負担にならないように配慮は必要。

⑤地域(地域コンソーシアム)との連携

<地域コンソーシアムからの推薦>

- ・ 地域コンソーシアムの関与はあった方が良いと思う。例えば内閣府が地域コンソーシアムに依頼をして推薦をしてもらおう(もちろんそれ以外の推薦も一般的に受け付けたら良いと思うが)という形で進めていければ良い。

<教育委員会等との連携>

- ・ 教育委員会のセクションに問い合わせをした方がより正確に頑張っている先生が見えてく

るかもしれない。そのためには最初の選定基準に「学習指導要領に則ってやっているところを選びます」というような書き方をしていると教育委員会が協力しやすい。

- ・ 中学校から知財創造教育の取組事例を引っ張ってくるのであれば技術科が一番早い。そこにアプローチすると教育委員会との連携も図れてより先生方に広がりやすい。
- ・ 技術・家庭科に関する全国大会の協賛に文科省と産業教育振興会が入っている。高校は高等教育指導課というのがあり、そこに各教科の指導主事があるのでその情報科指導主事にアプローチすると良いかもしれない。

⑥制度運用開始後の検討事項

<普及に向けた論点>

- ・ あまり教員は内閣府のサイトを見に行かないのではないかと思うので、例えば文部科学省のサイトにリンクを貼る等の工夫があればもう少し広がっていくのではないかと思う。今回の制度も内閣府でやっていること自体は学校教育のことだが、教員からすると内閣府がやっていることというのはなんとなくハードルが高いイメージを持たれやすい。

<授業公開による普及・実践例創出>

- ・ 普及に際しては、授業公開が一番手っ取り早いと思うし、先生方にとってはそれが一番ありがたい。特に今はオンラインが進んでいるので、自宅にいても学校にいても、あるいは後日配信でも見られるというような形が理想であろう。やはり授業実践を重視しているということでそれを活かせば良いと思う。
- ・ 公開する手間を考えると、誰かに教職員が実施した実践や授業を解説・解釈してもらい、そこからピックアップして必要な学習指導案や資料の作成あるいはサポートをしてもらえるとよい。授業を実践した先生本人はあまり対外的なことに時間を割かずに済むようになる。生徒にきちんと時間を割けるような体制作りをサポートすることも重要である。
- ・ 実際にやられている先生が指導案を書かれる可能性は高いと思うが、例えば評価基準まで完璧なものを作るというのは大変手間がかかるため、別の人や、実践している部分を解釈して作ってくれるのは非常に重要なことである。
- ・ そのような事例を大量に集めて他の先生方が参考にして実践するというのが地道だが一番知財創造教育を広げていくことにつながる。指導案は本当に財産になる。将来的にどこかが予算を付けてどんどん広げていけば、予算の金額の割には波及効果が非常に大きいと思う。

2. 4. 中部地域

(1) 検討会議の運営

当地域においては、次の日程および議事で検討会議を開催した。なお、調整の都合上、第一回の検討会議は近畿地域と合同での開催となった。

回次	日時	議事
第一回	令和4年2月18日(金) 17:00-19:00@WEB ※近畿地域と合同開催	1. 開会 2. 内閣府挨拶 3. 議事 (1)実施概要説明 (2)選定等基準の検討 4. 閉会
第二回	令和4年3月22日(火) 17:00-19:00@WEB	1. 開会 2. 議事 (1)本地域における選定のあり方 (2)選定対象候補の考え方 (3)地域(地域コンソーシアム)との連携 (4)被選定者への期待等

当地域の検討会議は、次のメンバーで実施した。

<委員(敬称略・五十音順)>

鈴鹿市立天栄中学校 教諭	渥美 勇輝
名古屋文理大学 情報メディア学部 情報メディア学科 准教授	世良 清
愛知県立旭丘高等学校 教諭	田中 博章

<オブザーバ>

内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官	浜岸 広明
知的財産戦略推進事務局 参事官補佐	酒井 壮士
知的財産戦略推進事務局 主査	恒成 正晴

<事務局>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 知的財産コンサルティング室 主任研究員	上野 翼
知的財産コンサルティング室 研究員	北口 景子
知的財産コンサルティング室 研究員	平川 彰吾

(2) 検討結果

【検討結果要旨】

<選定について>

まず第一弾として選定をしていくにあたっては、継続的な取組が見られる学校・教職員がターゲットになるだろうという意見があった。ただし、実際には教職員の異動等もあり、選定に際してはしっかり確認する必要があるという指摘があった。

また、前提として知財創造教育の対象とする範囲を改めて明確にしておく必要があるという指摘もあった。

今後の選定に際して、知財創造教育という言葉を出していなくても、知財創造教育的な活動を実践している事例があるはずなので、そうした対象の掘り起こしも必要になってくるとの意見があった。

<選定制度の設計・運営>

これまでの取組について、しっかりと記録として残しておくことが重要であり、それに資する制度設計であることが望ましいとの意見があった。

こうした実践記録を共有することによって、さらに横のつながりを生むきっかけになれば、取り組んでいる教職員にとってはインセンティブになる可能性があるとのことであった。

また、設計した制度を運営していくにあたり、地域コンソーシアムも含めた役割分担等を明確にしていく必要があるとの指摘もあった。

加えて、選定については一定の期限を設けることが必要であるとの意見があったほか、教育委員会や学校長にも理解いただくような活動が必要であるとの意見もあった。

【具体的なご意見例】

①選定のレベル感

<高いレベルでの選定にしない方がよい>

- ・ 本制度の目指すゴールが間口を広げて知財創造教育を普及していくことだとすると、選定のレベル感があまり高くない方が良い。
- ・ 他の先生方が内閣府のサイトを見て「これであればうちでもできそうだ」と思えるぐらいのレベル感が良いのだと思う。

②選定要件

<継続性>

- ・ 安全教育推進校やプログラミング教育推進校等の既存制度は、上から降りてきて予算もつき実施しなければいけないというような状況の中で行われるが、知財創造教育については上からの指示がなく必要性が共有できていない中で盛り上げていかなければいけ

ない。そのため、今回の選定では、授業を継続している、公開授業を行っている等の引っ張っていくタイプの人を選ぶ必要がある。

- ・ 異動すると元の学校では取組が継続されないということがある。また、異動先の学校で取り組もうと思っても難しい場合もある。継続という観点について、人に定着しているのか学校に定着しているのかは気を付けなければいけない。INPIT 事業の取組は公的予算がついているが、予算が切れると取り組まなくなってしまう学校もあるのではないだろうか。もちろん、予算がなくても学校単位または個人単位で継続されている方もいるだろう。
- ・ 継続という観点では、どうしても属人的なケースの方が強いように感じられる。

<発達段階に応じたレベル感での選定>

- ・ パテントコンテスト等への応募、受賞となると小学校や中学校教員の立場からすると縁遠い感覚があるだろう。もう少し小学校、中学校でも入っていけそうな要件もあれば良いかと思う。
- ・ 「このあたりのターゲット層に対してはこれくらいであれば普通だ」というようなレベル感の基準があれば良いと思う。
- ・ 知財創造教育も小中高で関連性を持ちつつ取り組んでいければ良いのではないかと思う。

<カリキュラムマネジメントの視点>

- ・ カリキュラムマネジメントを各教員が進めていかなければいけないようになっているので、関連を持たせてまずは軽く取り入れていく方がむしろ広まるのではないかと思う。

<対象範囲の明確化>

- ・ 対象範囲をきちんと決めないと際限が無くなってしまふ。知財創造教育をやっているとも言えるが、産業財産権か著作権のどちらかだけ取り組んでいる場合に本当に知財創造教育をやっていると言えるのかというのは議論になる。まずは知財創造教育の範囲を明確にして、どこまでが内側でどこまでが外側かある程度分かるようにしなければ迷うと思う。ただし、外側だから関係ないということではなく、いかに内側に持ってくるかという努力も必要になってくるだろう。

③選定対象

<知財創造教育という言葉を使わずに実践している教職員の掘り起こし>

- ・ 全国には一生懸命頑張っている先生がたくさんおられる。その中には知財創造教育とは思わずに創造性を高める取組をされている学校がたくさんある。そのような学校、先生に気付かずにパテントコンテストのようなイベントに焦点を当てていたらいつまでもニッチな

ままで終わってしまうように思う。たくさんの方に関わってもらうには創造性を高める取組をされている先生に、その取組が知財創造教育に関連していることに気付いてもらい、知財創造教育に参加してもらうように促していくことをしていかなければ、参加する方が非常に少なくなると思う。

- ・ 創造性を育む、相手を尊重するということが教育の根本に関わることであるため、プログラミング教育や環境教育等あらゆる教育に当てはまる。まずは選定する前に可能性のある先生を集めて、知財創造教育がどのようなものかご理解いただく時間を設け、少しずつ巻き込んでいくようなことをしていかないとこれまでと代り映えのないことになってしまうのではないだろうか。
- ・ コンテストで優秀な作品を見ると、これは知財創造教育と関連するのではないかと思うことがよくある。そういうところまでの普及がまだ足りないと感じている。
- ・ 理系だけでなく文系の生徒も参加でき、且つ内閣府や特許庁等、後援の大きいイベントに応募してくれた先生から広げていくことができるのではないか。例えば、「サステナブル・ブランド国際会議 2022 横浜¹⁰」等がある。

<地域における様々なプレーヤーや活動の巻き込み>

- ・ 日本の場合には学校でできないことを塾でやるケースがあるため、知財創造教育も塾と連携するのも一案ではないだろうか。総合的な学習の時間ができたときに環境教育を実施したが、最初にのってきたのは塾だった。今後の方針として、ターゲットは学校に限らずに入れてみても良いと思う。
- ・ 小学校、中学校に焦点を当てようとする、発明協会が実施している発明くふう展に目を向けても良いかもしれない。ただ、発明くふう展は地域によってやり方が異なる。市町村によっては教育委員会が絡むところもある。ただし、小学校、中学校については学校教育の中に入り切れていないところがあり、それらをどう拾っていくかという問題がある。

<関連の取組が見られる学校・教職員>

- ・ 現実的にスピード感を持って広めていくのであれば、既に SSH で採択受けているとか、新しい科目の研究に指定された学校をターゲットとして、+αとして知財創造教育を付加していくのも一案ではある。知財創造教育のためだけに取り組むというよりも、何かと一緒に取り組む中で最終的に SSH や知財創造教育の場で発表するというようにすると、出力先がわかかれても発表する内容は結局似てくると思う。
- ・ INPIT 事業は十数年続いておりデータが公開されている。工業・商業高校を中心に一定の実績がある。

¹⁰ サステナブル・ブランド国際会議 2022 横浜では、イベントの一つとして「次世代育成プログラム」が実施されている。

<https://www.sustainablebrands.jp/event/sb2022/>（最終アクセス日 2022 年 3 月 27 日）

- ・ パテントコンテストに関する取組は確かにあるのだが、あくまで生徒が応募する形になっているため学校として取りまとめた文書がない。どのような指導方針でどのような指導を行いどのような成果が出たという記録が残っていない。そのため教員の姿がここからは読みとりにくいかもかもしれない。
- ・ 関連し得るものとして、例えば産業振興教育中央会が予算を付けた事業や、県単事業で行っている取組もあるが、情報収集が難しい。また、収集できたとしてもフォーマットが異なるためそれをどのように統一するかという問題がある。

<対象の抽出に関する困難性>

- ・ 小学校や中学校で知財創造教育に取り組まれている先生方をピックアップしようとしても、なかなか公開されている資料がなく、現段階ではなかなか難しいだろう。産業技術教育学会というところでは様々なコンテスト、例えばロボコン等を主催しているが、そのような学会にターゲットを絞ると創造的な作品作りをされている先生方がいて参考資料の一つとして使えるかもしれない。ただし、こうした学会だと、比較的先進的な取組をされている先生に限定されるかもしれない。現場の先生となると技教研(中学校の技術科教員の研究会)であれば入ってくるかもしれない。

(知財創造教育に関連するこれまでの取組例)

当地域におけるこれまでの知財創造教育に関する取組として、例えば以下のようなものを確認できる。

当地域におけるこれまでの取組例

#	取組	学校名	教職員名 (敬称略)	講師・協力者名 (敬称略)
1	中学校・技術科における知財創造教育の実践	平田野中学校	渥美勇輝	世良清, 仲卓哉, 高田珠美, 北裕介, 谷口緑理, 榊原靖, 橋本努, 古田広人, 瀧川彰人
2	高等学校・公民における知財創造教育の実践	愛知教育大学附属高等学校	田中博章, 橋爪友美子	平川彰吾
3	高等学校・地理/探究を中心とした知財創造教育の実践	鈴鹿高等学校	森兆立	上野翼, 平川彰吾
4	INPIT開発事業およびパテントコンテスト等に関する継続的な取組	沼津工業高等専門学校	大津孝佳	
5	INPIT開発事業に関する継続的な取組	静岡県立御殿場高等学校		
6	INPIT開発事業に関する継続的な取組	静岡県立遠江総合高等学校		
7	INPIT開発事業に関する継続的な取組	静岡県立焼津水産高等学校		
8	INPIT開発事業に関する継続的な取組	長野県上田千曲高等学校		
9	パテントコンテスト等に関する継続的な取組	岐阜県立岐南工業高等学校		
10	パテントコンテスト等に関する継続的な取組	岐阜県立大垣養老高等学校		
11	INPIT開発事業に関する取組	愛知県立三谷水産高等学校		
12	INPIT開発事業に関する取組	岐阜県立岐阜商業高等学校		
13	INPIT開発事業に関する取組	石川県立大聖寺実業高等学校		
14	INPIT開発事業に関する取組	長野県長野工業高等学校		
15	パテントコンテスト等に関する取組	岐阜県立岐阜農林高等学校		
16	パテントコンテスト等に関する取組	静岡県立沼津工業高等学校		
17	パテントコンテスト等に関する取組	石川県立金沢泉丘高等学校		
18	パテントコンテスト等に関する取組	長野県松本工業高等学校		

※公開情報調査もとに集約したものであり、これが当地域における知財創造教育に関連した取組の全てではなく、あくまでも一例である。

※空白部分は調査時点において正確な情報を取得できていないものであるが、選定対象候補となった場合には、今後内閣府等を通じて詳細な確認を行う。また、記載のある部分についても確認が行われる予定である。

※所属・役職等は公開情報に記載された時点のものであり、現在とは異なる可能性がある。

※#1～3 は、内閣府事業の一環として実施された公開授業である。

※#4 以降は、パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト、INPIT 開発事業について、過去5年間に於いて実績がある対象を中心として列挙したものである。

④インセンティブ

<実践の共有>

- ・ 選定により周知され、興味を持っている人が公開授業を聞きに行く、連絡を取る等ができれば、選定された先生は周りから必要とされるし、承認欲求にもつながっていくかと思う。

<横のつながりが生まれる>

- ・ GIGA スクール構想の研修会に参加したが、その先生を見ていると、頼りにされることはインセンティブになるのだろうと感じた。また、選ばれることでそういう方々との横のつながりができることもインセンティブになると思う。
- ・ お金よりも情報やネットワークが欲しいと思う。これからの若者にとって大事になってくるのは人とのつながりではないだろうか。金銭面よりもネットワーク作り等の違う視点でインセンティブを考えた方が良いと思う。

<金銭的インセンティブはあった方がよい>

- ・ やはり金銭的インセンティブが欲しいところではある。

<経験や実績>

- ・ 例えば、私学の教員の場合は、最初から最後まで同じ学校で勤め上げることも多いのではないだろうか。内部評価だけでは物足りなさを感じている教職員であれば、外部評価を気にするようになり、社会における価値や自分の立ち位置はどうなのだろうと思って、学会活動を始めたりする。そのようなときに講師に呼ばれたり、実践事例を集めて書籍にしたりするような経験を積むことは私立教員にとってのインセンティブになるのではないかと推測する。
- ・ ある程度固定されたメンバーの中で自分のポジションに悩むようになる教職員もいるだろう。そういう時に、「これを頑張っている」という肩書のようなものが一つあると誇れる人もいると思う。

<児童・生徒にとっての効果>

- ・ 教職員自身にとっての実績という見方だけでなく、生徒にとっての実績やインセンティブという目線もほしいところである。生徒にとっても、例えば進学の際に書けるようなイベントやコンテストの場が与えられたり、そういう場の情報がまとめられたところにアクセスできるというのもひとつのインセンティブになるだろう。

⑤制度設計

<一定の期限を設けることが必要>

- ・ 教員を登録や認定した場合、その先生が一生涯知財創造教育を実施するとは限らないため、期限が必要になってくる。

<教科と紐づけた見せ方>

- ・ 知財創造教育という言葉の印象として、技術や情報といった専門的なイメージが強い。間口を広げていくのであれば様々な単元や授業と関連付けなければなかなか難しい。
- ・ 専門的な内容で取り入れるのであれば今度から必修になる情報の授業に取り入れることも可能。普通科高校では公共や地理総合のように科目の看板が変わっていくため、新しい科目に取り入れやすいようにハードルを高くしすぎない方が取り組みやすい。

<コンテスト等の開催も一案>

- ・ 既存のコンテスト等に頼るだけでなく、例えば知的財産に関する作文コンテストを公募するアイデアも考え得る。内閣府が主催し、表彰された生徒を指導した先生を認定するということも考え得る。

<学校長や教育委員会の認知が必要>

- ・ 実際に教職員の先生を後押しするときに大事なものは教育委員会の強い認知だと思う。そこは内閣府が教育委員会と相談するという形であればよい。そのような形であれば教育センターでの研修会を設定し、選定された先生が講師をすることで活躍の場が広がるし、それが業績・実績という形で最終的にインセンティブにつながれば良いと思う。そしてそのためには教育委員会が研修の必要性を認知している必要がある。
- ・ それぞれの先生が活躍するためには学校長の認知が不可欠である。学校長、市の教育委員会、県の教育委員会、大学と全て連携してやっている取組もある、そのようなケースでは最終的に県の教育委員会から対象者を推薦してもらっている。
- ・ 選定されるということは、公立の場合は教育委員会からおりてきて学校長からということになる。
- ・ 内閣府から選定基準を決めて、教育委員会に相談しそこから選定するというのが一番現実的ではある。

<制度運営の役割分担を明確化することが必要>

- ・ 誰がどのように情報収集し、公開していくのか、という実務上のイメージを明確にしなければならない。4月以降に内閣府で予算がついてどこかの事業者に委託するのか、内閣府直轄でやるのかによってマンパワーも変わってくるだろう。
- ・ 教職員の負担にならないようにしなければいけないということもちろん考慮しなければならないが、やはり何かをやろうとすればある程度負担があるのは仕方がない。教職員の負担を減らせば他の誰かの負担が増えるということになる。負担を分散するということは大切だが、単にきれいごとで負担を少なくするといってももうまくいかなくなる可能性がある。やはり学校側の分担も必要だと思うし、内閣府側も担当官庁としての依頼が必要。まずは過去に内閣府のコンソーシアムができてから今までの状況をきちんと記録していくことが大切だと考える。
- ・ 例えば、地域コンソーシアムに対して内閣府から地域のとりまとめ等を委託するような形も考えられるだろう。

⑥地域(地域コンソーシアム)との連携

<選定に関連する情報収集・共有の場としての機能>

- ・ 地域コンソーシアムは情報が集まりやすい場所になっている。受け取った情報を色々な場所でオープンにさせていただく場としては良いのではないかと思う。
- ・ 地域コンソーシアムは横のつながりという役割を果たしており、ネットワークが広がってきている。将来的に地域コンソーシアムから情報があがってくるような仕組みになっていくかもしれない。

⑦制度を通じて目指す効果

<裾野拡大>

- ・ 長い目で見るのであれば、色々なアプローチのしかたをしていかなければ難しいと思う。例えば、家庭科と関連する等していわゆる Team Teaching の形で新しい観点から取り入れていかなければいけないように思う。
- ・ 教科情報の中にも知的財産権が入ってくる。その波に乗って知財創造教育を入れることはできるだろうと思う。
- ・ 選定された教職員が公開授業をすることによって「この先生はこのような取組をされている」ということがオープンになるし、授業を見に行けば繋がりができ意見交換できるようになる。

<実践記録の整理>

- ・ 記録をきちんと残すということが一番の期待である。今現在の実態を将来にわたって記

録に残しておくことが最も大事なことだと考える。

- ・ 新学習指導要領が始まり、これまでは中学校において技術科でしか知財関連の言葉が出てこなかったが、例えば国語で引用のしかたについてきちんと指導するといったことが入ってくる。新学習指導要領では芸術系科目でも知的財産という言葉が出てくる。将来的には社会や理科や英語でも知財創造教育的な内容が入ってくると思う。過去を振り返ると普通科高校で取り入れるのは難しいというのは確かにその通りだが、今後は色々な取組が増えてくると予想する。現状は拾える範囲でピックアップし、内閣府の政策で知財創造教育という定義が生まれた年ぐらまで遡ってきちんと記録を残しておく必要があると考える。
 - ・ 全国的に知財創造教育の実践事例があることはあるのだが、顕在化しにくい。それを統一のフォーマットで顕在化していければ良いのではないかと思う。例えば、メタデータとして地域、教員、設置者、実施年度に関する情報が必要ではないか。実施年度の入力はポイントで、いつどこで実施したかを固定しなければ事業の区別がつかない。それから、学校名、授業主題、主担当教員、関係事業、実施時期、外部協力者、授業の対象(授業全体かクラブか等)、目的、概要、成果、課題の入力欄も必要になるかもしれない。これらの項目は当事者でなければ書けず、第三者がヒアリングだけで記入するのは相当労力がかかる。内閣府からリストアップした学校の校長あてに、内閣府のしかるべきお名前前で依頼を出していただくのが良いのではないかと思う。記入し提出されたデータについては内容確認も必要だと思うが、そのために実施するヒアリング等は地域コンソーシアム団体に委託(謝金や諸経費の支出も要検討)するのも一案だろう。
- ※後述のようなフォーマット案を第二回検討会議で世良委員よりご提案いただいた。

知財創造教育にかかわる授業実践記録

地域	北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州
校種	小学校・中学校・中等教育学校・高校・高等専門学校・その他（ ）
設置者	国立大学法人・公立大学法人・公立・私立・その他（ ）
実施年度	平成・令和（ ）年度
学校名	
授業主題	
主担当教員	
関係事業	
実施時期	
外部協力者	
授業の対象	
授業の目的	
授業の概要	
授業の成果	
授業の課題	
特記事項	

(自由記入欄)

(出所) 世良委員ご提供資料

⑧その他

<教員養成の目線>

- ・ 教員養成の目線を残しておく必要もあると考えている。教職課程において各教科の知財教育を明確にすると、小中高とつながる目線を持つ学生も出てくる。現職教員と教職教員の2つの立場からの視点が必要である。

2. 5. 近畿地域

(1) 検討会議の運営

当地域においては、次の日程および議事で検討会議を開催した。なお、調整の都合上、第一回の検討会議は中部地域と合同での開催となった。

回次	日時	議事
第一回	令和4年2月18日(金) 17:00-19:00@WEB ※中部地域と合同開催	1. 開会 2. 内閣府挨拶 3. 議事 (1)実施概要説明 (2)選定等基準の検討 4. 閉会
第二回	令和4年3月9日(水) 17:00-19:00@WEB	1. 開会 2. 議事 (1)本地域における選定のあり方 (2)選定対象候補の考え方 (3)地域(地域コンソーシアム)との連携 (4)被選定者への期待等

当地域の検討会議は、次のメンバーで実施した。

<委員(敬称略・五十音順)>

国立大学法人滋賀大学 教育学部 教授	糸乗 前
国立大学法人奈良女子大学附属中等教育学校 教諭	坂田 博信
東大寺学園中学校・高等学校 教諭	吉田 拓也

<オブザーバ>

内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官	浜岸 広明
知的財産戦略推進事務局 参事官補佐	酒井 壮士
知的財産戦略推進事務局 主査	恒成 正晴

<事務局>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 知的財産コンサルティング室 主任研究員	上野 翼
知的財産コンサルティング室 研究員	北口 景子

(2) 検討結果

【検討結果要旨】

<選定について>

選定にあたっては、継続的な取組が見られる学校・教職員がターゲットになるだろうという意見があった。この際、校種や地域(府県)等のバランスも考慮できるとよいという指摘があった。

選定対象については、スタート時点ではこれまで知財創造教育と位置付けて実践されたものがターゲットになると思われるものの、今後の普及を見越した場合には、知財創造教育という言葉を使っていないが同様の取組をしているような事例も対象にできるとよいという意見があった。

<制度設計について>

選定されることは、取組の共有や横のつながりのきっかけ、教職員にとっての経験・実績の蓄積等の観点でインセンティブのあるものであるとの意見があった。

また、実際に制度を運用していく際には、教育委員会や学校長の理解を得ることや、異動等による影響等を確認しながら進めていくことが必要であるとの指摘があった。

加えて、選定者が講師となって研修会等を開催できると、今後の広がり・発展等を期待できるのではないかという意見もあった。

【具体的なご意見例】

①選定要件

<継続性>

- ・ 安全教育推進校やプログラミング教育推進校等の既存制度は、上から降りてきて予算もつき実施しなければいけないというような状況の中で行われるが、知財創造教育については上からの指示がなく必要性が共有できていない中で盛り上げていかなければいけない。そのため、今回の選定では、授業を継続している、公開授業を行っている等の引っ張っていくタイプの人を選ぶ必要がある。

<発達段階や校種等のバランスを意識した選定>

- ・ パテントコンテスト等への応募、受賞となると小学校や中学校教員の立場からすると縁遠い感覚があるだろう。もう少し小学校、中学校でも入っていけそうな要件もあれば良いかと思う。
- ・ 選定対象のバランスも大事だと考えている。公立の学校で実践されることは普及のエンジンになる。また公立だけでなく私学も入っているとなおバランスが良くなるのではないか。
- ・ 附属、私立ばかりが出てくると、「そういうところがやっているのか」と思われる可能性が

あり、そうならないようにバランスが大事だと思う。

- ・ 府県のバランスを考慮しても良いかもしれない

<カリキュラムマネジメントの視点>

- ・ カリキュラムマネジメントを各教員が進めていかなければいけないようになっているので、関連を持たせてまずは軽く取り入れていく方がむしろ広まるのではないかと思う。

<対象範囲の明確化>

- ・ 対象範囲をきちんと決めないと際限が無くなってしまふ。知財創造教育をやっているとも言えるが、産業財産権か著作権のどちらかだけ取り組んでいる場合に本当に知財創造教育をやっていると言えるのかというのは議論になる。まずは知財創造教育の範囲を明確にして、どこまでが内側でどこまでが外側かある程度分かるようにしなければ迷うと思う。ただし、外側だから関係ないということではなく、いかに内側に持ってくるかという努力も必要になってくるだろう。

②選定対象

<知財創造教育という言葉を使わずに実践している教職員の掘り起こし>

- ・ 全国には一生懸命頑張っている先生がたくさんおられる。その中には知財創造教育とは思わずに創造性を高める取組をされている学校がたくさんある。そのような学校、先生に気付かずにパテントコンテストのようなイベントに焦点を当てていたらいつまでもニッチなままで終わってしまうように思う。たくさんの方に関わってもらうには創造性を高める取組をされている先生に、その取組が知財創造教育に関連していることに気付いてもらい、知財創造教育に参加してもらうように促していくことをしていかなければ、参加する方が非常に少なくなると思う。
- ・ 創造性を育む、相手を尊重するということが教育の根本に関わることであるため、プログラミング教育や環境教育等あらゆる教育に当てはまる。まずは選定する前に可能性のある先生を集めて、知財創造教育がどのようなものかご理解いただく時間を設け、少しずつ巻き込んでいくようなことをしていかないとこれまでと代り映えないことになってしまうのではないだろうか。
- ・ コンテストで優秀な作品を見ると、これは知財創造教育と関連するのではないかと思うことがよくある。そういうところまでの普及がまだ足りないと感じている。
- ・ 理系だけでなく文系の生徒も参加でき、且つ内閣府や特許庁等、後援の大きいイベントに応募してくれた先生から広げていくことができるのではないか。例えば、「サステナブル・ブランド国際会議 2022 横浜」等がある。
- ・ パテントコンテスト当でなくても既に知財創造教育と同様の取組をしている学校がいくつもあると推測している。

＜地域における様々なプレーヤーや活動の巻き込み＞

- ・ 日本では学校でできないことを塾でやるケースがあるため、知財創造教育も塾と連携するのも一案ではないだろうか。総合的な学習の時間ができたときに環境教育を実施したが、最初にのってきたのは塾だった。今後の方針として、ターゲットは学校に限らずに入れてみても良いと思う。
- ・ 大阪には大阪府私学の情報化研究会¹¹があるので、そういったところに打診して候補を挙げてもらうのも良いかもしれない。

＜関連の取組が見られる学校・教職員＞

- ・ 現実的にスピード感を持って広めていくのであれば、既に SSH で採択受けているとか、新しい科目の研究に指定された学校をターゲットとして、+αとして知財創造教育を付加していくのも一案ではある。知財創造教育のためだけに取り組むというよりも、何かと一緒に取り組む中で最終的に SSH や知財創造教育の場で発表するというようにすると、出力先がわかれても発表する内容は結局似てくると思う。
- ・ パテントコンテストのような場で何度も入賞する工業高校等は他の人が評価するほど良い取組を行っていると思われる。
- ・ 兵庫県立西脇工業高等学校のコンテスト授業実績は目を見張るものがある。
- ・ 滋賀大学附属小学校では、複数回知財創造教育の授業実践を実施¹²しており、またその際の指導案も内閣府へ共有している。

(知財創造教育に関連するこれまでの取組例)

当地域におけるこれまでの知財創造教育に関する取組として、例えば以下のようなものを確認できる。

¹¹ 大阪私学教育情報化研究会

<http://www.osaka-sigaku.net/> (最終アクセス日:2022年3月27日)

¹² 国立大学法人滋賀大学「附属小学校で知財創造教育の授業実践を行いました。2021年11月6日」

<https://www.edu.shiga-u.ac.jp/news/16818/> (最終アクセス日:2022年3月27日)

国立大学法人滋賀大学「滋賀知財創造教育研究会を開催しました。2021年8月19日」

<https://www.edu.shiga-u.ac.jp/news/15876/> (最終アクセス日:2022年3月27日)

#	取組	学校名	教職員名 (敬称略)	講師・協力者名 (敬称略)
1	小学校における知財創造教育の実践	大阪市立堀江小学校		日本弁理士会近畿支部
2	小学校における知財創造教育の実践	大阪市立東都島小学校		株式会社イトーキ
3	大学と連携した知財創造教育の実践	大阪市立工芸高等学校		大阪大学知財センター
4	技術科・音楽科の連携による知財創造教育の実践	四天王寺学園中学校	技術科教諭、音楽科教諭	
5	物理・情報の連携による知財創造教育の実践	四天王寺学園高等学校	吉田正, 吉田拓也	
6	(論文等に関する実績)	四天王寺学園高等学校・中学校	吉田拓也	
7	(論文等に関する実績)	東大寺学園中学校・高等学校	吉田拓也	
8	発明創造をテーマにした知財創造教育の実践	京都府立園部高等学校附属中学校		久野敦司
9	社会科における知財創造教育の実践	奈良女子大学附属中等教育学校	坂田博信	
10	小学校・理科における知財創造教育の実践	滋賀大学教育学部附属小学校	山際真知子	糸乗前
11	知的財産権に関する教育実践	兵庫県立洲本実業高等学校		水本公治、淡路俊作、原昌子講師
12	INPIT開発事業に関する継続的な取組 パテントコンテストに関する継続的な取組	京都市立京都工学院高等学校		
13	INPIT開発事業に関する継続的な取組	京都府立海洋高等学校		
14	INPIT開発事業に関する継続的な取組	大阪府立園芸高等学校		
15	INPIT開発事業に関する継続的な取組	奈良工業高等専門学校		
16	INPIT開発事業に関する継続的な取組	福井県立科学技術高等学校		
17	INPIT開発事業に関する継続的な取組	兵庫県立加古川南高等学校		
18	INPIT開発事業に関する継続的な取組	兵庫県立相生産業高等学校		
19	パテントコンテストに関する取組	四天王寺東高等学校		
20	パテントコンテストに関する取組	福井県立高志高等学校		
21	パテントコンテストに関する取組	福井工業高等専門学校		
22	パテントコンテストに関する取組	兵庫県立西脇工業高等学校		
23	パテントコンテストに関する取組	兵庫県立姫路工業高等学校		
24	パテントコンテストに関する取組	兵庫県立兵庫工業高等学校		

※公開情報調査もとに集約したものであり、これが当地域における知財創造教育に関連した取組の全てではなく、あくまでも一例である。

※空白部分は調査時点において正確な情報を取得できていないものであるが、選定対象候補となった場合には、今後内閣府等を通じて詳細な確認を行う。また、記載のある部分についても確認が行われる予定である。

※所属・役職等は公開情報に記載された時点のものであり、現在とは異なる可能性がある。

※#1～9は、内閣府事業の一環として実施された公開授業であり、#10,11は当該校のサイトにて確認できた実践例である。

※#12以降は、パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト、INPIT開発事業について、過去5年間に於いて実績がある対象を中心として列挙したものである。

③インセンティブ

<実践の共有>

- ・ 選定により周知され、興味を持っている人が公開授業を聞きに行く、連絡を取る等ができれば、選定された先生は周りから必要とされるし、承認欲求にもつながっていくかと思う。

<横のつながりが生まれる>

- ・ GIGA スクール構想の研修会に参加したが、その先生を見ていると、頼りにされることはインセンティブになるのだろうと感じた。また、選ばれることでそういう方々との横のつながりができることもインセンティブになると思う。
- ・ お金よりも情報やネットワークが欲しいと思う。これからの若者にとって大事になってくるのは人とのつながりではないだろうか。金銭面よりもネットワーク作り等の違う視点でインセンティブを考えた方が良くと思う。

<金銭的インセンティブはあった方がよい>

- ・ やはり金銭的インセンティブが欲しいところではある。

<経験や実績>

- ・ 例えば、私学の教員の場合は、最初から最後まで同じ学校で勤め上げることも多いのではないだろうか。内部評価だけでは物足りなさを感じている教職員であれば、外部評価を気にするようになり、社会における価値や自分の立ち位置はどうなのだろうと思って、学会活動を始めたりする。そのようなときに講師に呼ばれたり、実践事例を集めて書籍にしたりするような経験を積むことは私立教員にとってのインセンティブになるのではないかと推測する。
- ・ ある程度固定されたメンバーの中で自分のポジションに悩むようになる教職員もいるだろう。そういう時に、「これを頑張っている」という肩書のようなものが 1 つあると誇れる人もいると思う。

<児童・生徒にとっての効果>

- ・ 教職員自身にとっての実績という見方だけでなく、生徒にとっての実績やインセンティブという目線もほしいところである。生徒にとっても、例えば進学の際に書けるようなイベントやコンテストの場が与えられたり、そういう場の情報がまとめられたところにアクセスできるというのもひとつのインセンティブになるだろう。

④制度設計

<一定の期限を設けることが必要>

- ・ 教員を登録や認定した場合、その先生が一生涯知財創造教育を実施するとは限らないため、期限が必要になってくる。

<コンテスト等の開催も一案>

- ・ 既存のコンテスト等に頼るだけでなく、例えば知的財産に関する作文コンテストを公募するアイデアも考え得る。内閣府が主催し、表彰された生徒を指導した先生を認定するというのも考え得る。

<学校長や教育委員会の認知が必要>

- ・ 実際に教職員の先生を後押しするときに大事なものは教育委員会の強い認知だと思う。そこは内閣府が教育委員会と相談するという形であればよい。そのような形であれば教育センターでの研修会を設定し、選定された先生が講師をすることで活躍の場が広がるし、それが業績・実績という形で最終的にインセンティブにつながれば良いと思う。そしてそのためには教育委員会が研修の必要性を認知している必要がある。

- ・ それぞれの先生が活躍するためには学校長の認知が不可欠である。学校長、市の教育委員会、県の教育委員会、大学と全て連携してやっている取組もある、そのようなケースでは最終的に県の教育委員会から対象者を推薦してもらっている。
- ・ 選定されるということは、公立の場合は教育委員会からおりてきて学校長からということになる。
- ・ 内閣府から選定基準を決めて、教育委員会に相談しそこから選定するというのが一番現実的ではある。

<選定に際しての確認が必要>

- ・ 学校単位での選定の難しさ、先生個人での選定の難しさの両方あるが、取組として選定されれば学校と教員の両方が紐づくことになる。まずは選定された教員に打診することになると思うので、その際に学校としての取組として公表するのか個人としての取組として公表するのか判断してもらう形が良いと思う。
- ・ 4月になると人事異動があり取組をされていた先生がその学校にいないということもあり得るので、学校として見ると継続性がなくなるが、その先生が何年間か実践されたという事実が重要かと思う。

<研修会の開催>

- ・ せっかく頑張って取り組んでおられる先生が選定されるのであれば、その先生が活躍できる場をイメージ出来たら良いと思うし、そういう方々に研修会の講師になっていただいで普及していければ良いと思う。
- ・ 講習会で「知財創造教育を実践するには何をやったらいいのか」というようなことを学べるセミナーがあっても良いと思う。理想的にはきちんと系統立てて知財創造教育の実践についてお話いただければ良い。知財創造教育をずっとやってこられた方は知財のことはしっかり押さえた方が良いとおっしゃっていて、知識を付けておくことは強み、安心感につながると思う。知財事務局からそのような講習会の発信があれば是非他の先生方にも見ていただきたいと思う。

⑤地域(地域コンソーシアム)との連携

<コーディネーター的な役割>

- ・ 将来的には地域コンソーシアムに所属されている先生方がコーディネーターのような役割を担えるようになるのではないかと。地域コンソーシアムにおけるネットワークは広がりつつあるので、情報網を張り巡らしていけば毎年枠を決めて推薦するような形で継続していくことは可能であると感じている。

<地域における普及機能>

- ・ 地域コンソーシアムで、これまで知財創造教育を知らなかった人たちに知ってもらえる機会を作れたら良いと思う。例えば専門家に謝金を払いオンラインで研修を配信するといった形で、知財創造教育をまだやったことがない方々に向けて、このような授業や実践があること、あるいはもう一歩踏み込んで、教材を作った上で「教育実践をしてみないか」と投げかけていけば広がっていくのではないかと考えている。
- ・ 公立の学校は自由に動かせるお金が非常に少ないので、地域コンソーシアムがこうした機能を担う窓口になってもらえれば良いと思う。

<地域コンソーシアムだけに頼らない仕組みも必要>

- ・ 状況に応じて地域コンソーシアムから推薦いただくというのは良いだろうと考えられるが、一方で地域コンソーシアムはメンバーが増えないということも課題として掲げられているので、他の団体や場合によっては公募という形で選定候補を確保していけば色々な効果を期待していけるのではないかと感じている。

⑥制度を通じて目指す効果

<裾野拡大>

- ・ 長い目で見るのであれば、色々なアプローチのしかたをしていかなければ難しいと思う。例えば、家庭科と関連する等していわゆる Team Teaching の形で新しい観点から取り入れていかなければいけないように思う。
- ・ 教科情報の中にも知的財産権が入ってくる。その波に乗って知財創造教育を入れることはできるだろうと思う。
- ・ 将来像については、連携という形が考え得る。研究会のような場で他の先生方と繋がれるようなオプションがあっても良い。例えば、近隣の小学校、中学校と一緒に実践するようなことも考えられると思う。将来像も含めて少し広めに制度設計をしておいた方が良い。

<実践例の創出>

- ・ 自発的に取り組まれている先生であれば、期待役割も高くなってしまっているところはあると思う。例えば、学習指導要領の中の科目、単元と紐づけて実践するとか、使用教材がわかるようにしてもらうことは期待したいと思う。ただし、自発的ではなく学校からやれと言われている先生にそこまで求めるのは難しいと思うので注意が必要である。

⑦その他

<教員養成の目線>

- ・ 教員養成の目線を残しておく必要もあると考えている。教職課程において各教科の知財教育を明確にすると、小中高とつながる目線を持つ学生も出てくる。現職教員と教職教

員の2つの立場からの視点が必要である。

<普及に向けた課題>

- ・ これらの取組の紹介を見てくれる人や新しく取り組んでみたいと思ってくれる人をどのように増やしていくのかという点に少し疑問を感じている。これらの取組を内閣府のホームページに掲載するだけでは、もともと興味を持っている人が自分で調べて参考にすることはあっても、知財創造教育を知らない人に対してのアピールにはならないのではないかと思う。

<選定・指定等の用語について>

- ・ 「選定」という言葉についてだが、学校の場合は文科省からの指定校という形で「指定」という言葉が使われることが多いが、その場合は自分たちで申請しお金をもらって研究、実践するという形になる。選定はそれとは違うイメージがある。
- ・ 指定の方が言葉の印象が強く、義務感を感じる。申請するにあたって膨大な文書やデータ、研究計画を用意して提出し、評価されて指定していただくという感覚。そういうプロセスを踏まなければいけないし、指定されたからには金銭的なメリットがあるのではないかと考える。指定ではなく「選定」といった言葉の方が今までの指定校の取組とは異なるものだと思えるかと思う。

2. 6. 中国地域

(1) 検討会議の運営

当地域においては、次の日程および議事で検討会議を開催した。

回次	日時	議事
第一回	令和4年2月25日(金) 10:00-12:00@WEB	1. 開会 2. 内閣府挨拶 3. 議事 (1)実施概要説明 (2)選定等基準の検討 4. 閉会
第二回	令和4年3月25日(木) 15:00-17:00@WEB	1. 開会 2. 議事 (1)選定制度のイメージ (2)選定対象候補となる取組 (3)地域(地域コンソーシアム)との連携 (4)この選定制度に期待するアウトカムや インパクト (5)その他自由討議

当地域の検討会議は、次のメンバーで実施した。

<委員(敬称略・五十音順)>

山口県立宇部工業高等学校 校長	池田 拓司
山口県教育庁地域連携教育推進室 主査	大津 久美
山口県教育庁高校教育課 指導主事	河口 晋
一般社団法人広島県発明協会 事務局長	熊野 弘子
国立大学法人山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター 准教授	陳内 秀樹
鳥取県商工労働部 産業未来創造課 産業支援担当 課長補佐	中村 誠司
山口県教育庁義務教育課 指導主事	藤屋 慎一郎
カンコーマナボネクト株式会社 キャリア教育コーディネーター	三ヶ田 浩二
周南市立富田中学校 校長	吉岡 智昭
島根県教育庁教育指導課地域教育推進室 地域教育スタッフ 調整監	吉川 めぐみ

<オブザーバ>

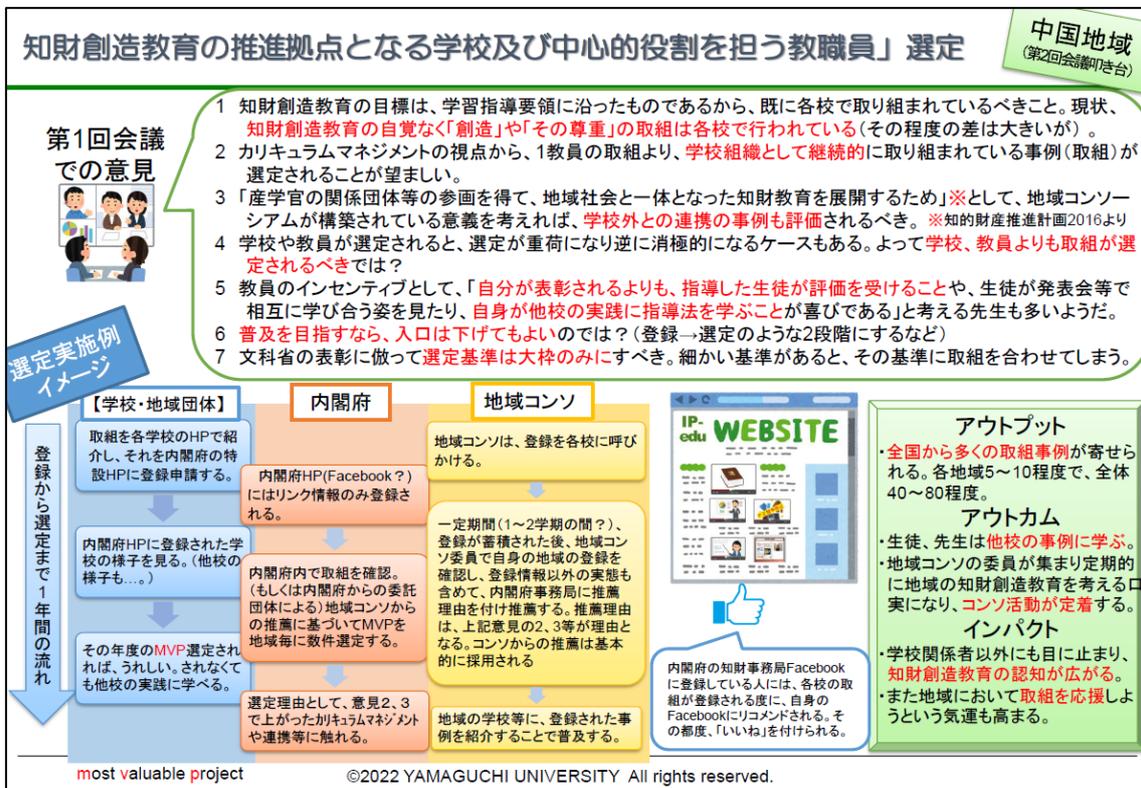
内閣府	知的財産戦略推進事務局 参事官	浜岸 広明
-----	-----------------	-------

<事務局>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株) 知的財産コンサルティング室 主任研究員 上野 翼
知的財産コンサルティング室 研究員 北口 景子

(2) 検討結果

第二回検討会議に際して、当地域の陳内委員より検討資料をご提供いただいた。検討会議当日は、陳内委員より本資料についてご説明いただいたうえで、委員との意見交換を実施した。



(出所) 陳内委員ご提供資料

第二回検討会議実施後、当地域における検討結果として、陳内委員より次のとりまとめをご提案いただいた。

「知財創造教育の推進拠点となる学校及び中心的役割を担う教職員」選定に関して(中国地域) 1/4 ～目指すところ、現状認識、スキーム設計上の要点～

会議での意見



- 知財創造教育の目標は、学習指導要領に沿ったものであるから、既に各校で取り組まれているべきこと。現状、**知財創造教育の自覚なく「創造」や「その尊重」の取組は各校で行われている**(その程度の差は大きい)。
- 学校や教員が選定されると、選定が重荷になり逆に消極的になるケースもある。よって**学校、教員よりも取組が選定されるべき**では？
- カリキュラムマネジメントの観点から、1教員の取組より、**学校組織として継続的に**取り組まれている事例(取組)が選定されることが望ましい。
- 「産学官の関係団体等の参画を得て、地域社会と一体となった知財教育を展開するため」※として、地域コンソーシアムが構築されている意義を考えれば、**学校外との連携の事例も評価**されるべき。 ※知的財産推進計画2016より
- 教員のインセンティブとして、「自分が表彰されるよりも、**指導した生徒が評価を受けること**や、生徒が発表会等で相互に学び合う姿を見たり、**自身が他校の実践に指導法を学ぶこと**が喜びである」と考える先生も多いようだ。
- 普及を目指すなら、入口は下げてよいのでは？**(登録→選定のような2段階にする。)
- 文科省の表彰に倣って**選定基準は大枠のみ**にすべき。細かい基準があると、その基準に取組を合わせてしまう。
- 「選定」という言葉の与える印象が強すぎる**。何かよりよい**表現**がないか。

**第1回
会議**

現状認識とあり方

1 取組をどう評価するか
どこを取組を選ぶか以上に**どういふところを評価したか**が他の学校からも見える形で**フィードバック**されることが重要。それを参考に他校も改善されていく。
注目すべきは「**児童生徒の変容**」。普及に重要な観点としては、「**取り組み易さ**」、「**選定されるものの具体が見えるか**」も大切。

2 どんな取組が想定されるか
①「**裾野部分と高度なもの**」、あるいは「**日々の授業に取り入れられるもの**(生徒や先生が驚愕感でかかぬ仕組み)と、**生徒の発明や商品開発を伴うようなもの**」の**両方**が紹介されるべき。ちょっとした**授業の改善**も応募でき、**年間を通して行うもの**もよい。その**多様な取組の受け皿**を目指す。(教員の低さとインパクトの強さのバランス)
②高校の取組では、**普通高校と専門高校の取組の両方**が小中学生の目に止ましてほしい。探究学習のテーマが普通高校と専門高校では毛色が異なる。中学生がこれを見ると、社会課題に興味があれば普通科、技術で解決なら専門高校へと生徒の進路選択の判断材料になり、**キャリア教育にもなる**。

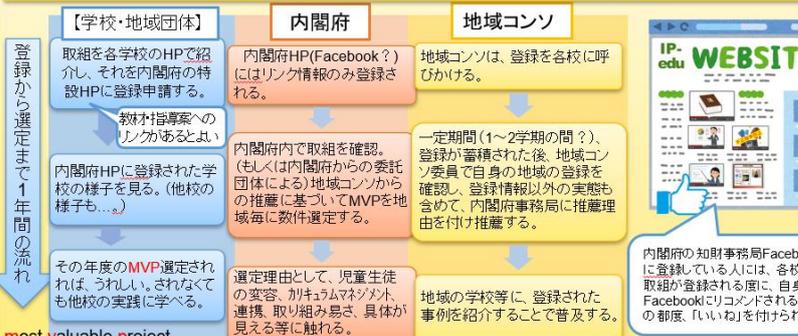
3 その他の工夫
①先生が少々**面倒でも応募してみようと思う仕掛け**が大事。これをやったら生徒や学校にプラスになると思えるような。
②多様な取組を評価するために、知財創造実践甲子園のような**コンテスト形式が公平**である。部門別にするなど公平さを保つ工夫も要る。コンテスト形式は社会的インパクトが大きい。
③応募された取組のHP公開は、**学校に負担にならない形**がよいが、一方で情報量が少ないのも参考にならない。「どんなところを工夫したのか」程度の情報は欲しい。
④各取組から、**教材や研修ツール**(例えば、ワークシートや動画等)(リンクが貼ってあると普及に資する。必須ではなく公開できる場所はよい。特に授業実践などは真似しやすい。
⑤ダウンロード環境を提供するだけでなく、**アクセス数、ダウンロード数を伸ばす工夫が必要**。例えば、トップページに一定期間リンクバナーが大きく表示されるとか、山口県のICT活用コンテストのように教材コンテストの**ダウンロード数を競う**など仕掛けが大事。そしてデジタルだけでなく**アナログでの紹介**(チラシ配布や委員からの紹介)も呼び水になる。

**第2回
会議**

どんなやり方？

「知財創造教育の推進拠点となる学校及び中心的役割を担う教職員」選定に関して(中国地域) 2/4 ～実際にどうする? 「広い裾野(普及)」と「取組の深化」の両立を2つスキームで目指す～

【スキーム1】みんなで投稿「知財創造教育」の取組をSNSで紹介しよう! (仮)



登録から選定まで1年間の流れ

アウトプット
・全国から多くの取組事例が寄せられる。各地域10~20程度。全体80~160程度。
・アウトカム
・生徒、先生は**他校の事例に学ぶ**。
・地域コンソ委員が地域の知財創造教育の状況を掴め**コンソ活動が定着**する。
・インパクト
・学校外の目に止まり**知財創造教育が広がる**。
・地域で取組を**応援**しようという気運も高まる。

多様な事例を集める

取組の教材等のツールを共有

窓口は広く、浅いも深いも多様でよい

【スキーム2】全国知財創造実践甲子園(オンライン研修・発表会)

(1)各校で実践



(2)知財事前研修 夏休み



著作権、産業財産権、創発など1日がかかりで...

(3)実践継続



(4)発表大会(冬)

①発表 10分 オンデマンドプレゼン

②質疑・コメント5~6分



事前研修より生徒・教員の知財知識・マインド向上

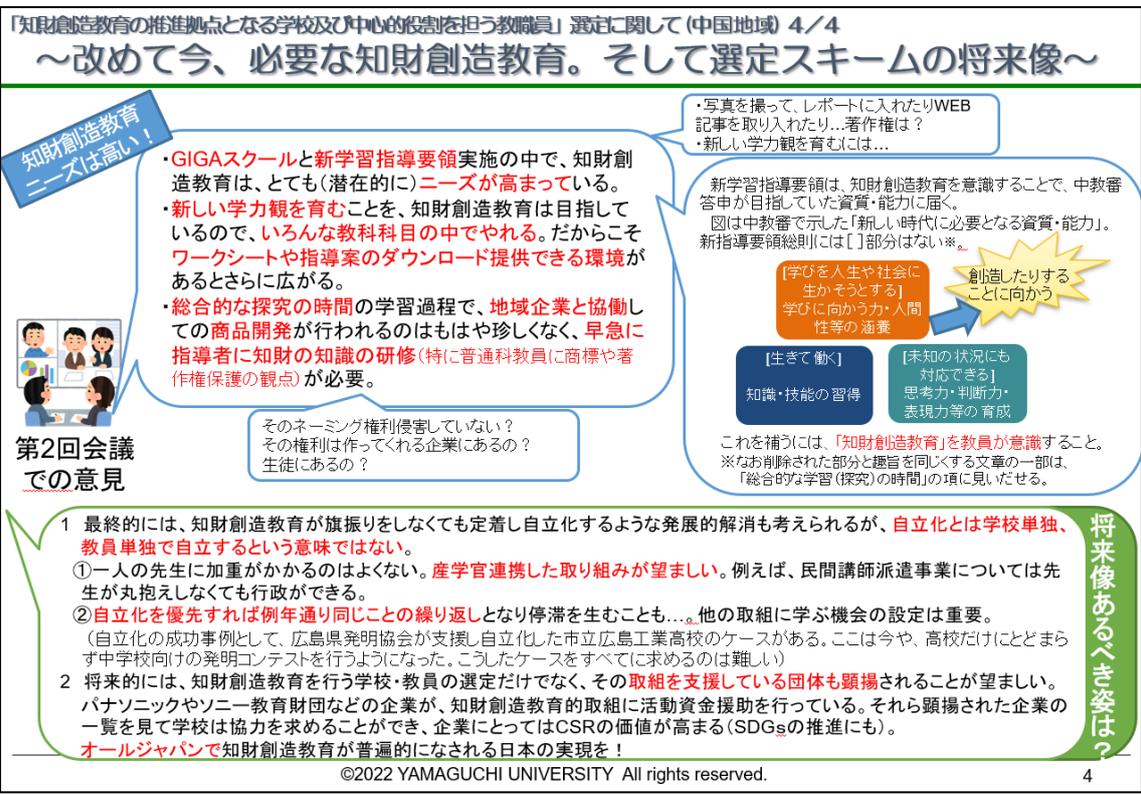
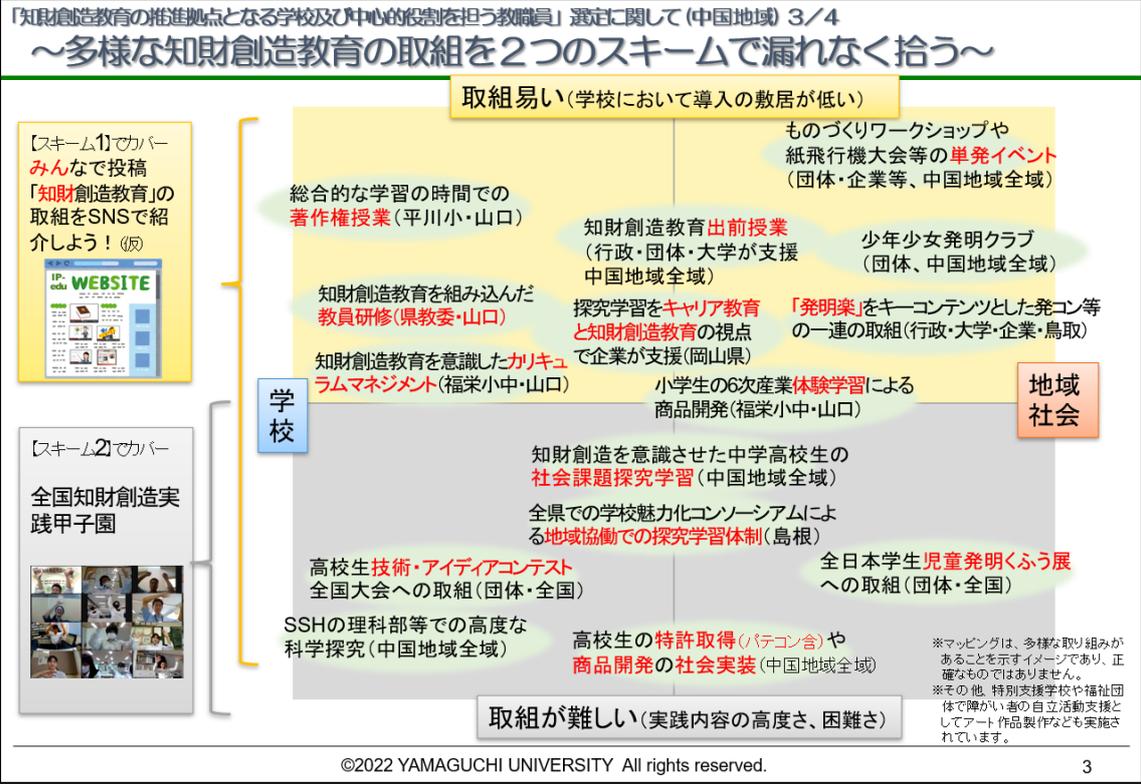
中学生へのキャリア教育にも

表彰により知財の知識や実践に自信が!

校種を超えた学びあり

指導した先生も生徒の入賞が喜びに

知財の要点とこりこり個別にフィードバック



(出所) 陳内委員ご提供資料

【検討結果要旨】

＜前提となる考え方＞

当地域での重要な意見として、「知財創造教育が目指している方向性は、新しい学習指導要領で謳われている方向性と同じものである」という指摘があった。

また、選定対象の考え方についても重要な意見があり、「学校や教職員を対象に選定すると、逆にそれが重荷になってしまう可能性がある。むしろ、知財創造教育的な“取組”に焦点を当てた選定とするのがよい」という指摘があった。

＜選定制度設計＞

選定の要件について、細かな指標を設けるのではなく、文部科学省の表彰制度等で示されているような大枠の基準にするべきであるという意見があった。これは、細かな選定指標を設けてしまうと、取組がその指標に合わせたものだけに限定されてしまい、かえって広がりがなくなってしまう等の懸念に基づくものである。

そのうえで、選定対象の取組として、普段の授業で実践できる取組(裾野拡大に資する取組)や児童・生徒の創造的な取組(発展的な取組)が考えられるところ、その双方が選定・紹介されるべきであろうとの意見があった。ここで、対象とする取組は学校内のみで実施されるものに限定せず、地域コンソーシアムの意義も踏まえて、学校外の組織等と連携したのも積極的に選定していく方針とすることが確認された。

また、設計上留意すべき点として、選定された取組が単に公開されるだけでなく、どのような点が評価されたのか等、フィードバックを得られる仕組みにすることが大切であるとの意見もあった。加えて、設計上工夫すべき点として、例えば各取組で使用した教材やワークシート等のツールも公開することが普及の視点から望ましいという意見や、こうしたコンテンツを多くの方に見てもらえる仕掛け(トップページへのバナー設置、コンテンツのダウンロード数を競う等)も必要であるという意見があった。ただし、運用に際してはもちろん学校側の負担を考慮したものとする必要もある。

【具体的なご意見例】

①知財創造教育について

＜知財創造教育の意義・重要性および捉え方＞

- ・ 学習指導要領の前文に「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるように」という部分がある。これは知財創造教育が目指すところとまさに同じものである。
- ・ 知財創造教育を通じて、生徒の将来にわたっての資質能力につながる取組でないといけないと思っている。高校生のうちに色々なことに取り組み、成功も失敗もして、達成感

を持って社会に出ることで、チャレンジ精神、他者との協働、主体性といった資質能力につなげていくことが重要だと考えている。

- ・ 普通の学校が知財創造教育に対して「必要感」を覚えることが大事である。例えば、総合的な学習の時間の内容が、知財創造教育によって充実する等を知ってもらえると良い。身近に感じてもらえれば良い。今の教育課程の中に無理なく取り入れられるものである、という考え方である。
- ・ もっとよい授業を設計したいがなかなかうまくいかない、どこに手をつけたらよいかわからない、という教職員はそれなりにいるだろう。知財創造教育の中に、そのヒントがあると感じている。ここでヒントを得られれば、カリキュラムの組み方も変わってくるだろう。
- ・ GIGA スクール構想の関係で一人一台端末が広がる中で、知財創造教育についてもかかってない盛り上がり、必要性を学校が感じているのではないかと思う

②選定対象

<学校や教職員ではなく「取組」を選定対象とするのがよい>

- ・ 学校を選定対象にすると企業や地域の団体等が主体となって実施した事例は対象外になってしまう。しかし、開かれた教育課程という文部科学省が進めようとしている地域協働の視点からは大変評価されるべき取組であり、且つ、学校の先生の過重負担にならないかということについても、行政や企業、地域の団体(教育支援系の法人や発明協会等)により支えられていることが実態である。こう考えた場合、学校や教員を選定対象とするのではなく、取組を選定した方が良いのではないか。
- ・ 当地域では全国知財創造実践甲子園¹³を毎年実施しているが、この選定制度の趣旨に合っていたと思っている。結果発表には発表テーマ(=取組)、生徒の名前、指導教員の名前、学校名が掲載され、いわば審査で選定をして賞を与えるという形になっている。これも一つの選定であり、相互学び合いができる良い取組であったと思う。

<発展的な取組と、通常の授業で実践できる取組>

- ・ 知財創造教育とは何なのかを考えたときに、アイデアコンテストのように発明に係る新しい創造力を育むこともあれば、第二回検討会議で紹介のあった小学校の指導案のように様々な教科・科目の中で知財創造教育に関連する事項を取り上げて、それを共通認識として子供たちに伝えていくこともあり、どちらも立派な知財創造教育と言える。
- ・ 全国知財創造実践甲子園のような発展的な事例をお互い競い合うような場も良いと思うし、また一方で裾野を広げることを意識したものも大事である。
- ・ 取組には大きく2つのタイプがあるだろう。1つ目は開発的、発明的、先進的な取組をさ

¹³ 国立大学法人山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター「知財創造教育地域コンソーシアム(中国地域)」

https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=4756 (最終アクセス日:2022年3月27日)

れている事例である。これは、資質能力を高めて生きる力を付けていく教育の一つの切り口だと思っている。学校や生徒、先生方への親和性があるかどうか、学校が取り組みやすいかという観点がある。2 つ目として、広げていくための授業展開的な取組がある。これは、小学校、中学校、高校の生徒や先生方が最低限知っておかなければいけない内容をいかに授業の中で伝えていくかという観点がある。これら 2 つのタイプがありどちらも大事であるとする。

<各所で知財創造教育的な取組が実施されているはず>

- ・ 学習指導要領の総則や前文に記載されている事項というのは、ほぼ知財創造教育と同義の内容であって、本来であれば創造性を喚起するような授業は当然行われているはずである。
- ・ 「既に知財創造教育をやっている」というところが各学校に気付いてほしい点だと思う。各学校がやっていることを知財創造教育という視点から見るとということが非常に大事ではないか。
- ・ 子供たちが課題を考え仲間と共有して解決していくという取組は非常に大事だと共感している。各学校が今やっていることを知財創造教育の視点から切り取るということは非常に有用であると思う。
- ・ 山口県の小中高全学校においてコミュニティ・スクールが導入されており、様々な取組をしている。その中には知財創造教育につながるような取組をしているところもあるのではないかと思う。
- ・ 山口県の萩商工高等学校では 2 年にわたり着物の船内服を制作しており¹⁴、賞もとっている。あまり知られていないところで潜在的に様々な取組がされていて、そういった取組を引っ張り出すこと(知財教育的観点で光を当てること)も大事であると思う。
- ・ 島根県においても、学校と地域との協働体制である「高校魅力化コンソーシアム」というものを構築している¹⁵。今年度末で県立高校全てに体制が出来上がる。その中で探究学習も推進していて、色々な学校で、商品開発を行う等の創造的な部分が出てきていると感じている。それ以前から学校と地域、大学等との連携が始まっている高校も多く、非常に多くの企業等が総合的な探究の時間や課題研究の時間に関わってくださっている。
- ・ 鳥取県では、令和三年度に企業連携出前授業を鳥取県発明協会に委託して行っている¹⁶が、地元の企業 19 社にご協力いただき、それぞれの企業の製品や技術をテーマにして知財創造教育を行うということで、小中学校を対象に募集をかけ、38 校の応募のうち

¹⁴ 萩市観光協会公式サイト「萩商工高校のKIMONOをモチーフとした船内服が完成！」(2022 年 2 月)

<https://www.hagishi.com/post-14774/> (最終アクセス日:2022 年 3 月 27 日)

¹⁵ 島根県「高校魅力化コンソーシアムについて」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/koukoumiryoku/consortium.html> (最終アクセス日:2022 年 3 月 27 日)

¹⁶ 一般社団法人鳥取県発明協会「出前授業」

https://tottori-hatsumei.or.jp/?page_id=2010 (最終アクセス日 2022 年 3 月 27 日)

20 校で実践させていただいた。学校からは、生徒は地元企業の色々な技術や製品に触れることができ、非常に興味を持って楽しんで取り組んでいただけたと伺っているし、ご協力いただいた企業においても、人材育成の面で非常に効果があったという声がある。

- ・ 広島県発明協会では、地域の企業と連携し、企業で開発された製品や技術をテーマに、主に小学校・中学校で出前授業を実施している¹⁷。教育委員会とも連携しながら展開しているところである。
- ・ 工業高校の校長の全国組織として全国工業高等学校長協会というものがあるが、そこでも高校生技術・アイデアコンテスト全国大会というものを開催している¹⁸。工業に関する生徒が取り組んでおり、今年は大分県立工業高校が作品を出していた。こういう取組も、学校、主催者双方に知財創造教育の普及に資するとして光があたるべきだ。
- ・ 将来像として学校の知財創造教育の自立化の一事例として、広島県のひとつのケースを紹介する。以前、広島県発明協会が広島市立の工業高校に知財創造教育に関するプログラムの提供や講師の派遣等何年間か支援事業を継続していた。その後、支援が切れてからの取組状況をお伺いすると、「知財創造教育を続けている。地元の企業から講師を派遣いただき講演会という形で知財啓蒙活動を行っている。」とご回答いただいた。また、その学校では校内の高校生と中学生を対象に発明・工夫アイデアコンペを独自で開催している¹⁹。そういった形で知財創造教育が受け継がれている例もある。この高校が市立であることが義務制(中学校)との連携について県立高校よりも「強い動機があった」、もしくは「敷居が低かった」のだろう。このように各学校が持つ継続性の高い「内発的な動機」に知財創造教育が結びつくことが自立化を促す。ただ、現状こうした自立化は稀少な事例であって、多くの学校や取組には継続的な支援を必要とすることがほとんどである。
- ・ パナソニック株式会社²⁰や公益財団法人ソニー教育財団²¹は学校向けの教育実践(知財創造教育的な実践も含む)への助成や動画制作コンクール等を開催している。このような企業の取組も選定候補として考えていっても良いのではないかと。
- ・ 山口市立平川小学校でも藤田聡希教諭による著作権についての授業実践の例がある。同教諭が教員免許状更新講習で 6 時間著作権の研修を受け、早速、小学 5 年生が理

¹⁷ 一般社団法人広島県発明協会「青少年創造性育成事業」

<https://www.hiroshima-hatsumei.jp/seishounen> (最終アクセス日:2022 年 3 月 27 日)

¹⁸ 公益社団法人全国工業高等学校長協会「高校生技術・アイデアコンテスト全国大会」

http://zenkoukyo.or.jp/index_contest/idea_index/ (最終アクセス日:2022 年 3 月 27 日)

¹⁹ 広島市立広島工業高等学校「広島市工 発明・工夫アイデアコンペ」

<http://www.hiroshima-kougyo-h.edu.city.hiroshima.jp/zennichi/junior-high-school-student/idea-competition.html> (最終アクセス日:2022 年 3 月 27 日)

²⁰ パナソニック株式会社「パナソニックキッズスクール」

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/citizenship/pks.html> (最終アクセス日:2022 年 3 月 27 日)

²¹ 公益財団法人ソニー教育財団 WEB サイト

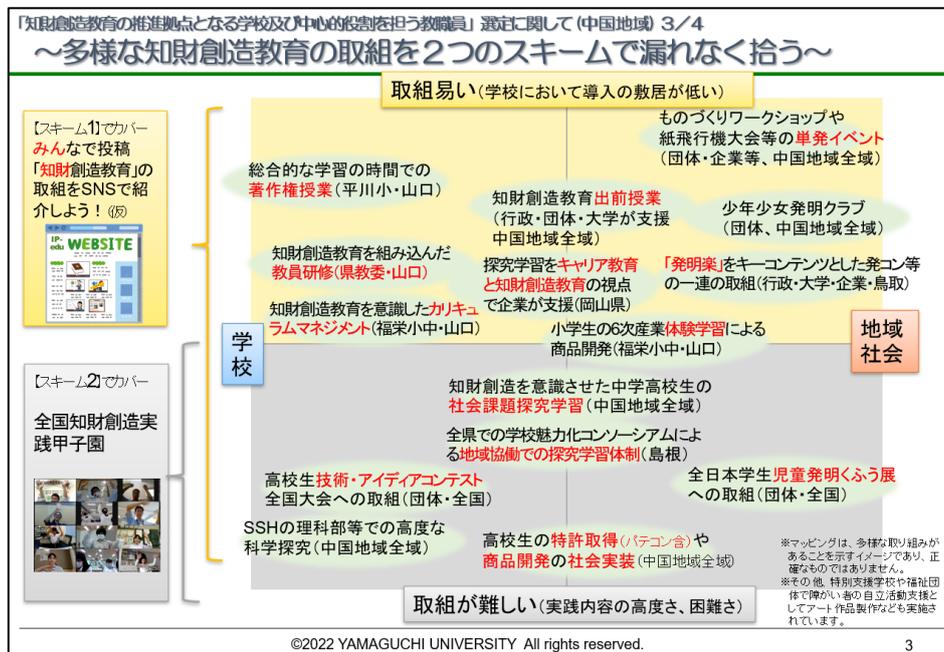
<https://www.sony-ef.or.jp/> (最終アクセス日:2022 年 3 月 27 日)

解できる形にかみ砕いた教材や指導案を自作し実施されたというのがすごいことだと思う。小学生にとっては難解な著作物の定義も授業内で「自分で考えて作った作品」というように小学生でもわかるように意識されている。児童の反応も良く色々な意見が出たとのことである。現場の先生方の教育力に感服したケースである。

- 鳥取県には鳥取大学と共同開発した発明楽という教材がある²²。これをもとに、テキストや地元放送局と連携した大会実施など多面的に実施されている。知財創造教育の裾野を広げるとともに、児童生徒の創作を深く引き出す素晴らしい実践例である。

(知財創造教育に関連するこれまでの取組例)

当地域におけるこれまでの知財創造教育に関する取組として、例えば以下のようなものを確認できる。



(出所) 陳内委員ご提供資料[再掲]

²² 一般社団法人鳥取県発明協会「次世代を担う青少年の育成」
https://tottori-hatsumei.or.jp/?page_id=169 (最終アクセス日: 2022年3月27日)

参考: 第二回検討会議で集約した当地域の取組例

#	取組	学校名	教職員名 (敬称略)	講師・協力者名 (敬称略)
1	全国知財創造実践甲子園	(R3) 山口県立宇部工業高等学校、佐賀県立有田工業高等学校、長崎県立大村高等学校、岐阜県立岐阜農林高等学校、山口県立田布施農工高等学校、熊本県立熊本農業高等学校、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、大阪府立豊芸高等学校、長崎県立長崎東高等学校 (R2) 岐阜県立大垣養老高等学校、山口県立宇部工業高等学校、和歌山県立熊野高等学校、岐阜県立岐阜農林高等学校、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、大阪府立園芸高等学校、山口県立田布施農工高等学校、長崎県立大村高等学校 (R1) 長崎県立五島高等学校、大阪府立豊芸高等学校、山口県立宇部工業高等学校、秋市立福栄小中学校、岐阜県立大垣養老高等学校、山口県立田布施農工高等学校、長崎県立長崎東高等学校	羽山幸之、市川大生、玉田祐生、斎藤翔大、浅原亮、石原恒平、吉永伸裕、酒井潤子、松尾裕子、足立伸幸、松田祐輔、久保優真、多田太郎、下大田真理子、森永昌樹、有水綾子、後藤駿介、鳥谷道宏、櫻本英人 (R3実績)	知財創造教育地域コンソーシアム(中国地域)、山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター、カンコマナホネット株式会社、一般社団法人発明推進協会、田原孝一 (NPO法人日本タンスうんどう協会)
2	知財創造・キャリア教育セミナー (兼 知財創造実践甲子園 事前研修会)	山口県立宇部工業高等学校、長崎県立大村高等学校、岐阜県立岐阜農林高等学校、山口県立田布施農工高等学校、熊本県立熊本農業高等学校、大阪府立豊芸高等学校、長崎県立長崎東高等学校 (R3実績)		知財創造教育地域コンソーシアム(中国地域)、山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター、カンコマナホネット株式会社、一般社団法人発明推進協会、田原孝一 (NPO法人日本タンスうんどう協会)
3	企業連携出前授業	鳥取市立西中学校、境港市立第二中学校、鳥取市立瑞穂小学校、鳥取市立明治小学校、倉吉市立開金小学校、琴浦町立浦安小学校、鳥取市立北中学校、米子市立加茂小学校、倉吉市立北谷小学校、鳥取市立鹿野学園舎城学舎、伯耆町立岸本小学校、鳥取市立河原第一小学校、鳥取市立湖山西小学校、鳥取市立青谷中学校、鳥取市立気高中学校、鳥取市立進善小学校、境港市立第三中学校、琴浦町立船立小学校、若美町立若美西小学校、米子市立福生中学校 (R3実績)		鳥取県商工労働部、鳥取県発明協会、(株)大協組、甲陽ケミカル(株)、(株)ニクワ、モルタルマック(株)、(株)エナチニス、アコンパド(株)、三洋テックソリューションズ(株)、(株)大上建設(公社) 水産協会、(有)米村木工、三光(株)、藤森産業機械(株)、気高電機(株)、(有)ツバノク(株)アサヒキ、(株)日本マクロシステム、(株)コロンス、三光(株)、(株)バードワークス、(株)サカモト (R3実績)
4	青少年創造性育成事業 教育支援事業	広島市立古田台小学校、広島市立温品小学校、広島市立八幡東小学校		広島市教育委員会、広島県発明協会 科学力プロジェクト コベルコ建機(株)、テンパール工業(株)、戸田工業(株)、広島ガス(株)、早川ゴム(株)、広島県立総合技術研究所産業技術センター・水産海洋技術センター
5	青少年創造性育成事業 少年少女発明クラブ	広島市、呉市、東広島市、福山市等		広島県発明協会
6	少年少女発明クラブ	宇部市、周南市等		山口県発明協会
7	授業「著作権について知ろう」	山口市立平川小学校 5年生	藤田 聡希	山口市立平川小学校
8	高校魅力化コンソーシアムに関する取組	安来高等学校、情報科学高等学校、松江北高等学校、松江南高等学校、松江東高等学校、松江農林高等学校、松江工業高等学校、松江商業高等学校、穴道高等学校、雲南コミュニケーションスクール(大東高等学校・三刀屋高等学校・掛分分校)、横田高等学校、飯南高等学校、平田高等学校、出雲高等学校、出雲工業高等学校、出雲商業高等学校、出雲農林高等学校、大社高等学校、大田高等学校、週摩高等学校、島根中央高等学校、矢上高等学校、県立学校GOGOTSUコンソーシアム(江津高等学校・江津工業高等学校)、HAMADA教育魅力化コンソーシアム(浜田高等学校・浜田商業高等学校・浜田水産高等学校)、益田市未来の担い手育成コンソーシアム(益田高等学校・益田翔陽高等学校)、吉賀高等学校、津和野高等学校、隠岐高等学校、隠岐水産高等学校、隠岐島前高等学校		島根県、各市町村教育委員会、市町村役場、商工会議所、青年会議所、中小企業家同友会、大学関係者、専門学校関係者、公民館、保小中高関係者、山間地域研究センター、農業技術センター、畜産技術センター、森林組合、文化協会、CATV、ライオンズクラブ、(一財) 地域・教育魅力化プラットフォーム、一般社団法人豊かな暮らしラボラトリー、NPOでこねと石見、認定NPO法人カガハ、まちづくりセンター、ソフトバンク、産業技術総合研究所、北川建設、杉本パン、カーエ工務ドニー、株式会社ニートマーケティング、アグリファーム、おしまや、ATSUTA、株式会社タンスネット、谷口印刷、ハーベス出版、コヤマイエンズ、川津公民館、美奈館、島根電工、JALまね、アリアー食品、島根銀行、宇山書畫組合、有限会社アリア、miel (ミル)、ウツビル隠岐、原寿園、ワタエ、高砂醤油他多数
9	知財創造教育に関する授業実践および 知財創造教育関連イベントへの継続的な取組	山口県立田布施農工高等学校		陳内秀樹(山口大学)、田原孝一 (NPO法人日本タンスうんどう協会)
10	知財創造教育に関する授業実践	広島大学附属福山中・高等学校		陳内秀樹(山口大学)、田原孝一 (NPO法人日本タンスうんどう協会)
11	アイデア創造に関する取組	秋市立福栄小中学校	茨木雅司	陳内秀樹(山口大学)
12	6次産業体験学習	秋市立福栄小中学校	安部恵子、網本翔太	陳内秀樹(山口大学)
13	INPIT開発事業への継続的な取組	山口県立下関工科高等学校		陳内秀樹(山口大学)
14	パテントコンテストへの継続的な取組	山口県立宇部工業高等学校		
15	課題研究を通じた取組 (KIMONOをモチーフとした船内服等)	山口県立萩商工高等学校	小田知志	JAXA
16	青少年ものづくり支援事業			しまね知的財産総合支援センター【(一社) 島根県発明協会・(公財) しまね産業振興財団】
17	高校生技術・アイデアコンテスト	山口県立下関工科高等学校		全国工業高等学校長協会
18	広島市工 発明・工夫アイデアコンペ	広島市立広島工業高等学校		
19	企業出前授業			パナソニック株式会社、公益財団法人ソニー教育財団
20	発明家に関する取組			鳥取県発明協会、鳥取大学医学部附属病院、BSS山陰放送、鳥取県、鳥取県教育委員会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工連合会
21	探究学習をキャリア教育と知財創造教育の視点で企業が支援	岡山県立岡山南高校、岡山県立玉野光南高校、岡山県立津山商業高校、岡山県立勝間田高校、岡山県立倉敷商業高校、岡山市立岡輝中学校、岡山ノートルダム清心女子高校、明豊中学・高等学校、別府満郎学園高校、東九州龍谷高校、大分東明高校		カンコマナホネット株式会社

※公開情報調査および当地域委員からの情報提供をもとに集約したものであり、これが当地域における知財創造教育に関連した取組の全てではなく、あくまでも一例である。

※空白部分は調査時点において正確な情報を取得できていないものであるが、選定対象候補となった場合には、今後内閣府等を通じて詳細な確認を行う。また、記載のある部分についても確認が行われる予定である。

※所属・役職等は公開情報に記載された時点のものであり、現在とは異なる可能性がある。

山口市立平川小学校・藤田 聡希教諭による実践

第5学年 総合的な学習の時間指導案

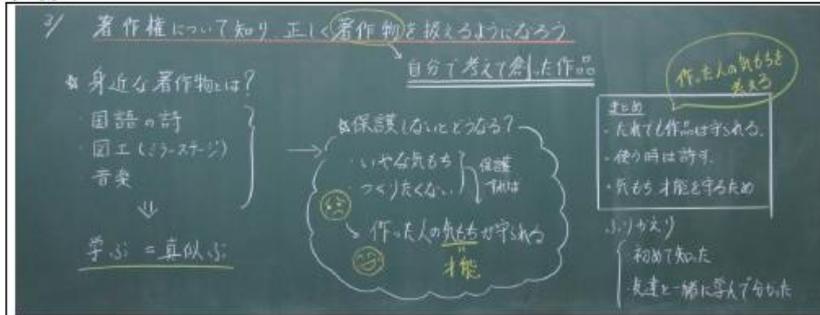
令和4年3月3日(木)5校時 5年1組教室 藤田 聡希

1 主眼 著作権についておおそを理解し、著作物を正しく取り扱うことができる態度を育成する。

【知識・技能】

2 準備物 chrome book 電子黒板 ワークシート

3 本時の流れ



学習活動・学習内容	指導上の留意点
1 著作権クイズを行い学習の見直しをもつ。 ・著作物 ・学ぶ意味 ・課題の把握	・クイズ形式にすることで楽しみながら学習に取り組むことができるようにする。 ・Formsを用いて行うことで、周りに影響されず、個人できちんと考えをもつことができるようにする。【1人1台 ICT の活用】
2 著作権について学ぶ。 ・身近な著作物 ・著作権の基本 ・著作権を保護している理由	・PowerPointを用いて視覚的に分かりやすく伝える。【ICT の活用】 ・学校教育において日頃から著作物を用いている事例を取り上げ、著作物について身近に感じることができるようになる。 ・著作権違反について触れておくことで、次のグループワークをする際の手がかりとなるようにする。
3 様々な場面について著作権違反かどうか話し合う。 (個人→班→全体) ・判断基準 ・作った人の気持ち	・jam boardを活用することで、友だちの考えをヒントにしながら全員が自分の考えをもつことができるようにする。 ・グループ毎に違う課題を提示し多様なものについて考えることができるようにする。 ・グループ活動では、意見を集約したら、代表1人がchrome bookを操作するよう声をかけ、誤作動や回線の混雑等を防ぎつつグループワークの時間を確保する。【1人1台 ICT の活用】 ・全体では、課題を2班ごとに配布することで、発表を聞く際、関心をもって聞くことができるようにする。【発表：ICT の活用】
4 まとめをし、振り返りをワークシートに書く ・著作物使用の際に大切なこと	☆著作権についておおそを理解し、著作物を正しく取り扱うことができる態度を育成する。(ワークシート、発言、chrome book) ・全体でまとめを共有することで、さらに様々な考えを知り、場面に応じて著作物を取り扱う視点を獲得することができるようにする。 ・初めて知ったことや、友達と一緒に学んで分かったことを振り返りのキーワードとする。

著作権について知り、正しく著作物を扱えるようになろう

著作権について知ろう

令和4年 3月3日

福力・山口大学 知的財産センター

著作物とは？

- 著作物…思想又は感情を創作的に表現したもので

人の考えや
気持ち

新しいものを自分の考えや技術
などで創り出す

「文芸」「学術」「美術」又は「音楽」の範囲に属するもの。

小説、詩など

つまり、
自分で考えて創った作品

福力・山口大学 知的財産センター

クイズで確認

著作物クイズ

- Google Forms を使って著作物クイズをしよう。
- 制限時間は30秒。
- 何が著作物が自分の感覚を頼りに答えてみよう。

福力・山口大学 知的財産センター

著作権について

- 学校では、著作権を侵害して学習が行われている！？
- なぜ著作権を保護しているの？
- グループワーク 「こんな時はどうなる？」

福力・山口大学 知的財産センター

学校での著作権について

- 学校では、著作権を侵害して学習が行われている！？

学習は、**例えばどんなとき？**

他者の著作物を利用して学習している

学校教育は、学びと著作権保護のバランスをとりつつ
著作権法に支えられる形で成り立っている。

福力・山口大学 知的財産センター

学ぶ＝真似ぶ

学校での著作権について

- 具体的な場面
 - 国語の時間、教科書にある詩をそのまま写す。
 - 先生が教科書の図をコピーして配り、子どもたちがノートに貼る。
 - 社会の学習の新聞作りで、教科書に書いてあることをそのまま書き写す。
 - 運動会で流すの音楽を使い、表現運動を行う。
 - 図工の学習で藤野先生が描いた絵を真似して書く。

創造や体験を大切にするため保護されている

福力・山口大学 知的財産センター

<h3>著作権について</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、著作権を侵害して学習が行われている！？ ・なぜ著作権を保護しているの？ ・グループワーク「こんな時はどうなる？」 <p>協力：山口大学 知的財産センター</p>	<h3>著作権について② 著作権を保護する理由</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権を保護しないとどうなるのか考えてみよう。 <p>事例</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 友だちが描いた絵に落書きをしてやろう。 ② 友だちの作った詩を真似して書こう。 <p>どんな気持ちになるかな？</p> <p>協力：山口大学 知的財産センター</p>
<h3>著作権について② 著作権は何のためにあるのか</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・作った人の気持ちを守るため <p>■ 作品 ■ 作った人の才能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作った人の才能を守るため <p>協力：山口大学 知的財産センター</p>	<h3>著作権について</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、著作権を侵害して学習が行われている！？ ・なぜ著作権を保護しているの？ ・グループワーク「こんな時はどうなる？」 <p>協力：山口大学 知的財産センター</p>
<h3>著作権について③ グループワーク「こんな時はどうなる？」</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ジャムボードを開き、まずは付箋やテキストで意見を書き込もう。 ・意見を整理し、まとめよう。 (具体的にどの部分が○ or ×なのか話し合おう) ・誰が発表してもいいように、分からない所は質問しよう。 <p>協力：山口大学 知的財産センター</p>	<h3>作った人の気持ちを考える！ まとめ</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもでも大人でも、誰でも作品を作れば守られる。 ・作品は作った人だけのもの、使う時は許可を取る。 (学校の授業では、例外の場合がある) ・著作権は作った人の気持ち・才能を守るためにある。 <p>協力：山口大学 知的財産センター</p>

著作権について知ろう

学習した日
月 日

5年1組 番 ()

1. 学校や家にある「身近な著作物」ってどんなもの？

()

2. どうして、著作物を保護しているのだろうか？

()

3. まとめ

()

4. 振り返り

著作物クイズ

これは著作物？

著作物かどうか考えてみよう。



*必須

有名な画家さんが描いた絵。*

- 著作物である
- 著作物ではない

藤野先生が描いた絵。*

- 著作物である
- 著作物ではない

5年1組11番の人が描いた絵。*

- 著作物である
- 著作物ではない

幼稚園児が描いた絵。*

- 著作物である
- 著作物ではない

さるが描いた絵。*

- 著作物である
- 著作物ではない

送信

フォームをクリア

グループワークの資料

ケース1

グループワーク

友達が描いた図工の絵がとても上手だったので、その友達の許可なく、そっくりの絵を描いて先生に提出した。

みんなの意見

○

×

理由

ケース2

グループワーク

友達の誕生日に、人気のキャラクターの絵を描いてプレゼントした。とても上手にできたので、他の友達に1枚100円で売ることにした。

みんなの意見

○

×

理由

ケース3

グループワーク

社会のまとめ新聞をととても上手に作った友達がいた。「他の人にも教えてあげよう。」と、写真を撮ってクロームブックのクラスのページに勝手にアップした。

みんなの意見

○

×

理由

ケース4

グループワーク

調べ学習をしている際、好きなアニメの画像がたまたま見つけたので、ダウンロードした。友達にもあげようとクラスルームにアップしてクラスみんなにあげた。

みんなの意見

○

×

理由

授業公開について

山口市立平川小学校 教諭 藤田聡希

1 授業日 令和4年 3月10日

2 課題設定について

本学級（男子16名、女子16名）は、今年度導入された1人1台端末を積極的に活用してきた。道徳の学習では、jam board 機能を用いて班で話した意見を出し合ったり、社会の学習では、教科書や資料集、公機関のHPなどを参考にスライドにまとめたりして、1人1台端末を用いて自分の考えを友だちに伝えることを目的として日々取り組んできた。

その中で子どもたちの様子を見てみると、社会の教科書や資料集、調べ学習をした際のHPの画像等を躊躇なく自分のスライドにまとめている姿が何度も見られた。著作者にもなり得る環境に置かれている現代の子どもたちにとって、高学年の段階で著作物の取り扱いについて学習しておくことは、必須となるのではないかと思い、山口大学の陣内先生と協力して今回の授業を仕組んだ。

3 実際の授業の様子

授業の導入では、「著作物を身近に感じることを意識して取り組んだ。著作物の定義を子どもたち2分わかりやすい言葉に置き換え説明した後、chrome bookのFormsを用いてクイズを行った。理解度を測る目的だが、間違えても楽しみながら活動できた。

次に、学校教育では著作物を取り扱いながら学習していることを学んだ。「身近な著作物は？」と問うと初めは悩む児童もいたが、教科書や音楽、ワークシートなど、発表を通し多くの著作物があることに気づいた。著作物なしで教育を行えないことや今まで意識せず使っていたことなどにも気づき、驚く児童もいた。著作物を保護する理由についても考え、著作権を守ることは作品を守ることにつながり、作品を守めることは人の才能を守ることにつながることを学習した。

その後、chrome bookのjam boardを用いて4つのケースから1つを指定して、グループ学習（4人1組8グループ）を行った。著作権違反について具体的に話合うことを意識して活動した。日常的に1人1台端末を活用していることもあり、各班、短時間で質の高い話し合いを行うことができた。発表の際には、同じケースについて考えた2つのグループを比較しながら発表させることで、聞いている児童は興味をもって聞くことができた。

最後に行った振り返りでは、

- ・著作権がなかったら楽なのに、と思っていたが、作品＝才能を守ることと知って納得した。
 - ・著作物を勝手に使っていないかを考えて使うようにしたい。
 - ・著作物について今まではこれを使っても良いのかなと調べ学習の時に思うことがあったけど、学校では許可されていると言うことが分かった。
 - ・作った人が嫌な気持ちにならないように、著作物を取り扱っていきたい。
- などといった感想が出てきた。日頃の生活においても意識できるきっかけになったようである。

4 授業を終えて

今回の授業は、1時間完結で行った。実際に行ってみると、児童の知りたいという知的好奇心も強く感じたため、もう少し時間をとって計画することも良いのではないかと感じた。様々な角度からアプローチすることで、「著作物の取り扱い」について、深く、広く知ることができるのではないか。その際にどの教科として取り扱うのかを考え、どんな子どもたちを育てたいのかを明確にして取り組みたい。

(出所)山口市立平川小学校・藤田聡希教諭ご提供資料

③選定要件

<大枠の基準にするべき>

- ・ 文部科学省による表彰の選定基準²³では、明確な基準が示されているのではなく、「他の教職員の模範となる実践」等、ある程度普遍的な事項が設定されている。今回の制度において基準を決めるのであれば、授業を実施した回数や大会への参加を基準にしてしまうと、その数字に縛られてしまうという懸念も感じる。文部科学省の表彰制度にならって、大枠のみの基準とするべきではないか。

<児童生徒の「将来にわたる資質能力の育成」につながるものであること>

- ・ 選定基準としては、その取組が生徒の将来にわたっての資質能力につながるようなものであるかどうかというところが重要で、ただ実践をして終わりという取組では先がないと思う。
- ・ 生徒がそれをやることによってどう変わっていったのかというところに目を向けているかどうかが大重要である。
- ・ 子どもの資質能力を育てていくために取り組んでいくこと、生徒が置いてきぼりになっていないかということも含めて、原点は子供たちのどのような力を育てていきたいかということを念頭に選定していくことが大事だろう。
- ・ 知財創造教育に取り組んだ児童生徒がどのように変わったかということが、特に指導する先生方からすると一番のポイントになる。本取組によってこのように変わってきたということが示せるようになると、プロジェクトそのものが素晴らしいものになるのではないか。

<カリキュラムマネジメントの視点>

- ・ カリキュラムマネジメントの視点も重要ではないか。その先生だけが実践するというだけでなく、教育課程上に位置付けて持続可能な活動として学校が取り組み、その先生が転勤しても次の先生が取り組むことができるという形になることが望ましい。

④選定のレベル感

<高いレベルでの選定にしない方がよい>

- ・ ある程度の基準は必要だとは思いますが、あまり高いレベルで選定する必要はないのではないかと。
- ・ 普通の学校が参考にできるような取組を公開していけると良いのではないかと。

²³ 文部科学省「令和3年度文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」に係る推薦団体の募集について」

https://www.mext.go.jp/content/20210830-mxt_syoto02-000017740_01.pdf（最終アクセス日：2022年3月25日）※本情報は、当地域の陳内委員に紹介いただいた。

<二段階方式(登録⇒選定)もあり得る>

- ・ 「すでに実践している内容やこれから実施しようという教育課程(や授業実践)を知財創造教育の視点からとらえ直して、本選定のスキームに登録してみないか」という形で間口を広げていき、その中で良いものが選定されていくという流れ、即ち、登録により普及を狙い、さらにブラッシュアップしていくために選定/認定をするというのが良いと考える。また、学校に対して積極的な応募をお願いする立場(地域コンソーシアム)からすると、お願いしておいて残念な結果になったという事態は避けたいと思うだろう。このためにも応募(もしくは推薦)されたケースは、少なくとも登録されて、その実践が学校のアピールにつながる。そして特に優れるものが選定されるという二段階方式がよいのではないか。
- ・ 知財創造教育を普及していくという視点に立つと、間口を広くという考え方が良い。数年たって様々な取組が集まってきたときに、その中で特に素晴らしい取組を認定していくような方向もあるかもしれない。
- ・ 素晴らしい取組が色々あってもまずは知るところから始めなければ(きっかけがないと)、その先に進むのは難しいのではないかと思う。知るきっかけがあって、それならやってみようという教員や生徒が出てくるので、入口部分をより気軽な形で触れ得るようなものを目指して提供していければ良いのではないか。

⑤インセンティブ

<取組の共有>

- ・ 他の学校や教員がどのようなことに取り組んでいるのかを知ることは現場の教員にとっては実は難しい。全国に、様々な場面で様々な取組をされている先生がいらっしゃるの、それらの取組を互いに知ることができるような仕組みが望ましいと思う。すなわち、他校の取組に、気軽に触れ得る機会が提供されることも教員にとってはインセンティブになり得るということ。
- ・ 例えば、ゆるキャラグランプリのような感じで、自校の取組を応募してホームページに載せると、皆がそこに「いいね」を付けて評価する。応募した側は自分の取組が多くの人目に留まり評価されることがインセンティブになる。また、それを見た人は、こんな取組をしているんだと学ぶことができ、双方にとってインセンティブにつながるのではないか。

⑥制度設計

<学校・教職員にとって負荷の小さい制度とするべき>

- ・ 学校や先生にとって重圧になるのではないかとすることを危惧している。選定されることにより、何かしなければいけない、結果を出さなければいけないというプレッシャーになり、そうすると手を上げることに消極的になる。
- ・ こうした取組をぜひ推進していただきたいと思うが、一方であまり重荷にならないように

は注意しなければいけない。

- ・ 一人の先生に荷重がかかるのは良くないと思っているので、産学官連携しての取組が継続しやすいと思っている。それをやるにあたっては費用や関係者の調整が発生してくると思うが、そういったところは行政に任せてしまえば先生にやってもらうことはだいぶ少なくなってくるだろう。
- ・ 学校になるべく負担をかけない形で行われていくことが継続的な取組へと繋がっていくと考えている。

<間口の広い制度にできるとよい>

- ・ 選定のレベル感の項で述べたが、選定において心配なのは、学校に対して声をかけ、学校に応募いただいた結果、選定されなかったということになっては困るという点が考えられる。登録と選定が別個であれば、間口を広げて色々な学校や先生が登録をし、そこから、複数年登録している実績や好事例がある学校や先生を選定していくという二段構えにすることができるのではないかと。
- ・ 是非これから先の将来も含めてやってみたいとアグレッシブに手を上げてくれる先生や学校が一つでも増えることが趣旨に合っているのではないかと思う。

<ツールの公開>

- ・ HP にどんどん実践例を挙げて、フォーマットやワークシートを使用してこのような取組をした、こういう工夫をしたというところまで掲載されるとより発展しやすく、これから取り組まれる先生方に対して非常に親切だと思う。
- ・ よく先生方から挙がる要望として、「そういうことを学んでいくフォーマットやワークシートはないか」「小学校(あるいは中学校)レベルでわかる知財に関する教材になり得る資料はないか」といったものがある。小学校、中学校、高校あらゆる校種で幅広く取り組まれている状態を目指そうとなると、各段階に合わせたそうした教材や研修ツールがあると非常に取り組みやすいと思われる。具体的には、ワークシートや指導案をダウンロードできるようなサイトがあって、様々な先生方や学校でご活用いただくことは非常に目的にかなったことではないかと思う。
- ・ 授業を実施する立場からするとこうした教材例が学年別等に示されていて、教える内容(学習内容)がはっきりしていることが非常にありがたい。
- ・ 特に最低限知っておいてほしい著作権等の法律に係る内容となると、先生方に基礎知識がない場合もあるので、例えば動画が閲覧できるようになっていると学校の先生方にとっては非常に使いやすく理解が進みやすいと思う。

<学習指導要領との関連を意識した見せ方が重要>

- ・ 義務教育段階で現場に普及させようと思うと学習指導要領との関連性は外せない。

- ・ 評価の 3 観点のベースとなる 3 つの学力の柱というのがあり、中央教育審議会の答申においてはこれらの学力の 3 つの柱には枕詞がついている。すなわち、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」は「生きて働く『知識・技能』」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』」と記載されている。これらの枕詞は学習指導要領では省かれている。さらに実は 3 つの学力の柱というのは全て創造性につなげなければ意味がないという趣旨も答申では示唆されている。このことを現場の先生にも訴えかけていくことが有効だと考える。先生方に授業で熱心に教えている知識、技能、思考力、判断力は創造性につなげて、より意味があるのだということを伝えることが、現場の先生の意識を変えていくことに繋がっていくのではないかと思う。

<選定された取組の評価ポイントのフィードバック>

- ・ 色々な人の目に触れる中でイネがつき、最終的には審査員がコメントの形で、「ここはカリキュラムマネジメントができていて、学校の教育課程の中に入っていたから評価が高かったんだ」というような説明を加えると、次年度応募しようという学校がそういったポイントをつかんだ取組を応募してくれるようになる、という好循環が生まれるのではないかな。
- ・ 教育においては、ある程度誰が見てもこのようなところが評価されたということがわかり、指導した先生や生徒ももっとこういう工夫をすればよかったと気付けるような評価をしていただくと非常に効果的になると思う。新学習指導要領で始まる学習評価もそういうところが大事になってくるので、本制度においても是非評価の明確化を重視していただき、次につながる形で評価していただきたい。ここでの評価の明確化とは基準を厳密にということではなく、どういう点がこの取組の優れたところだと見える形でフィードバックすることが重要という意味である。

<取組の見せ方>

- ・ 各学校の HP に取り組みをアップし、それを内閣府の本選定に係る事務局からリンクを張る形で登録するという手段において、各学校の HP にどの程度の情報まで掲載するのかが気になっている。よく学校の HP で取組の紹介をされているところは、だいたい写真を掲載し「いつこんな取組をした」というような内容を示している。そのようなレベル感での紹介とするのか、それとももっと具体的なところを示していく必要があるのかどうか、そのあたりをどのように決めて進めていくのかが大事であると考えている。あまりボリュームがあると学校への負担になってしまうかもしれない。ただある程度それを見て他の方々が学べることが大切であるため、「どのようなことを工夫した」「どのように生徒が変わってきた」というようなところが見えると良いと思う。
- ・ 各学校の HP への記載は、いつも掲載しているような「こういう授業をやった」「こういうイベントをやった」というような写真と、ちょっとした紹介文がある程度のもので良いし、そ

こからより詳細に書いてあってもどちらも良いと思う。内閣府からの登録はどのレベルでもされるが最終的に選定というところでは教材も一緒に公開されている事例等が評価されていくと経年的にそういった充実した取組の投稿が増えていくようになるのではないかと期待している。裾野は広く、どこまで注力するかは各学校にお任せするという形で良いのではないかと。

⑦地域(地域コンソーシアム)との連携

<全国知財創造実践甲子園>

- ・ 全国知財創造実践甲子園の取組を、中学生へ展開するという方向性はあるかもしれない。高校生にとっても、探究学習のヒントになるだろう。
- ・ 全国知財創造実践甲子園の様子を中学生に見てもらおうというのは非常に良いアイデアである。見たら絶対面白い。キャリア教育にも有効である。その機会を作ってくれる中学校の教職員をいかに増やしていくかがポイントだろう。

⑧制度を通じて目指す効果

<裾野拡大>

- ・ 取組の継続を後押しするために選定するという考え方はよいが、その前提となる「知る」「実践する」という部分が課題になっているだろう。したがって、文部科学省が進めようとしている教育の方針をうまく実践するものとして知財創造教育がある、ということを理解してもらうことが必要だろう。現場にとっての「必要感」を高めるための施策が必要になってくるはずである。
- ・ HP に載せれば見に来る、取りに来るということではなく、やはり入口はアナログ(チラシや直接のお願い)である程度広げていくことも同時にやっておかなければ入ってこないだろう。
- ・ これから普及を目指していく際、小学校、中学校、高校と各段階で何を教えれば良いのか迷いをなくしていくことが非常に大事だと考えている。知財創造教育は学習指導要領に直接的に入っているものではないため(要素としてちりばめられてはいるが、キャリア教育のようにそのものが直接的に謳われてはいない)、様々な実践を積み重ねながら学習内容を構築していく必要がある。
- ・ 現場感覚として学習指導要領に明確に記載されていることはやらなければいけないという感覚がある。一方で、知財創造教育のように文科省以外の省庁が主導している教育はやらなくても良いという感覚が公立学校にはある。それを打破する一つの手段として本制度の登録・選定があるのだと思うが、HP に事例をアップしようとする動機も含めて、現場の先生がやりたいと思うかどうか非常に重要である。限られた時間で他にもいろいろとやるべきことがある中、それでも取り組みたいと思えるようにしなければいけない。

<キャリア教育的視点>

- ・ 小学校、中学校、高校と進んでいく中で、進路選択や仕事選択に影響を与えるようになっていけば良いと思う。高校でこんなことを学びたいから探究学習(あるいは英語、工業、商業など)がある学校に行きたい、さらには「将来こんな仕事についてみたい」というところまでつなげていけるような教育になると素晴らしい。
- ・ 山口大学が中心となって開催している全国知財創造実践甲子園はすごく魅力的で、ぜひ中学生にも見せたい。中学生が全国知財創造実践甲子園を見たら、いわゆる PBL として社会問題解決を学びたいければ普通科高校に行く、技術を使って世の中をもっと良くしていきたいければ工業高校に行くといった選択をできるようになることが実際に起こり得るのではないだろうか。

⑨その他

<その他参考になる既存の制度として CS マイスター制度>

- ・ 文科省は、コミュニティ・スクールのマイスター制度を設けている²⁴。このマイスターには教員だけでなく民間もいる。マイスターがどの程度機能しているかは、地域によって必要感にばらつきがあるだろうから、差があるだろう。またマイスターが有する経験や枠組みと普及しようとする他地域・他校との状況がマッチしない場合もあるようだ。
- ・ 知財創造教育自体は、実践のバラエティに富んでいる方が望ましいという考え方に立つと、コミュニティ・スクール以上に、マイスターを置くことによって、逆に取組が絞り込まれて創造性を現場が失い多様性がなくなる可能性があるという点は懸念としてあるかもしれない。

<中国地域コンソの委員会開催の対応(コンソ委員会運営上の要点)>

- ・ 事前に各委員に「知財創造教育の基本的な考え方」や「代表的な取り組み事例」について、メールで送信するだけでなく電話で直接説明や質問対応して、知財創造教育への理解を合わせ、委員としての存在意義(パーパス)もお伝えした。
- ・ 現場経験を有するか、実際に推進している担当者(その分野の推進に権限を有する方)に委員として参加してもらった。(知財創造教育で学ぶ生徒の顔が見える。そのイメージが描ける立場の人)
- ・ 知財創造教育のポイントのひとつは「楽しく学ぶ」ことである。委員会でも、生徒の変容や先生方のやる気を引き出すにはという、学校を中心に置いた前向きの議論に注目した。

²⁴ コミュニティ・スクール推進員(CS マイスター)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/kikaku/index.htm (最終アクセス日:2022年3月28日)

2. 7. 四国地域

(1) 検討会議の運営

当地域においては、次の日程および議事で検討会議を開催した。

回次	日時	議事
第一回	令和4年2月28日(月) 17:00-19:00@WEB	1. 開会 2. 内閣府挨拶 3. 議事 (1)実施概要説明 (2)選定等基準の検討 4. 閉会
第二回	令和4年3月17日(木) 17:00-19:00@WEB	1. 開会 2. 議事 (1)本地域における選定のあり方 (2)選定対象候補の考え方 (3)地域(地域コンソーシアム)との連携 (4)被選定者への期待等

当地域の検討会議は、次のメンバーで実施した。

<委員(敬称略・五十音順)>

香川県立観音寺総合高等学校 電気科主任	黒川 直樹
四国アイデア創造教育研究会 会長	内藤 善文
高知市立介良小学校 教諭	柳瀬 啓史

<オブザーバ>

内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官	浜岸 広明
知的財産戦略推進事務局 参事官補佐	酒井 壮士
知的財産戦略推進事務局 主査	恒成 正晴

<事務局>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 知的財産コンサルティング室 主任研究員	上野 翼
知的財産コンサルティング室 研究員	北口 景子

(2) 検討結果

【検討結果要旨】

<選定に対する考え方>

知財創造教育に対して継続的な取組を実施している対象を選定していくことがまずは必要であるとの意見があった。選定制度開始のタイミングでは、公開情報等から確認できるもので始めることでよいが、公平性等の観点から本来的にはアンケート調査を実施して網羅的に取組状況を把握し、その中から選定していくような方法が望ましいとの意見もあった。

また、選定を継続していくにあたり、そのうち一定の質を見極めるための基準・線引きが必要になってくるという指摘があった。

加えて、発達段階に応じた目線・レベル感で選定を行うことも重要であるとの意見があったほか、教職員個人での選定だけではなく、チーム・学科単位での選定や、地域の団体等を対象にした選定もできると、今後の広がりを期待できるのではないかという意見もあった。

なお、選定そのものについては、例えば内閣府によるバックアップ的な意味合いがあることや、教職員にとっての自己有用感につながり得ること、仲間づくりにつながること等、種々インセンティブがあるとのことであった。

<選定に際しての留意点>

まず、選定に際しては、一方的に実施するのではなく、事前に各所への相談をしながら、学校現場の事情を考慮して進める必要があるとの指摘があった。

あわせて、多忙な学校現場の状況を鑑みて、くれぐれも負担感のあるような制度にせず、教職員にとってインセンティブのある制度として始めるべきという指摘もあった。

【具体的なご意見例】

①選定要件

<継続性>

- ・ 継続性という観点で、INPITの事業が頭に浮かぶ。この事業では知財創造教育に熱心に取り組んでいる全国の教員が各地の高等学校に出向いて指導・助言を行ってきた。INPITと連携を取れば具体的な学校や教員の名前が出てくるのではないか。
- ・ 継続しておられる先生を特に重視していただきたいと思う。孤立感を感じていらっしゃる先生もいると思う。内閣府のサイトでそういった先生の取組を紹介し、例えば授業の一端を動画で流すようなことをしてもらえると本人は認められたと感ずることができるし学校長を含め周りの見る目も変わってくると思う。

<学校設定科目>

- ・ 高等学校には学校設定科目というものもある。学校設定科目としてオリジナルの知財創造

教育を始めている専門高校があるかもしれない。

<ハードルを高く見せない方がよい>

- ・ 例えば学会に入り熱心に取り組んでおられる教職員や論文発表に取り組んでいる教職員の活動は確かに素晴らしいが、これを要件にすると多くの教員は逃げていくかみせれず危険だろう。このようなハードルが高く見えてしまう条件は、要件として載せない方が無難だと思う。
- ・ 教育カウンセラーの認定試験の中にも、学会や論文と似たような文言があるが、それは初級・中級・上級のうち、上級の方に入っているの、かなり高いレベル感になる。

<アンケートによる情報収集>

- ・ 選定する際にアンケートを取るのもよいのではないか。アンケートの内容としては、例えば、「大学で知財創造教育に関連する単位をとったことがあるか?」「知財管理技能検定をとっているか?」等、基礎的な知識があるかどうかを問う意味でこれらの質問を入れることも考え得る。また「発明推進協会の標準テキストを使って授業をした経験があるか?」「65歳まで再任用で採用されることがあるが再任用でも現場の教員を対象に標準テキストで授業をできるか?」等もあるかもしれない。いずれにしても、知財創造教育に取り組む教職員を選定する際に、アンケートを実施することも手段として考えられるだろう。
- ・ 「継続して知財創造教育に関する取組をしているか?」ということを問いかけるようなアンケートを全国の小中高に出して情報収集をすれば、公平な選定をできるのではないか。
- ・ アンケートによりある程度候補が洗い出されたら、アンケートの回答内容を鵜呑みにするのではなく、学校を訪問して授業を見学する等、調査を行った方がよい。調査の結果、確かに継続性がある、転勤しても転勤先で継続して取り組まれていると内閣府が認めれば、学校名、教員名だけでなく実践内容を公表するとよいだろう。
- ・ ただし、学校現場の感覚からすると、文部科学省や教育委員会名義のアンケートであれば回答するが、内閣府名義の場合にどの程度の回収率になるかはわからない。

<発達段階に応じた目線>

- ・ 高校や大学になれば、ある程度知財そのものが具体性を持ち現実味があると思われる一方で、小学校ではいきなり知財というものを持ってきてもなかなか難しいだろう。特に小学校の場合は、例えば次世代教育において特徴として挙げられている要素を絡める等できなければ難しいのではないか。
- ・ 資質能力、創造性、アイデアを絡めた内容を用意しなければ、小学校・中学校の現場における知財創造教育の普及は難しいだろう。まずは児童・生徒に何を伝えて何を身につけてもらいたいのかという観点と、先生方がそれを教えるためにはどのような能力や資質が必要になるのかを整理しなければならない。

- ・ 小学校教員からすると知財やコンテスト、ましてやパテントという単語はまず使われない単語である。特に初等教育段階では、そういったものになじみのない世界で子どもたちも教員も生活している。そのような状況において知財創造教育がどのような役割を果たすのかを考えると、コンテンツとコンピテンシーのうちコンピテンシーが重要になると思われる。知財創造教育を通して子どもたちにどのような資質や能力が養われ伸びていくのか。新学習指導要領においてもコンピテンシーの育成は重視されているため、小学校現場で話をするのであればコンピテンシーと絡めていくことになる。中学校、高校と段階を経ていく中でコンテンツに移行していくのが現実的な戦略になるのではないかと思う。
- ・ 小学校、中学校、高校と段階を経ていく中で知識も定着していき、技能も身につけていくという青写真を描いておく必要がある。

<何らかの線引きが必要になる>

- ・ 間口を広げていった結果、かなり質の低いものばかり集まってしまったという苦い結果になる可能性もある。現段階では浸透することが重要で間口を広げることは賛成だが、この活動を3年、5年、10年と続けていくのであればある程度のレベルを担保していかなければいけない。そのうちに、「本当に知財創造教育と言えるのか？」というような取組が出てきてしまうかもしれない。そういった将来的な質の面でも考えておかないと非常に低いレベルで浸透していつてしまう危険性がある。
- ・ 知財創造教育に通ずることであれば何でもOKということになると、学校教育というのは全て創造教育である。創造力を高める要素を頭に入れてそれを組み合わせて新しいものをアウトプットする訓練をすることが学校教育であり、それを言い出すと全てのことが知財創造教育に繋がり既に知財創造教育をやっているということになってしまう。やはり「知財」の創造教育であるということで線引きをしなければいけないと思う。

③選定対象

<地域のイベント等に関する取組>

- ・ パテントコンテストだけでなく発明くふう展も一つの目安にはなるかもしれない。発明くふう展への応募は地域性もあり、例えば三豊地域は中小企業が多く、創意工夫の塊と言える。そのような地域にある観音寺総合高校では学校も創意工夫をするし、地元の企業も発想力のある子どもを育てて入社させてほしいという狙いもあるようだ。
- ・ 発明クラブが地域の学校を巻き込んで継続的な取組を実施しているところもある。もちろん事前に学校側への相談が必要だが、そのようなところも選定候補となり得るのではないか。

<地域の団体等による活動>

- ・ 四創研は将来的に実績を積み上げ何年かしたら、例えば内閣府の認定団体のような感

じで知財戦略推進事務局として認定していただければその後の展開がしやすい。学校現場以外でも活動している団体に対して認定していただきたいという気持ちがある。

<複数人・チーム単位での選定>

- ・ 担当の先生を表彰するのではなく、所属されている学科を表彰することによって、学科長をはじめ所属する先生方が担当の先生を支えて知財創造教育を継続していることを認めるという形で選定されることになる。そうすると、周りの先生も継続を続けなければ、担当の先生を応援しなければという空気になる。個人をピンポイントで褒めるのではなくチームをまつり上げて褒めるというのも戦略としては良いのではないか。
- ・ 優秀教員という個人表彰があるが、実際のところ他の先生方の協力があってやっていることである。グループで表彰されるということはとても重みがあると思う。

(知財創造教育に関連するこれまでの取組例)

当地域におけるこれまでの知財創造教育に関する取組として、例えば以下のようなものを確認できる。

当地域におけるこれまでの取組例

#	取組	学校名	教職員名 (敬称略)	講師・協力者名 (敬称略)
1	理科・未来創造教室に関する取組	愛媛県松山市立和氣小学校		内藤善文
2	高等学校における知財創造教育の実践	愛媛大学附属高等学校		内藤善文
3	総合「アイデアのことを考える本」を活用した実践	砥部町立宮内小学校		内藤善文
4	中学校における知財創造教育の実践	三豊市立三野津中学校		黒川直樹
5	工業技術基礎における知財創造教育の実践	香川県立観音寺総合高等学校	黒川直樹	
6	理科と他教科の横断による知財創造教育の実践	高知市立介良小学校	柳瀬啓史	
7	INPIT開発事業に関する取組	愛媛県立宇和島水産高等学校		
8	INPIT開発事業に関する取組開発事業および パテントコンテストに関する継続的な取組	愛媛県立松山工業高等学校		
9	INPIT開発事業に関する取組	愛媛県立東予高等学校		
10	INPIT開発事業に関する取組	愛媛県立八幡浜工業高等学校		
11	INPIT開発事業に関する取組開発事業および パテントコンテストに関する継続的な取組	徳島県立徳島科学技術高等学校		
12	パテントコンテストに関する継続的な取組	愛媛県立今治工業高等学校		
13	パテントコンテストに関する継続的な取組	香川高等専門学校		
14	パテントコンテストに関する継続的な取組	新居浜工業高等専門学校		
15	県内発明くふう展での継続的な取組	香川県立高松工芸高等学校		
16	県内発明くふう展での継続的な取組	香川県立坂出工業高等学校		

※公開情報調査もとに集約したものであり、これが当地域における知財創造教育に関連した取組の全てではなく、あくまでも一例である。

※空白部分は調査時点において正確な情報を取得できていないものであるが、選定対象候補となった場合には、今後内閣府等を通じて詳細な確認を行う。また、記載のある部分についても確認が行われる予定である。

※所属・役職等は公開情報に記載された時点のものであり、現在とは異なる可能性がある。

※#1～4は、内閣府事業の一環として出前授業として実施されたもの、#5、6は同じく内閣府事業の一環として当該校教職員

が実施した授業である。

※#7以降は、パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト、INPIT 開発事業、発明くふう展について、過去5年間において複数の実績がある対象と中心として列挙したものである。

④インセンティブ

<内閣府によるバックアップおよびそれによって生じる好循環>

- ・ 知財創造教育は教員について回っている感は間違いなく否めないだろう。学校組織、特に公立は校長の意向が非常に強く、校長の賛同を得られないと実践しにくい場合もあるだろう。そこで内閣府のバックアップがあると非常にやりやすいし、やっている教員の充足感も出てくる。
- ・ 認定のような形でお墨付きがあると、例えばその教職員にとっては管理職試験の自己推薦書に書けるというようなインセンティブも出てくる。そうなると現場のモチベーションが上がるし、学校長としても嬉しいことだろう。そして、認定を受けた教員が管理職になれば、その学校としてはさらに知財創造教育へ取り組みやすい環境になり、好循環が生まれる。
- ・ 内閣府からの選定も優良教員表彰等を受けるための実績の一つになれば、インセンティブになるかと思う。このような流れになり、周りで見ている教職員が「自分も知財創造教育をやってみよう」と思うようになれば良いと思う。
- ・ 内閣府の後押しがあった頃はメディアが取材にきて新聞に載ったりしたが、その後は色々やろうとしても後ろ盾がなく難しい。後ろ盾は非常に大事だと感じるので、そういった後方支援は是非お願いしたい。

<生徒の反応・成長>

- ・ 知財創造教育として実施した授業について、生徒の食いつきもよく、やっている側としては非常に前向きに取り組むことができ、充足感を得ることができる。そのような授業を継続して展開していけると良いと思う。
- ・ 知財創造教育に取り組むことで、児童・生徒がこんなに変わるんだという実感を得られることが大切である。
- ・ コンテンツが良いと生徒の反応も良く、教員がもっと取り組んでみたいと思えるようになり広がりやすい。

<仲間づくり>

- ・ 別の教科の教職員が、知財創造教育を実践してくれるようになるとよい。特に若手の先生は金銭的インセンティブより、やっている授業が意味のあるもので、今後必要だという実感が見えることがインセンティブになるのではないか。

<自己有用感>

- ・ 取組により自己有用感を持つことができるというのが、教員としては大事なところになってくる。知財創造教育は学習指導要領にメインで書かれていることではないが、それを1、2時間の授業で実施したことでどのような意味合いを持ちどれほど大事なことなのかを教員本人が感じられなければ、ただやらされている授業になってしまう。
- ・ 認められた、応援されていると感じられるような仕組みができれば現場の先生の自信につながり励みになると思う。

<学校の魅力化>

- ・ 最近では、私立の学校に生徒が流れてしまい、魅力のある学校でなければ生徒が来てくれないという事情を抱える公立学校も少なくないだろう。そのような環境下で「本校にはこのような魅力がある」ということを、知財創造教育的な取組を通じて知ってもらうことは非常に重要である。

⑤制度設計

<学校・教職員にとって負荷の小さい制度とするべき>

- ・ 有能な教職員は色々なことができるため、仮に選定されて実際に何かをしなければいけないということであると、「別の仕事がたくさんあるから困る」となってしまうかもしれない。まずは認定というようなものを与えるだけであれば、「それならもらっておいた方が良い」となるかもしれない。
- ・ 現場の教員は非常に忙しいため、そこにプラス α で知財をやるように言われても物理的にも精神的にも厳しいものはあるだろう。やはり現場の負担も考慮して選定を進めていく必要があると思う。
- ・ 例えばコンテストのような形式だと非常に負担が大きく、現場の先生方は苦痛でやめたい、解放されたいとなってしまう。ただでさえ働き方改革で仕事を削ろうという中で知財創造教育をやめるという判断になってしまうケースが現実的にある。

<選定を行う際のプロセスに関する留意点>

- ・ 現実的に誰を選定するかという話は管理職がすることになる。教頭は校長に情報を提供し、最終的に校長が決めることになる。また、学校の中に閉じず校長会での協議が行われる。工業・農業・商業それぞれについて校長会があり年に数回会合を開催し普段からコミュニケーションをとっている。文部科学省の指示で「知財教育ができる先生をピックアップするように」と各教育委員会においてくると、それが校長会においてくる。校長会に対して部外者は指示を出せないの、あくまでも教育委員会から校長会に対して指示を出してもらう必要がある。教育委員会を通さなければ難しいと思う。
- ・ 基準を設定したとしても、実際にはこのようなプロセスがあることを念頭に置く必要があり、

また実際の選定に際しても各校の事情がくみ取られる可能性があることは認識しておくなければならない。

- ・ また、専門高校の場合、各地域に実質的な中心校がある。そこに相談すれば、どこかの協力や紹介等をしてもらえるかもしれない。
- ・ 3月中旬から下旬にかけて人事異動の内示があることも考慮して動く必要がある。

<継続性の確認が必要>

- ・ 気を付けなければいけないのは、熱心に取り組んでいる教員が転勤すると元の学校の取組が止まるということが考えられる。また、熱心に取り組んできた先生が次の学校ではそのようなことをやらなくていいと言われてしまい苦労することがあるという話も聞こえてくるところである。

⑥地域(地域コンソーシアム)との連携

<地域における取組の取材>

- ・ 例えば、公平なアンケートをとった結果「〇〇小学校は継続して年に1度外部講師を呼び探究の時間等に知財創造教育を実施しているようだ」というようなことがわかれば、四創研のメンバーが出向いて行き、お話を伺って資料を見せていただいたり、授業を見学させていただいたりして内閣府にレポートをあげるというようなことはできる。ただ、その場合は交通費等色々と費用が必要なため予算化してもらわなければ動けないと思う。

<活動予算が必要>

- ・ 地域コンソーシアムに関する活動は勤務時間外に自費で行っている。ホームページ開設を予定しているが、その維持にも費用がかかる。無料で開設できるところもあるが、一方で宣伝が多く信頼性がなくなってしまう懸念がある。今は初期であるため仕方がないと思うものの、今後活動していく上では高額でなくて良いので何かしら予算支援をしていただけないかと思っている。

⑦制度設計後の動き

<被選定者への期待>

- ・ 「期待」となると学校や先生方の負担になってしまうが、これからも取組を継続していただきたいという期待であれば大丈夫なのではないか。学校や先生方が継続していけるように環境を整えることの一環として選定を行い褒めてあげるということであれば良いのではないかと思う。

<研修会の開催>

- ・ 選出された教員は全国でリーダー研修会をやったら良いのではないか。そこで修了証を

渡すというようなことをすると尚良いと思う。小・中・高と発達段階に応じたレベルで研修を実施できれば良いかもしれない。

- ・ 選定された先生方でリーダー研修のような研修会を開催するというのは非常に魅力がある。研修の場で情報交換や情報共有ができれば普及が可能になるだろう。
- ・ 選定後に研修会、懇親会のようなものがあれば素晴らしいと思うが、その中で実践をずっと続けているような学校や教員がいれば内閣府が表彰するというような仕組みがあると尚盛り上がるのではないかと思う。
- ・ 知財創造教育としての実践に関する質を維持するためにも、研修会や学習会で互いに切磋琢磨や、情報共有を行い、刺激し合えるようなネットワーク作りが大事になってくる。

<専門家によるバックアップ体制>

- ・ 専門家からのレクチャーや後押し、補助が受けられると、教職員としても学校としてもありがたいのではないだろうか。例えば、「こんな指導案を作ったけれどどうなんだろう？」というときに、専門家がアドバイスをくれるようなバックアップ体制があるとインセンティブとして有効であると思う。
- ・ スクールアドバイザーのような形で、知財創造教育アドバイザーを置くのも良いのではないか。知財創造教育専門員として配置されれば、その学校が知財創造教育の拠点校となり、アドバイザーが近隣の小学校や中学校にも連絡をとり出前授業の展開等も考えられる。教育委員会は予算を持っているので、内閣府が教育委員会に働きかければ県によっては実現可能かもしれない。現場の教職員は本当に多忙であり、その教職員だけに実践してもらおうとすると大きな負担になるので、知財専門の教員を付けることができれば全国の現場で知財教育が動き出すと思う。

<文部科学省や経済産業省との連携>

- ・ 文部科学省や経済産業省とタッグを組まなければ動きにくい点もあるのではないかと想像している。例えば、経済産業省の未来の教室に応募している学校は多く、参考になるのではないかと思う。未来の教室について大きく捉えれば、次世代教育ができる学校ということになり、新しい時代の学校教育の展開となるとその一部に知財創造教育を取り入れることは可能ではないかと思う。
- ・ 専門高校ではインターンシップがあるが、これも文部科学省と経済産業省が協力して実施されたものである。その後、国の予算が無くなった後も県の予算で継続しているところもある。

⑧その他

<まずは実践を増やすことが必要>

- ・ 内閣府の報告書で「知る段階」「実践する段階」「継続する段階」という整理がされている

が、とにかく実践していくことが重要だと考えている。実践して資料が多く集まってくると、結果的に知ることもつながるのではないか。実践できる先生がより多く集まれば、そこでコミュニティができる。全国レベルでコミュニティが出来上がればより情報が流通し、そこで二次的三次的に有用な情報が発生すると感じている。

<コンテンツが重要>

- ・ やはりコンテンツが全てであると思う。やってみた本人がコンテンツの有用性を感じたり、やることに意義を感じることで何事にも変えられないインセンティブになる。

2. 8. 九州地域

(1) 検討会議の運営

当地域においては、次の日程および議事で検討会議を開催した。

回次	日時	議事
第一回	令和4年2月18日(金) 13:00-15:00@WEB	1. 開会 2. 内閣府挨拶 3. 議事 (1)実施概要説明 (2)選定等基準の検討 4. 閉会
第二回	令和4年3月17日(木) 10:00-12:00@WEB	1. 開会 2. 議事 (1)本地域における選定のあり方 (2)選定対象候補の考え方 (3)地域(地域コンソーシアム)との連携 (4)被選定者への期待等

当地域の検討会議は、次のメンバーで実施した。

<委員(敬称略・五十音順)>

一般社団法人福岡県発明協会 会長	石橋 一郎
福岡市立博多工業高等学校 教諭	齊藤 明日香
福岡県立苅田工業高等学校 校長	古谷 浩伸
独立行政法人国立高等専門学校機構 北九州工業高等専門学校校長	本江 哲行

<オブザーバ>

内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官	浜岸 広明
知的財産戦略推進事務局 参事官補佐	酒井 壮士
知的財産戦略推進事務局 主査	恒成 正晴
一般社団法人福岡県発明協会	穴井 淳子

<事務局>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株) 知的財産コンサルティング室 主任研究員	上野 翼
知的財産コンサルティング室 研究員	北口 景子

(2) 検討結果

【検討結果要旨】

<選定の考え方>

選定に際しては、これまでの実績に注目しつつ、一方で裾野を広げるという意味では授業の実績以外にも注目していけるよう発展させられるとよいという意見があった。

また、当地域においては、過去の議論において、まず高等学校を入口として普及させていく方針が掲げられており、選定対象としても高等学校を中心に注目していけるとよいとの意見があった。そのうえで、例えば福岡県高等学校工業教育研究会等の組織と連携しながら選定を進めていく案も出された。こうした組織との連携が進むと、地域コンソーシアムとしての機能もこれまで以上に発揮しやすくなるだろうとのことであった。

選定されることに対しては、例えば仲間づくりのきっかけになることや、学校の魅力化につながること等のインセンティブが考えられるとのことであった。

<選定制度設計>

制度設計については、類似する制度との差異化を意識しておく必要があることや、選定結果の公開に際して取組の内容・プロセスをなるべく見えるようにした形式で行う必要があること等に関する指摘があった。

実際に選定を進めていくタイミングでは、相談を持ち掛けるルートに留意する必要がある点や、また可能な限り現地を訪問して相談を行うことが望ましいとの意見もあった。

【具体的なご意見例】

①選定のレベル感

<高いレベルでの選定にしない方がよい>

- ・ 裾野を広げるという意味で言うと、先生方がどこからスタートして良いのか、初心者をどう導いていけば良いのかも大事にしていければ良い。他校の取組を見に行くにしても、あまりにも取組が進んでいる学校を見ると、なかなかとっかかりになりにくい。導入部分を大事にしていきたい。
- ・ 知財創造教育を始める際にスタートアップからもサポートするという制度設計にすれば良いのではないかと思う。仲間を増やしていくことが大事であるし、知財創造教育はハードルが高いものと思われがちだが実は普通にやっていたことに入っているという文化を作ることができれば良いと思う。九州地域ではスタートアップも採択するという方向性であれば仲間を増やすというところにもつながる。
- ・ 選定レベルについては高いレベルではない方が良い。最初から特許を取るというような高いレベルにしてしまうとどうしても抵抗感が出てしまう。例えば工業高校であれば工業技術基礎という科目が1年生対象にあり、その中でも知財を取り扱うことになっているが、

こういった科目の中で導入や基本的なところの取組をされている学校や教員が選ばれると良いのではないかと思う。

②選定要件

<学校の種別等に応じたレベル感>

- ・ 学校種、要するに成長レベルによってやり方や関わり方が変わってくると思う。
- ・ 普通科高校等についても、総合的な探究の時間で知財創造教育を取り扱うことによって、知財の中に納まるのではなくひいてはキャリア教育(自分が将来どのような仕事をしたいか)というところまで繋がってくる可能性があると思う。ただ、最初からそこまで範囲を広げてしまうのは難しい。最初は工業技術基礎のような内容からでも良いが、2年後、3年後、5年後と将来的には総合的な探究の時間の中でも知財創造教育を取り入れていけるようなことまで想定しておくとともに広がってくると思う。

<授業外の取組にも焦点を当てられると良い>

- ・ 教える先生のレベルも重要である。例えば知財検定2級を持っている、大学や大学院の学生時代に知財の単位を取っている、教員免許更新の際に特別講義に知財項目を入れている等の要件があっても良いのではないか。基本線はINPITの Patent コンテストや知財創造教育の実績にまずは着目することでよいと思うが、そうすると既に取り組んでいる学校に絞られてしまい、これから新しくチャレンジしようという人が増えない可能性もある。

<いくつかの視点があってよい>

- ・ 複数の要件を設定して、どれかを満たせば認定/選定するという仕組みにすればよいのではないか。選定された取組を見える化して、全国にPRすれば広がっていくように思う。

③選定対象

<指導的立場にある教職員等にも焦点を当てられるとよい>

- ・ 自分がやりたいがやれる立場にいない先生(例えば、校長先生)が指揮・指導するケースと、担当教員が実際に生徒に教えるケースの2種類あると思うので、指導する立場と実際に教える立場との2つに分けて選ぶのが良いと考えている。

<まずは高等学校をターゲットにする>

- ・ 九州地区、特に福岡については高校メインで取り組んでいる。なぜかという、九州コンソーシアムでは特許事務所や企業知財部の方がサポートできるような体制を作ろうとしている。小学校に民間の知財部の方が来てサポートするのはなかなか難しい。高校であればどうにかやれるので、高校とその先生に対して企業や特許事務所の知財担当者がサポートできるよう、場つなぎ的な事務局になろうというのが九州コンソーシアムのスター

トである。それでうまくいけば小中学校に広げていくのは良いが、高校レベルを全面的にサポートできる体制作りをするのがまずは大事だと考えている。

- ・ 2年前の内閣府の委員会で九州コンソーシアムの案を発表した際、企業の知財部や弁理士会と学校をつなぐということをメインにしたいため、まずは高校に絞りたいと提案した。高校から始め、それが成功すれば他の校種に広げていくのが良いと思う。

<地域の研究会や地域の組織との連携>

- ・ 福岡県では工業教育研究会²⁵というものがある。これは福岡県の工業高校の教員で組織している研究団体だが、その中には知的財産教育推進委員会という組織がある。この知的財産教育推進委員会を選定するという方法もあるのではないかと。北九州地区、福岡地区、筑豊地区、筑後地区から代表の先生方が1名ずつ集まって組織している。実際に福岡県発明協会等にも協力いただきながら弁理士等の外部講師に来ていただき講演するような取組を実施している。このような組織を選定していけばより福岡県内には広まりやすいのではないかと。ただし、選定候補とする場合には、当然研究会側との対話・相談が必要である。
- ・ こうした組織も対象にできれば、地域全体で取り組んでいく力になるのではないかと。
- ・ 高校の先生は基本的に異動があり、現在出ている実績が先に繋がらない可能性もある。そうすると、こうした組織から推薦してもらう方法も継続性という観点ではよいだろう。
- ・ 各県の発明協会で活動されているところから推薦していただく、あるいは知財教育分科会において九州地区でどこかないか探していただく方法もあるだろう。
- ・ 発明協会主催の全日本学生児童発明くふう展というのがある。ここで良い賞を取った高校を推薦するという方法もある。

²⁵ 福岡県高等学校工業教育研究会

http://ukiha-tech.fku.ed.jp/intro/pub/list.aspx?c_id=122&redi=ON（最終アクセス日：2022年3月27日）

(知財創造教育に関連するこれまでの取組例)

当地域におけるこれまでの知財創造教育に関する取組として、例えば以下のようなものを確認できる。

当地域におけるこれまでの取組例

#	取組	学校名	教職員名 (敬称略)	講師・協力者名 (敬称略)
1	小学校における知財創造教育の実践	須恵町立須恵第三小学校	担任	土屋史彦、工藤洋輔
2	プログラミング教育における知財創造教育の導入	北九州市立木屋瀬小学校		中村俊介
3	同上	(大分県中津少年少女発明クラブ)		中村哲尚
4	「感性の磨き方」ワークショップ	私立聖和女子学院高等学校		松原幸夫
5	工業高校における知財創造教育の実践	福岡県立福岡工業高等学校		石橋一郎
6	「アイデアのことを考える本」を活用した知財創造教育の実践	国立大学法人福岡教育大学附属福岡小学校	池田裕美	内藤善文
7	知財創造・キャリア探究学習「企業課題の解決策を考えてみよう」	長崎県立大村高等学校	原口俊明	陳内秀樹
8	INPIT開発事業およびパテントコンテスト等に関する継続的な取組	福岡市立博多工業高等学校		
9	INPIT開発事業およびパテントコンテスト等に関する継続的な取組	沖縄県立沖縄工業高等学校		
10	パテントコンテスト等に関する継続的な取組	長崎県立島原工業高等学校		
11	INPIT開発事業に関する継続的な取組	日本文理大学附属高等学校		
12	INPIT開発事業に関する継続的な取組	鹿児島県立薩南工業高等学校		
13	INPIT開発事業に関する継続的な取組	鹿児島県立川内商工高等学校		
14	INPIT開発事業およびパテントコンテスト等に関する継続的な取組	大分県立宇佐産業科学高等学校		
15	INPIT開発事業およびパテントコンテスト等に関する継続的な取組	鹿児島県立種子島中央高等学校		
16	INPIT開発事業に関する継続的な取組	宮崎県立宮崎海洋高等学校		
17	パテントコンテスト等に関する継続的な取組	宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校		
18	パテントコンテスト等に関する継続的な取組	鹿児島県立穎娃高等学校		

※公開情報調査もとに集約したものであり、これが当地域における知財創造教育に関連した取組の全てではなく、あくまでも一例である。

※空白部分は調査時点において正確な情報を取得できていないものであるが、選定対象候補となった場合には、今後内閣府等を通じて詳細な確認を行う。また、記載のある部分についても確認が行われる予定である。

※所属・役職等は公開情報に記載された時点のものであり、現在とは異なる可能性がある。

※#1～7は、内閣府事業の一環として実施された公開授業である。

※#8以降は、パテントコンテスト、デザインパテントコンテスト、INPIT開発事業について、過去5年間にわたり複数にわたる実績がある対象を中心として列挙したものである。

④インセンティブ

<取組の共有>

- 知財創造教育の取組みの初期の頃は、INPITの事業に参加している学校が主催する知財セミナーの公開授業を見に行った。その授業を参考にして自分の学校に持ち帰り、自分でも公開授業やってみて他の先生方からご意見いただいて、というのを何年か繰り返していくことで、より良い授業改善につなげることができた。

<仲間づくり>

- ・ 認めてもらいたいという気持ちもゼロではないが、指導する仲間が増えてほしいという気持ちの方が強い。
- ・ 知財創造教育を始めたときは、取り組んでいるのは自分だけで校内でも珍しい目で見られた。仲間を作っていけるような仕組みがあると良いと思う。
- ・ 知財創造教育は本当に仲間がいないので、地域あるいは全国レベルでのネットワークを作らなければいけない。

<学校の魅力化>

- ・ 少子化なのにもかかわらず学校の定員枠が変わらないという構図の中で、定員割れを防がなければいけない、そのために他の学校と差異化を図らなければいけない、という時に、内閣府の選定によりお墨つきをもらえると良いと思う。
- ・ 内閣府からの認定を得られると重みが高いと思う。選定された際に内閣府から認定証のようなものをいただくと、学校は「本校は内閣府から知財創造教育の取組で認定された」というようなことをホームページで紹介することができ、学校の強みになってくる。他の学校にはない先進的な取組をしているということで PR ができるように認定証のようなものを与えていただくとありがたいと思う。

<金銭的インセンティブがないことはそれほど大きなマイナスではない>

- ・ 予算がないということにあまりマイナスのイメージはない。予算がつくと、ルールに則ってお金を使うということに時間をとられ、生徒に関わらない時間での仕事が増える。

<学校としてのインセンティブは考え方が難しい>

- ・ 教職員個人ではなく学校としてのインセンティブとなると、なかなか難しい。本来であれば国策に合ったことをやっているとても良いのだが、他の看板(例えば、ロボット等)があると、知財創造教育が見えなくなってしまう。知財創造教育をそういった他の看板のベースの上に乗っているという見せ方をしなければ、知財創造教育単体では少し厳しいように思う。

⑤制度設計

<類似制度との差異化>

- ・ INPIT が同じ手法、ほぼ同じ選定で実践校を進めているのではないだろうか。そこでの差異化を考えておかなければならないだろう。例えば、INPIT の事業だけでは教員や学校名はあまり公表されないので、内閣府の選定制度ではメディア等で教員の名前を広く知らせることが一番良い効果かと思う。

- ・ 知財創造教育に関するスーパーティーチャーを広く知らせること、選定された高校はスーパースクールとして勲章を与えること、あるいは金銀銅のランクのようなお墨つきをあげて教員や学校のステータスを上げること、等が良い方法だと思う。
- ・ 全国紙のプレスリリースに流してもらおうとか、そういう形でもしない限りは INPIT の事業との差異化はなかなか厳しいと思う。
- ・ 内閣府のコンソーシアムには企業の方も入っており色々な活動をされている方を巻き込んでいける可能性が高いため、そういう方たちへの横展開を狙う事業として INPIT 事業との差異化をできるのではないかと。そういう制度設計にしていなければ多くの方々にとってメリットがあると思う。

<研修会の開催>

- ・ 研修制度が整ってくれば良いと思う。やる気がある先生だけでなく、絶対に実施しなければいけない教育なんだと確実に先生に届くような形になれば良い。

<取組内容が見える形で公開するべき>

- ・ パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの取組では出願を終わらせた後表彰式場で初めて作品を発表する機会があった。これまで表彰式では表彰が目的であったため結局どのような作品だったのかはホームページ上で 1 枚しか公開されていない。それに対してどのような指導が行われていたのかが公開されている資料は少ない。実際の取組においては生徒とのやり取りの中でリアルタイムに進めていて理路整然とまとめて公開できるような資料になっていないこともあるが、現場としては実はそういうことが一番知りたい。
- ・ 公表される内容は一般的に見栄えの良いものが多いが、実は隠れた泥臭いことを知りたいという気持ちがある。「こんなことを失敗したがどうやって乗り越えたか?」「こういうことはどのように解決したか?」というようなことを書き込んでコメントし合えるようなチャンネルができれば良い。校長、現場の担当の先生でコメントの内容が異なったりするのが面白いところもあるだろう。クローズの環境でそういう場も作ってもらえればありがたい。

<選定に際しては適切なルートで話をすることが重要>

- ・ 特に県立高校の場合は県教育委員会に事前に相談をした方が動きやすいと思う。まずは各教育委員会の担当に趣旨と方針をご説明いただいた上で実施していただくと学校側も動きやすく広まりやすいだろう。

<選定候補と対面で相談することが望ましい>

- ・ 選定された学校等へ足を運んで現場の状況を直接見ていただければ大変ありがたいと思う。ただ文書が来るだけでなく内閣府の方に直接現場に来ていただくことで本気度が

伝わる。現場のインパクトが全然違うので、各地区の選定いただいたところに年に1回でも2回でも足を運んでいただければ現場としてはありがたい。

⑥地域(地域コンソーシアム)との連携

<取組推進のマッチング機能>

- ・ 選定をした後に、どのように取組を拡大していくかという点が重要である。それをサポートできるのが特許事務所や企業知財部。その中から社会貢献・地域貢献として教員へのサポートができる企業をリストアップし、マッチングさせることができれば一番良い。
- ・ 4月からの高等学校の新学習指導要領では各教科に知財に関する項目が多く入ってくる。それを見て高校の先生方も何かしなければいけないと思われるはず。そういった先生方をサポートする専門家等とつなぐ役目をするのが九州コンソーシアムだと理解している。
- ・ 押し売りして知財創造教育をやってほしいと言うのではなく、学校側からのニーズに基づいて、例えばレクチャーしてほしい、専門家と相談したいという要望に対してつなぎの役割で九州コンソーシアムは動くべきだと思っている。
- ・ 工業教育研究会のメンバーの方と話ができるような体制に持っていけば、うまく流れ出すと思う。選定された方と九州コンソーシアムとの繋がりができ、自由な情報交換やコラボレーションができるような体制にもっていくことが一番重要である。

⑦制度を通じて目指す効果

<知財の知識を持った生徒の増加>

- ・ 企業に技術系で入社すれば徹底的に知財教育は行われるため、高校では、企業に入る前に知財の重要性を事前に理解しておくような教育が重要だと考える。
- ・ 1,2時間の授業ではなくて、例えば高専ロボコンではきちんと特許調査をして自分の発明を出願するという長いスパンで組み込まれており非常に効果があると思う。
- ・ 知財の制度があることを全生徒が知っていて、社会に出てからも知財に留意できるという最低知識レベルの設定が大事だと思う。
- ・ 知的財産技能検定 3級テキストはわかりやすく、漏れなく多すぎず知財の権利に関する知識の習得を生徒に授業するには良かった。

<現場の課題・ニーズへの訴求>

- ・ 知財創造教育を新学習指導要領のタイミングで入れることがチャンスであることは間違いない。高等学校では、新学習指導要領が適用される令和4年度に色々なことが滑り出す。その中で、先生方にとってリアリティが出てきた次の年(令和5年度)のタイミングで知財創造教育を入れていくというのでも間に合うと思う。現場は大変疲弊しているため、令和4年度のタイミングに無理に入れていくことで拒絶されるよりも、やってみて先生方

に困ったことが出てきたタイミングで入れ込んでいければ良いのではないかと考えている。

<公開授業等による実践の増加>

- ・ 選定された取組内容知るために、公開授業があればありがたい。教員に負荷がかからないように教員は授業をするだけ、それ以外のことは周りの方がお膳立てしてくれる形であれば実現可能ではないかと思う。
- ・ 公開授業を実施する際には、ぜひ内閣府にも見に来ていただき、福岡県の中におさめるのではなく九州、全国に発信するようなことをしていただきたい。例えば、「九州地区の工業高校ではこんなことしている」「〇〇地区では小学校対象にこんなことしている」「△△地区では発明クラブでこんなことやっている」というようなことを取材し取りまとめて PR していただけるとありがたい。教員の方で発信のところまでやるとなると負担が大きくなってしまふ。できれば広報のところに関しては別の方にやっていただければありがたいと思う。
- ・ 実際の授業というのは1週間や1時間で終わるものではなく、特に課題研究の取組であれば、前回までにどのようなアウトプットが出ていて、今日の授業にどうつながっていて、次にどうつながるのかということを考えていくのだが、このあたりを見れる機会がない。公開授業となると作り上げた授業になってしまい本当の教育現場を見る場ではなくなってしまふ場合がある。広く知っていただくための理想的な授業のほかに、もっと気軽に普通の生徒とのやり取りが見えるような公開授業というような形もあった方が、本当に見たいものが見えてくるのではないかと思う。

<コミュニティ化>

- ・ いかに選定された事業に対して応援していく体制ができるかが重要であると思う。横連携のチャンネルのような仕組みができれば動きやすくなると思う。

⑧その他

<省庁横断での取組強化を望む>

- ・ 各省庁それぞれが知財教育の推進を後押ししてくれているが、省庁で横連携して、最終的には文科省から教育委員会、教育委員会から学校におりてくるという流れであれば、校内での体制もできてくると思う。
- ・ 農業高校や水産高校については農林省の関係もある。今年4月からの職業高校の指導要領の解説を読むと、種苗法や地理的表示等がふんだんに取り込まれている。内閣府が文部科学省や経済産業省だけでなく、農林水産省にも協力を呼び掛けて連携してもらえればさらに良くなるのではないか。
- ・ 内閣府のサイトで公開するだけではPR活動が不足する可能性があるため、文部科学省を巻き込んでほしい。

- ・ 内閣府におさまらずに文部科学省と連携していただき、文部科学省がしっかり理解した上で各都道府県の教育委員会におろして、教育委員会からさらに各学校におろすという広報のしかたをしていただけると、現場サイドとしても動きやすい。また、選定された先生・学校もやりがいを持って取り組むことができるし、地域で広げていくこともできる。経済産業省の未来の教室の取組においても文部科学省の方が議論に入るようになってきている。学校というのは文部科学省があり、各都道府県の教育委員会の管轄の下に動いている。文部科学省、教育委員会と連携して現場に取組をおろす形で広報していただくとより広がっていくと思う。
- ・ 九州コンソーシアムとしては内閣府、文部科学省、経済産業省、農林水産省といったところが連携しながら知財創造教育の必要性を意識づけた上で活動していった方が動きやすい。

<普及に向けた課題>

- ・ 内閣府のサイトで公開していただくことはありがたいことだと思うが、高校の教員が内閣府のサイトにたどり着くかどうか問題になってくる。先生方にそういったサイトがあることをいかに知ってもらうかが一つのポイントであり、広報する何らかの方法を考えていく必要がある。例えば、チラシを配る等すれば困っている先生方はサイトを見に行き解決のヒントを得ることができるのではないかな。
- ・ 各県の発明協会のご協力を得てそこから発信をしていただくのも効果があるだろう。

3. 公開情報調査

3. 1. 既存制度調査

(1) 目的

本調査において、知財創造教育の推進拠点となる学校や中心的役割を担う教職員の選定を検討する際の参考情報とする目的で、既存の制度(学校や教職員を対象とした選定・認定・指定等)に関する情報を収集した。

(2) 実施方法

主にインターネットで公開されている情報を中心として既存制度を収集した。収集した情報については、「選定の主体」「選定の対象」「制度の概要」「選定方法」「選定によるメリット等」「選定実績」等の観点で整理した。

(3) 調査対象

各地域の自治体および各省庁の WEB サイト上で確認された以下の制度を調査対象とした。なお、各制度の詳細については、参考資料編に掲載する。

地域	主体	制度名
北海道	北海道教育委員会	アンビシャススクール
東北	青森県教育委員会	青森県教育委員会指定校
東北	岩手県教育委員会	小学校理科学研究拠点校推進事業
東北	岩手県教育委員会	いわて未来創造人サポート事業
関東	宇都宮市	みやエコスクール認定制度
関東	群馬県教育委員会	ぐんまチャレンジ・ハイスクール
関東	東京都教育委員会	プログラミング教育推進校
関東	東京都教育委員会	令和3年度安全教育推進校
関東	東京都教育委員会	東京グローバル10
関東	東京都教育委員会	知的探究イノベーター
関東	東京都教育委員会	学力向上研究校
中部	三条市	エコクラス認定制度
中部	長野県教育委員会	県立高校「未来の学校」構築事業
中部	愛知県教育委員会	あいちSTEM教育推進事業
中部	三重県教育委員会	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

近畿	兵庫県教育委員会	グリーンスクール表彰
近畿	和歌山県教育委員会	きのくにコミュニティスクール
中国	鳥取県教育委員会	エキスパート教員認定制度
中国	岡山県教育委員会	優良実践普及事業(頑張る学校応援事業)
四国	香川県教育委員会	魅力あふれる県立高校推進事業
九州	長崎市	ながさきエコスクール認定制度
九州	鹿児島市	鹿児島市学校版環境 ISO 認定制度
全国	文部科学省	スーパーサイエンスハイスクール(SSH)
全国	文部科学省	スーパーグローバルハイスクール(SGH)
全国	文部科学省	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)
全国	文部科学省	職業実践力育成プログラム
全国	文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省	エコスクール・プラス
全国	観光庁	観光教育に関するモデル授業の実践校
全国	総務省	フューチャースクール推進事業
全国	総務省	ICTドリームスクール実践モデル

3. 2. 各地域における知財創造教育の取組状況の調査

(1) 目的

各地域における選定基準等を検討する際の参考情報とすることを目的として、各地域における知財創造教育の取組状況を調査した。

(2) 実施方法

主に過年度の内閣府・地域コンソーシアム関連事業²⁶で実証授業として実施されたもの、INPIT による事業²⁷へ取り組んだもの、パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト²⁸に取り組んだものを中心にインターネットで情報を収集した。

なお、各地域の検討会議において当該情報を提示し、その他の取組として紹介いただいたものについては追加で調査を実施した。

各地域において調査した結果については、2. 有識者会議における意見聴取の中で掲載している。

²⁶ 地域コンソーシアム構築支援に関する調査(最終報告書)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaikyoku/consortium_shoukai.html (最終アクセス日:2022年3月30日)

²⁷ 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/index.html> (最終アクセス日:2022年3月30日)

知財力開発校支援事業

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/20191001.html> (最終アクセス日:2022年3月30日)

²⁸ 過去のコンテスト選考結果一覧

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/patent/index.html> (最終アクセス日:2022年3月30日)

4. まとめ

4. 1. 選定の考え方

(1) 選定のレベル感

多くの地域において、選定のレベル感を高く設定しない方がよいとの意見が挙げられた。今回、当初の目的としては、知財創造教育を熱心に取り組んでいる学校や教職員を内閣府として選定することによって、継続に向けた活動を後押しするというねらいがあったが、その先の普及まで見越した場合に、あまりに高いレベル感で選定してしまうと、逆効果になりかねないという趣旨の指摘が多かった。

また、登録と選定というような二段階方式で進めていくのもよいのではないかという意見もあった。

(2) 選定要件

どのような要件で選定していくかという論点については、地域によって様々な意見が挙げられたところである。

一定の継続性（複数年にわたって知財創造教育に関する授業や取組を継続している等）を重視するべきであるとの意見もあった。

また、文部科学省の表彰における基準にならい、あくまでも大卒の基準とするべきとの意見もあった。これは、例えば実践回数やコンテスト等への参加実績等の詳細な要件を設定してしまうと、その数字に縛られてしまうのではないかとの懸念が背景にある。

高等学校によっては、学校設定科目として知財創造教育的な内容を導入しているところがあるかもしれず、そのようなものを考慮してもよいのではないかとの意見もあった。

これらに加えて、児童生徒の将来にわたる資質能力の育成につながるような取組であることが重要であるとの意見もあった。

(3) 選定対象

どのような対象を選定するかという点についても、地域によって様々な意見が挙げられたところである。

当初は、知財創造教育に取り組んでいる学校・教職員を対象とした選定という前提であったが、例えば学校・教職員ではなく「取組」を対象として選定するという案が挙げられた地域があった。これは、開かれた教育課程の視点から、地域の企業や団体等によって支えられている知財創造教育的な取組が存在しているのも事実であり、こうした対象にも焦点を当てられるとよいという背景がある。取組に着目した場合、中には発展的

な取組もあれば、通常の授業で取り入れられる取組もあるが、その双方が選定対象になるべきであるとの意見であった。

また、教職員を対象として選定する場合であっても、個人単位ではなく複数人単位・チーム単位での選定をできると、現場としてもより歓迎できるものになるとの意見も挙げられた。

加えて、可能な限り、発達段階や教科等のバリエーションを意識して対象を選べるとよいとの意見もあった。

将来的には、知財創造教育という名目で実施しているものではないが、内容的に知財創造教育的なものとなっているような取組にも着目し、選定対象としていけるとよいのではないかと意見もあった。

(4) 選定方法

今後、内閣府が実際に選定をしていく際に、まずは過去の実績・取組等を対象として、各地域で検討された要件を考慮しながら選定していくことから始める、という方向性が多くの地域において挙げられた。将来的には、間口の広い制度にしていけるとよいとの意見も多く挙げられていた。

地域によっては、例えば地域の研究会や関連団体等に相談を行い、そこから推薦をもらう形式もあり得るという趣旨の意見が挙げられている。今後、地域コンソーシアムから対象を推薦してもらう方法も考え得る。

正確かつ公平に選定していくためには、本来的にはアンケート調査等の方法で、教職員の知財創造教育に関する活動を把握する必要があるとの意見もあった。

(5) 選定によるインセンティブ

選定された対象にとって、どのようなインセンティブがあるのかという点についても様々な意見があった。多く挙げられた意見としては、選定されて公開されることによって「仲間づくりや横のつながり創出のきっかけとなる」というものがあった。

また、知財創造教育に取り組んでいるということが学校の魅力化につながるという意見や、内閣府から選定されることが地域で知財創造教育の普及活動を行う際の後ろ盾になるという意見、教職員にとってのキャリアアップのきっかけになり得るとの意見もあった。

加えて、知財創造教育によって児童生徒の成長が見えることこそが、教職員にとっては大きなメリット・インセンティブになるという意見も多く挙げられていた。

なお、現段階では措置が取られていないものの、やはり選定された対象に、さらに取り組んでいただき普及拡大へとつなげていくためには、金銭的な支援がある方がよいとの指摘もあった。

(6) 選定時の留意事項

多くの地域において、実際に選定を行う際には、一方的なものせず事前に関係者への打診・相談をしながら慎重にすすめるべきとの意見が挙げられた。対象となる教職員等だけではなく、学校長や教育委員会等への相談も想定される場所である。また、異動等の事情にも留意が必要であるとのことであった。

4. 2. 制度運用上の留意点

(1) 公開方法

今後、選定された結果を内閣府 WEB サイト等で公開していく際には、学校教育との関連を意識した見せ方にしていくことが望ましいとの意見が多く挙がっていた。

また、可能な限り、教材等のコンテンツや、取組プロセス・課題等もあわせて公開できると、それを見る者にとって参考となり、普及の一助になるとの意見があった。こうした各地域の実践を、まずは記録として残しておくことが重要であり、可能であればフォーマットを揃えて整理していくことができればよいとの意見もあった。一方で、学校・教職員側の負担も考慮するべきとの意見もある。

いずれにしても、こうした選定作業を実施していくに際しては、相当な作業量になる可能性もあるところ、どのような役割分担で進めていくかは検討の余地があるとの意見もあった。

加えて、公開された取組に対するフィードバックもあると、取組の継続・発展や普及上の観点で効果的であるとの意見もあった。

(2) 被選定者に対する負荷

選定された対象にとって、なるべく大きな負荷のかからない仕組みで運用し始めた方がよいとの意見があった。現場の教職員が非常に多忙であるという現状を鑑みると、「選定されたら、追加で何かをやらなければならない」と受け止められてしまうと、逆効果になってしまう懸念等が背景にある。

4. 3. その他

(1) 交流の場

今後、選定された者等が講師となって、勉強会等を開催できると普及につながるのではないかの意見があった。また、教職員どうしだけでなく、知財創造教育に取り組んだ児童生徒が交流できる場があってもよいとの意見もあった。地域コンソーシアムがこうした状況共有の場として機能し得るとの意見もある。

(2) 省庁横断での活動

今後、知財創造教育を普及させていくためには、省庁横断的な活動を強化していくことを求める声があった。特に文部科学省との連携強化を求める声があり、より教育現場へと知財創造教育が届きやすくなる制度構築を望む意見があった。

(3) キャリア教育的な視点

知財創造教育に取り組むことが、児童生徒にとってはキャリア教育的な視点でも有用であるとの意見が複数の地域から挙げられた。児童生徒が知財創造的な活動に取り組むことによって、進路や職業選択等を考えるきっかけになり得るとの意見があった。

参考資料

参考1 公開情報調査結果

既存制度についての調査結果を掲載する。なお、公開情報として確認できない項目については空欄としている。

(1) 北海道

制度名称	アンビシャススクール		
主体	北海道教育委員会		
対象	(地域)北海道	(校種)高等学校	(学校/教職員)学校
概要	アンビシャススクールは、生徒が自己の生き方を考えながら、「わかる喜び」を感じたり、「もっと学びたいという気持ち」を高めたりするため、学ぶ意欲に応える学習指導により、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着や社会的・職業的自立に向け必要な能力や態度の育成に重点を置く新たな特色ある高校である。		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和4	野幌高校		
令和4	千歳北陽高校		
参考情報: 北海道教育委員会ホームページ https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/akd/HokkaidoAtarasiikoukou030.html			

(2) 東北

制度名称	青森県教育委員会指定校		
主体	青森県教育委員会		
対象	(地域) 東北 / 青森県	(校種) 幼稚園・小学校・中 学校・高等学校・特別支援 学校	(学校/教職員) 学校
概要	<p>(1) LD、ADHD 等の児童生徒に対する通級による指導の在り方に関する研究事業</p> <p>(2) ドリカム人づくり推進事業</p> <p>(3) 高校から取り組む人口減少対策プロジェクト事業</p> <p>(4) 進学力を高める高校支援事業</p> <p>(5) 居場所づくり・絆づくり調査研究事業</p> <p>(6) 特別支援学校技能検定事業</p> <p>(7) 健康教育実践研究支援事業(いきいき青森っ子健康づくり事業)</p> <p>(8) 交通安全プロモーション事業</p> <p>(9) 地域における特別支援教育相談体制強化事業</p> <p>(10) 特別支援学校におけるコミュニティ・スクール導入モデル事業</p> <p>(11) 命を守る！防災教育推進事業</p> <p>(12) 小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業</p>		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
	(1) LD、ADHD 等の児童生徒に対する通級による指導の在り方に関する研究事業		
平成 18～	青森市立浪打小学校ほか 29 校		
	(2) ドリカム人づくり推進事業		
令和 3	県立青森西高等学校ほか 22 校		
	(3) 高校から取り組む人口減少対策プロジェクト事業		
令和 3	県立青森高等学校ほか 8 校		
	(4) 進学力を高める高校支援事業		
令和 3	県立青森高等学校ほか 22 校		

	(5)居場所づくり・絆づくり調査研究事業
令和 2～令和 3	外ヶ浜町立蟹田小学校ほか 6 校
	(6)特別支援学校技能検定事業
令和 3	県立盲学校ほか 19 校
	(7)健康教育実践研究支援事業(いきいき青森っ子健康づくり事業)
令和 3～令和 4	聖アルバン幼稚園ほか 10 校
	(8)交通安全プロモーション事業
令和 3～令和 4	鶴田町立鶴田小学校
	(9)地域における特別支援教育相談体制強化事業
令和 2～	県立青森聾学校ほか 6 校
	(10)特別支援学校におけるコミュニティ・スクール導入モデル事業
平成 30～	県立森田養護学校ほか 6 校
	(11)命を守る！防災教育推進事業
令和 3～令和 5	外ヶ浜町立三厩中学校ほか 5 校
	(12)小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業
令和 3～令和 5	外ヶ浜町立三厩小学校ほか 5 校
<p>参考情報： 青森県ホームページ https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/school_tokusyoku_01.html</p>	

制度名称	小学校理科研究拠点校推進事業		
主体	岩手県教育委員会		
対象	(地域)東北/ 岩手県	(校種)小学校	(学校/教職員)学校
概要	<p>本県では、国際リニアコライダー(ILC)の誘致、三陸ジオパーク構想等が推進されている中、より一層理数系人材の育成が求められており、県民の科学への関心・興味及び義務教育段階における理数教育に対する期待が高まっている。県教委では、小学校の理科指導の在り方について研究を推進し、その成果の普及を図るために、年次的に研究拠点校を増やし、令和3年度までに各教育事務所管内に1校ずつ研究拠点校を設置する予定である。</p>		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
	(年度)	(学校名)	
	平成 30～令和 1	奥州市立水沢南小学校	
	平成 30～令和 1	大船渡市立猪川小学校	
	平成 28～平成 29	滝沢市立滝沢第二小学校	
	平成 28～平成 29	宮古市立磯鶏小学校	
<p>参考情報: 岩手県ホームページ https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1006384/1006385.html</p>			

制度名称	いわて未来創造人サポート事業		
主体	岩手県教育委員会		
対象	(地域)東北/岩手県	(校種)高等学校	(学校/教職員)学校
概要	<p>家庭・地域と協働して岩手の特色ある産業・文化を支える人材を育成するなど、生徒個々の多様な進路実現に向けた各県立学校の取り組みを支援する。</p> <p>1)学校経営計画に位置付けた達成目標に応じ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の充実 ・地域伝統技能の継承 ・地域社会に貢献する人材の育成 <p>のいずれかの内容に係る事業を計画し、取り組む。</p> <p>2)本事業を実施する学校は、事業推進委員会(生徒、保護者、学校評議員、校長、副校長、教頭、教員、事務長等)において事業内容を決定し、計画を立案する。</p> <p>3)事業推進委員会では、年度ごとに評価を行い、事業の見直しをする。</p> <p>4)学校教育課では、事業実施を希望する学校の事業計画を精査し、対象校を選定する。また、年度末には、各学校の事業の取り組み状況、達成状況等を評価する。</p>		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
平成 29	杜陵(本校、奥州校)、沼宮内、葛巻、平舘、雫石、紫波総合、大迫、北上翔南、前沢、岩谷堂、一関第一(定時制)、一関第二、花泉、住田、伊保内、福岡(定時制)、一戸(18校)		
<p>参考情報:</p> <p>岩手県ホームページ</p> <p>https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/koutou/1006391.html</p>			

(3) 関東

制度名称	みやエコスクール認定制度		
主体	宇都宮市		
対象	(地域) 関東/茨城県	(校種) 小学校・中学校	(学校/教職員) 学校
概要	学校における環境配慮行動の推進を目指し、PDCA サイクルに基づき、校内の環境配慮に関する行動計画を策定・実行し、それに基づく行動が認められる小中学校を認定するものである。		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和 2	市立小学校(中央小学校ほか全 68 校) 市立中学校(一条中学校ほか全 25 校) その他(宇都宮海星女子学院中学校ほか 3 校)		
参考情報: 宇都宮市ホームページ https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kankyo/gakushu/1015873/index.html			

制度名称	ぐんまチャレンジ・ハイスクール		
主体	群馬県教育委員会		
対象	(地域)関東/群馬県	(校種)高等学校	(学校/教職員)学校
概要	<p>群馬県教育委員会は、特例を認め、先進的な取組を行う新しいタイプの高等学校(「ぐんまチャレンジ・ハイスクール」)を指定している。</p> <p>～熱意と意欲で自分の可能性を自ら開拓できる、ぐんまの新しいタイプの高校～</p> <p>社会に出てから役立つ資質・能力を身に付けられる学校</p> <p>興味・関心に応じた様々な体験的な活動ができる学校</p> <p>基礎的基本的な学力を着実に身に付けられる学校</p>		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
平成 20	群馬県立板倉高等学校		
平成 21	群馬県立玉村高等学校		
平成 22	群馬県立榛名高等学校		
<p>参考情報:</p> <p>群馬県ホームページ</p> <p>https://www.pref.gunma.jp/03/x2800154.html</p>			

制度名称	プログラミング教育推進校								
主体	東京都教育委員会								
対象	(地域)東京都	(校種)小学校	(学校/教職員)学校						
概要	<p>東京都教育委員会は、区市町村教育委員会が、小学校におけるプログラミング教育を推進するに当たり、企業等の支援団体と小学校との効果的な連携を推進するため、プログラミング教育推進校を指定し、2年間の実践研究を行う。</p> <p>[主な取組内容]</p> <p>推進校では、以下の取組を実施する。</p> <p>(1)新学習指導要領に基づき、プログラミング的思考を育むことを目的とした授業(教科・科目は問わない。)を計画的に実施する。</p> <p>(2)他校への普及・啓発に向けた取組として、公開授業や研究授業等を実施し、年間指導計画及び実践事例報告書の作成、児童の変容に関する調査を実施し、実践報告会等において成果発表する。</p>								
認定方法 (基準)	-								
認定による 学校側の利点	-								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>(年度)</th> <th>(学校名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30～令和 2</td> <td>千代田区立九段小学校、中央区立阪本小学校、港区立白金小学校、新宿区立落合第四小学校ほか市区町村立小学校 75 校</td> </tr> </tbody> </table>				実績		(年度)	(学校名)	平成 30～令和 2	千代田区立九段小学校、中央区立阪本小学校、港区立白金小学校、新宿区立落合第四小学校ほか市区町村立小学校 75 校
実績									
(年度)	(学校名)								
平成 30～令和 2	千代田区立九段小学校、中央区立阪本小学校、港区立白金小学校、新宿区立落合第四小学校ほか市区町村立小学校 75 校								
<p>参考情報:</p> <p>東京都教育委員会ホームページ</p> <p>https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/designated_and_promotional_school/ict/programming_2018-2019.html</p>									

制度名称	令和3年度安全教育推進校		
主体	東京都教育委員会		
対象	(地域)東京都	(校種)幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校	(学校/教職員)学校
概要	<p>東京都教育委員会は、学習指導要領及び都教育委員会教育目標等に基づき、学校において、幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するため、効果的な安全教育を実践的に研究し、その効果を普及することをねらいとして、安全教育推進校を設置している。</p> <p>〔主な取組内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進校は、生活安全、交通安全、災害安全の各領域について、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育及び学校・家庭・地域(関係機関)が連携した安全教育を中心に研究を推進する。 ・推進校は、「安全教育プログラム」に掲載されている実践・指導事例等を活用し、学校や地域の実態に応じて指導を行う。 ・推進校は、自校の安全教育に関する研究・実践の成果について、他校への普及・啓発を行う。 		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
	(年度)	(学校名)	
	令和3～令和4	目黒区立みどりがおかこども園	
	令和3～令和4	東久留米市立第九小学校	
	令和2～令和3	あきる野市立五日市小学校 あきる野市立五日市中学校 ※小中連携校	
	令和2～令和3	北区立桐ヶ丘中学校	
	令和3～令和4	中央区立晴海中学校	
	令和3～令和4	府中市立府中第八中学校	

令和 2～令和 3	都立松原高等学校
令和 2～令和 3	都立八丈高等学校
令和 3～令和 4	都立千歳丘高等学校
令和 3～令和 4	都立小平西高等学校
令和 2～令和 3	都立田無特別支援学校

参考情報：

東京都教育委員会ホームページ：

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/designated_and_promotional_school/safety/safety_education2021.html

制度名称	東京グローバル10		
主体	東京都教育委員会		
対象	(地域)東京都	(校種)中学校・高等学校	(学校/教職員)学校
概要	都教育委員会は、次代を担うグローバル・リーダーの育成に向けた学校の取組を支援するため、都立高等学校及び都立中等教育学校の中から10校を選定し、東京グローバル10に指定している。指定校は、外国語授業の改善に向けた先進的取組や、学校独自の特色ある取組を実施するなど、意欲ある生徒の外国語力の向上を推進するとともに、積極的に国際交流を行い国際理解教育を一層推進している。		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)		(学校名)	
平成30～令和3		都立日比谷高等学校	
平成30～令和3		都立深川高等学校	
平成30～令和3		都立西高等学校	
平成30～令和3		都立国際高等学校	
平成30～令和3		都立飛鳥高等学校	
平成30～令和3		都立千早高等学校	
平成30～令和3		都立小平高等学校	
平成30～令和3		都立小石川中等教育学校	
平成30～令和3		都立三鷹中等教育学校	
平成30～令和3		都立立川国際中等教育学校	
<p>参考情報:</p> <p>東京都教育委員会ホームページ https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/designated_and_promotional_school/global/global_ten.html</p> <p>国際教育:東京ポータル https://www.tokyo-portal-edu.metro.tokyo.lg.jp/g10/</p>			

制度名称	知的探究イノベーター												
主体	東京都教育委員会												
対象	(地域)東京都	(校種)中学校・高等学校	(学校/教職員)学校										
概要	<p>グローバル化の進展や情報技術の発展など、変化の激しい社会で活躍する有為なリーダーの育成を目指し、探究的な学習等を用いて、生徒一人一人に主体的・協働的に学ぶ力や思考力・判断力・表現力等を一層高いレベルで身に付けさせるとともに、物事の本質を見極めようとする力やよりよい社会を形成する力などの資質・能力を育成する学習内容や学習方法の開発などを行う。</p> <p>[取組内容]</p> <p>(1) 探究的な学習等を用いて新しい価値を創造する力等を育成する学習内容及び方法の開発</p> <p>(2) 探究的な学習等を用いて新しい価値を創造する力等を育成する</p> <p>(3) 新教科「探究と創造」の開発</p> <p>(4) 探究的な学習を中核にした教育課程の開発</p> <p>(5) 探究的な学習の成果等を発表する機会の設定</p>												
認定方法 (基準)	-												
認定による 学校側の利点	-												
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>(年度)</th> <th>(学校名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29～</td> <td>都立三田高等学校</td> </tr> <tr> <td>平成 29～</td> <td>都立南多摩中等教育学校</td> </tr> <tr> <td>平成 29～</td> <td>都立大泉高等学校及び附属中学校</td> </tr> </tbody> </table>				実績		(年度)	(学校名)	平成 29～	都立三田高等学校	平成 29～	都立南多摩中等教育学校	平成 29～	都立大泉高等学校及び附属中学校
実績													
(年度)	(学校名)												
平成 29～	都立三田高等学校												
平成 29～	都立南多摩中等教育学校												
平成 29～	都立大泉高等学校及び附属中学校												
<p>参考情報:</p> <p>東京都教育委員会ホームページ</p> <p>https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/designated_and_promotional_school/advancement/innovator.html</p>													

制度名称	学力向上研究校		
主体	東京都教育委員会		
対象	(地域)東京都	(校種)高等学校	(学校/教職員)学校
概要	<p>「都立高校学カスタンダード」に基づく校内での組織的・計画的な指導と評価を実施し、生徒の学力を確実に定着させるための手立てについて研究する。また、校内寺子屋を設置して、義務教育段階の基礎学力の定着が十分でない生徒に対し、放課後や長期休業日中に外部人材を活用した個に応じた学習支援の充実を図る。</p> <p>〔主な取組内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校の学カスタンダードに基づく指導と評価 ・生徒の学力を確実に定着させるための手立てについての研究 ・基礎学力の定着に向けた指導の充実 		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		

実績	
(年度)	(学校名)
令和2～令和3	都立農産高等学校
令和2～令和3	都立六本木高等学校
令和2～令和3	都立八潮高等学校
令和2～令和3	都立葛西南高等学校
令和2～令和3	都立大江戸高等学校
令和2～令和3	都立八丈高等学校
令和2～令和3	都立千歳丘高等学校
令和2～令和3	都立第一商業高等学校
令和2～令和3	都立新島高等学校
令和2～令和3	都立大島海洋国際高等学校
令和2～令和3	都立高島高等学校
令和2～令和3	都立大山高等学校
令和2～令和3	都立北豊島工業高等学校
令和2～令和3	都立光丘高等学校
令和2～令和3	都立田柄高等学校
令和2～令和3	都立第四商業高等学校

令和 2～令和 3	都立中野工業高等学校
令和 2～令和 3	都立練馬工業高等学校
令和 2～令和 3	都立農芸高等学校
令和 2～令和 3	都立町田総合高等学校
令和 2～令和 3	都立永山高等学校
令和 2～令和 3	都立八王子桑志高等学校
令和 2～令和 3	都立砂川高等学校
令和 2～令和 3	都立保谷高等学校
令和 2～令和 3	都立田無工業高等学校
令和 2～令和 3	都立拝島高等学校
令和 2～令和 3	都立羽村高等学校
令和 2～令和 3	都立五日市高等学校
令和 2～令和 3	都立瑞穂農芸高等学校
令和 2～令和 3	都立東村山高等学校

参考情報:

東京都教育委員会ホームページ

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/designated_and_promotional_school/advance-ment/ability_development.html

(4) 中部

制度名称	エコクラス認定制度		
主体	三条市		
対象	(地域) 中部/新潟県三条市	(校種) 小学校 クラス(またはクラブ・委員会など)単位で 申し込む	(学校/教職員) 学校
概要	市では、子どもたちに環境に関心を持って、楽しみながら活動してもらうため平成 15 年度から『エコクラス認定制度』を実施している。この制度は一定期間の環境活動と市への活動報告をしたクラスを「エコクラス」として認定するもので、子どもたちの環境意識の向上だけでなく、環境教育に取り組まれる先生方を支援するものである。また、環境学習を進めるにあたって、様々な相談を受け付けている。登録された学校は、専門講師による出前環境教室の利用ができる。		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人材を活用することで、より専門的な環境学習が実施でき、総合学習等における環境学習を支援する。 ・身近なエコ活動を継続する大切さを知ることができる。 ・子どもたちに認定証と記念品が交付されるので、励みとなる。 ・市の広報活動により報道機関に取り上げられ、学校のエコ活動が PR できる。 <p>・「新潟県地球温暖化防止活動推進センター」、「一般社団法人県央研究所」環境リーダー等の環境分野で活躍する地域の人材・団体による出前環境教室が利用できる。講師料は三条市で負担する。</p>		
実績			
	(年度)	(学校名)	
	令和 1	栄北小学校・4 年生	
	令和 1	大面小学校・4 年生	
	令和 1	月岡小学校・4 年生	
	令和 1	上林小学校・4 年生	
	令和 1	西鱒田小学校・4 年生	

令和 1	嵐南小学校・4 年生
令和 1	旭小学校・4 年生
令和 1	笹岡小学校・4 年生
平成 15～平成 30	92 校・クラス(重複あり)

参考情報:

三条市ホームページ

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/shimimbu/kankyoka/kankyoeisei/sizenkankyohenotorikumi/2394.html>

制度名称	県立高校「未来の学校」構築事業		
主体	長野県教育委員会		
対象	(地域)中部/長野県	(校種)高等学校	(学校/教職員)学校
概要	<p>「高校改革 ～夢に挑戦する学び～ 実施方針」に基づき、「未来の学校」として先進的・先端的な研究開発に取り組む実践校を指定することにより、長野県高校教育をけん引する新たな学びの場、学びの仕組みを構築する。2019年度は研究校を指定し、有識者であるアドバイザーの指導・助言・協働を得ながら研究開発計画を作成してきた。この計画を具体的に実践する実践校6校を指定し、概ね5年間研究開発に取り組み、検証・評価を行うとともに、成果の普及につとめる。</p>		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和1	野沢北高等学校		
令和1	須坂高等学校		
令和1	飯田風越高等学校		
令和1	木曾青峰高等学校		
令和1	坂城高等学校		
令和1	松本深志高等学校		
参考情報: 長野県ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/gakko/saihen/joho/manabinokaikaku.html			

制度名称	あいち STEM 教育推進事業		
主体	愛知県教育委員会		
対象	(地域) 中部 /愛知県	(校種) 高等学校	(学校/教職員) 学校
概要	本県の基幹産業である「ものづくり産業」を維持・発展させていく優れた科学技術力をもった人材を育成するため、SSH や SPH 指定校とは異なる学校 5 校を 3 年間、研究指定校とし、理工系大学と連携して STEM4 分野の学力を強化するための新たな教育課程を研究開発する。		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和 2～令和 4	県立春日井高校		
令和 2～令和 4	県立岡崎北高校		
令和 2～令和 4	県立起工業高校		
令和 2～令和 4	県立豊田工業高校		
令和 2～令和 4	県立東海商業高校		
参考情報: 愛知県ホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/aitistem1.html			

制度名称	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)		
主体	三重県教育委員会		
対象	(地域)近畿/三重県	(校種)小学校・中学校・高等学校	(学校/教職員)学校
概要	コミュニティ・スクールは、合議制の機関である学校運営協議会を通じて、保護者や地域の皆さんが学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育を目指すという、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みである。		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和 19	紀南高等学校		
平成 25	白山高等学校		
平成 17	津市立南が丘小学校		
平成 19	津市立朝陽中学校		
平成 19	いなべ市立立田小学校		
平成 19	いなべ市立石樽小学校		
平成 20	御浜町立尾呂志学園小学校・中学校		
平成 21	伊勢市立厚生中学校		
平成 22	伊賀市立城東中学校		
平成 23	鈴鹿市立の全小中学校(小学校 30 校、中学校 10 校)		
平成 23	志摩市立鷺方小学校		
平成 24	亀山市立加太小学校		
平成 25	松阪市立第四小学校		
平成 25	松阪市立港小学校		
平成 25	松阪市立鎌田中学校		
平成 26	亀山市立川崎小学校		
平成 27	亀山市立昼生小学校		
平成 27	津市立南が丘中学校		
平成 27	多気町立勢和中学校		

参考情報:

三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOKAI/HP/kasseika/26379018869.htm>

(5) 近畿

制度名称	グリーンスクール表彰		
主体	兵庫県教育委員会		
対象	(地域)近畿/兵庫県	(校種)小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	(学校/教職員)学校
概要	環境教育の一層の推進を図るため、環境保全活動など実践的環境教育を積極的に推進する活動において、特色ある優れた実践を行っている学校をグリーンスクールとして表彰することにより、環境への意識の高揚を図ることを目的としている。		
認定方法 (基準)	<p>学校、地域環境を活用し、総合的に体験活動や学習に取り組み、環境教育に成果をあげている学校であること。</p> <p>【環境保全部門】 森林減少、絶滅危惧動植物の増加など地球環境の持続性に関する危機感が国際的に高まっている中、地域の希少生物やその生息地域等の保護活動に学校をあげて長期的に取り組むなど、自然保護活動に成果をあげている学校</p> <p>【資源循環部門】 再生利用及び再利用による廃棄物の削減はSDGsでも示され、国際的に取り組まれている中、身近な生活の中でも、リサイクルやごみ問題など環境問題についての学習に積極的に取り組み、児童生徒の環境に対する意識の高揚に成果をあげている学校</p>		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和3	神戸市立浜山小学校		
令和3	明石市立江井島小学校		
令和3	たつの市立新宮小学校		
令和3	丹波篠山市立多紀小学校		
令和3	洲本市立洲本第二小学校		
令和3	南あわじ市立八木小学校		
令和3	神戸市立岩岡中学校		
令和3	兵庫県立神戸商業高等学校		
令和3	赤穂市立坂越中学校		
参考情報:			

兵庫県教育委員会ホームページ

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/02greenschool/greenschool.html>

制度名称	きのくにコミュニティスクール		
主体	和歌山県教育委員会		
対象	(地域)近畿/和歌山県	(校種)小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	(学校/教職員)学校
概要	子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑かつ多様化しており、学校と地域の連携・協働が重要とされている。本県においても、学力、いじめ、不登校等の教育課題だけでなく、家庭の教育力の低下、地域でのつながりの希薄化など、様々な地域の課題がある。これらの課題を解決していくために、既存の「きのくに共育コミュニティ」を基盤として、学校・家庭・地域が一体となり、役割を分担しながら共通の目標に向けて取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進している。		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和 4	県内ほぼすべての公立学校		
参考情報: 和歌山県教育委員会ホームページ https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/communityschool.html			

(6) 中国

制度名称	エキスパート教員認定制度		
主体	鳥取県教育委員会		
対象	(地域) 中国/鳥取県	(校種) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	(学校/教職員) 教職員
概要	認定制度は、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行っている教員をエキスパート教員に認定し、その教育指導技術等を広く普及することで全体の教育指導の改善を図り、もって鳥取県教育の充実を図ることを目的とする。		
認定方法 (基準)	<p>エキスパート教員は、県立学校に勤務する教諭(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の4第1項、第 28 条の5第1項又は第 28 条の6第1項若しくは第2項の規定により再任用された教諭を除く。以下同じ。)又は市町村立学校(市町村の組合立の学校を含む。以下同じ。)に勤務する教諭で、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 各校種における各教科・科目、特別の教科 道徳、小学校外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動若しくは自立活動などの学習指導、学級経営又は ICT を活用した教育活動において、高い専門性と指導力を有し、優れた教育実践を行い、勤務成績が特に良好であること。</p> <p>(2) 教諭の職に原則として 10 年以上あること。ただし、経験年数が 10 年に満たない者であっても十分にエキスパート教員の資格があると推薦者が認める場合は、推薦可能とする。</p> <p>(3) 教諭の職で原則として2校以上の学校を勤務していること。</p> <p>(4) 認定校種・認定分野の免許状を有していること。</p>		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名・教職員名)		
令和 3～令和 6	鳥取市立面影小学校	三好 仁視	
令和 3～令和 6	鳥取市立湖山小学校	細砂 知子	
令和 3～令和 6	八頭町立郡家西小学校	河崎 美華	
令和 3～令和 6	八頭町立船岡小学校	川口 卓己	

令和3～令和6	琴浦町立浦安小学校	真山 健作
令和3～令和6	米子市立福生東小学校	仁科 留美
令和3～令和6	米子市立成実小学校	原 智子
令和3～令和6	境港市立境小学校	川田 亜巢加
令和3～令和6	鳥取市立南中学校	福山 暁博
令和3～令和6	鳥取市立南中学校	鈴木 智子
令和3～令和6	鳥取市立高草中学校	米澤 靖子
令和3～令和6	岩美町立岩美中学校	黒岩 健太郎
令和3～令和6	米子市立弓ヶ浜中学校	飯塚 洋介
令和3～令和6	鳥取東高等学校	宮脇 進
令和3～令和6	鳥取西高等学校	坪田 淳也
令和3～令和6	鳥取西高等学校	松田 裕史
令和3～令和6	米子東高等学校	紙本 庸由
令和3～令和6	米子東高等学校	森田 美幸
令和3～令和6	境高等学校	小椋 研
令和3～令和6	白兔養護学校	曲 ひさか

参考情報:

鳥取県ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/298308.htm>

鳥取県教育委員会 鳥取県公立学校エキスパート教員認定制度に関する実施要綱

[http://db.pref.tottori.jp/pressrelease2.nsf/5725f7416e09e6da492573cb001f7512/835c597ef07c059c492583af00212a9d/\\$FILE/bessi\(youkou\).pdf](http://db.pref.tottori.jp/pressrelease2.nsf/5725f7416e09e6da492573cb001f7512/835c597ef07c059c492583af00212a9d/$FILE/bessi(youkou).pdf)

備考:

エキスパート教員は、鳥取県教育委員会がこれを認定する。県教育委員会は、エキスパート教員の認定に当たっては、「鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会」の意見を聴くものとする。

制度名称	優良実践普及事業(頑張る学校応援事業)		
主体	岡山県教育委員会		
対象	(地域)中国/岡山県	(校種)小学校・中学校	(学校/教職員)学校
概要	<p>岡山県教育委員会では、「教育県岡山の復活」に向け、多くの教育課題を抱えながらも真摯に努力し、落ち着いた学習環境の確保等に成果を上げている学校(優良実践校)の取組を応援し、教職員の意欲の向上と取組の更なる充実を図るとともに、優れた取組を県下の学校へ普及することにより、より良い教育活動を目指して取り組んでいる全ての学校を支援し、子どもたちの健やかな成長を図ることを目的とした「頑張る学校応援事業」を平成26年度から平成28年度まで実施してきた。「頑張る学校応援事業」を行ったことで、優良実践のロールモデルが形成されるとともに、他の学校においても、それを積極的に取り入れようとする意識の高まりが見られる。一方で、全体のレベルアップに向けては、効果的な取組の普及を継続する必要があることから、引き続き、「優良実践普及事業」として実施している。</p>		
認定方法(基準)	<p>選定の対象は、公立小学校及び中学校(県立及び岡山市立の学校を除く。)のうち、多くの教育課題を抱え厳しい状況の中で、学校の課題に即した創意工夫や学校全体の組織的な取組、地域と一体となった取組等が効果的に行われ、学力や問題行動等の改善に成果が見られた学校とする。ただし、令和3年度においては、PBL(課題解決型の探究学習)やICTを活用した教育の好事例を重点的な選定対象とする。</p>		
認定による学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和3	津山市立河辺小学校		
令和3	総社市立新本小学校		
令和3	久米南町立弓削小学校		
令和3	備前市立日生中学校		
令和3	赤磐市立吉井中学校		
<p>参考情報: 岡山県ホームページ https://www.pref.okayama.jp/page/535051.html</p>			

(7)四国

制度名称	魅力あふれる県立高校推進事業		
主体	香川県教育委員会		
対象	(地域)四国/香川県	(校種)高等学校	(学校/教職員)学校
概要	「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」に掲げている3つの資質・能力(郷土への理解や郷土愛、イノベーション創出力、グローバル社会への対応)を全ての県立高校で共通して育成していくために、リーディングスクール等による研究開発を行うとともに、その成果を普及させ魅力化を促進するための取り組みを行う。		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和3	高瀬高等学校		
令和3	善通寺第一高等学校		
令和3	高松西高等学校		
令和3	高松北高等学校		
参考情報: 香川県教育委員会ホームページ https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/kokokyoiku/koko/tokushoku/kiramekutop.html			

(8)九州

制度名称	ながさきエコスクール認定制度		
主体	長崎市		
対象	(地域)九州/長崎市	(校種)小学校・中学校	(学校/教職員)学校
概要	「ながさきエコスクール」は、国際規格 ISO14001 の「P(plan)・D(do)・C(check)・A(action)サイクルによる継続的改善」の考え方を取り入れた本市独自の制度である。令和2年度現在、長崎市内の全小中学校(119校)を認定し、各学校とも、様々な工夫をこらしながら環境保全行動の推進に熱心に取り組んでいる。		
認定方法 (基準)	市長は、教育委員会が毎年実施する環境教育に関する取組状況調査により認定申込学校が計画(実施計画書において認定申込学校が実施を予定している環境行動をいう。)どおり環境行動を実行していると認められる場合、当該学校をながさきエコスクールとして認定するものとする。		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
～令和2	長崎市内の全小・中学校 119校		
参考情報: 長崎市ホームページ https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/170000/176000/p003976.html			

制度名称	鹿児島市学校版環境 ISO 認定制度								
主体	鹿児島市								
対象	(地域)九州/鹿児島市	(校種)小学校・中学校	(学校/教職員)学校						
概要	鹿児島市では、学校において児童・生徒及び教職員等が一体となって、環境保全、資源の有効活用など、「環境にやさしい学校づくり」に取り組めるよう、平成 17 年度に「学校版環境 ISO 認定制度」を創設し、平成 18 年度から認定基準に適合した取り組みを行っている学校を認定している。								
認定方法 (基準)	<p>① 環境にやさしい学校づくりに向けた環境方針、環境目標、環境行動計画が定められていること。</p> <p>② 環境にやさしい学校づくりに取り組むための体制(それぞれの役割分担)ができていること。</p> <p>③ 環境にやさしい学校づくりのための行動の記録及びその保管がなされていること。</p> <p>④ 環境方針や環境目標、環境行動計画の達成状況を把握し、見直しができていること。</p>								
認定による 学校側の利点	-								
<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>(年度)</th> <th>(学校名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～令和 2</td> <td>鹿児島市立の全小・中学校 117校</td> </tr> </tbody> </table>				実績		(年度)	(学校名)	～令和 2	鹿児島市立の全小・中学校 117校
実績									
(年度)	(学校名)								
～令和 2	鹿児島市立の全小・中学校 117校								
参考情報: 鹿児島市ホームページ http://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/kankyo/hozen/machizukuri/kankyo/ondanka/isoninte/gaiyo.html 備考: 認定制度に係る本市の事務担当部署は、市立の小・中学校への普及・促進に関する事務などを教育委員会学校教育課が行い、審査・認定に関する事務などは、環境局環境保全課が担当。									

(9)全国

制度名称	スーパーサイエンスハイスクール(SSH)		
主体	文部科学省		
対象	(地域)全国	(校種)高等学校・中高一貫教育校	(学校/教職員)学校
概要	高等学校等において、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究や、国際性を育むための取組を推進する。また創造性、独創性を高める指導方法、教材の開発等の取組を実施する。		
認定方法 (基準)	SSHの指定校となるには、高等学校・中高一貫教育校は、文部科学省に設置機関経由にて、応募し採択される必要がある。 SSHの応募詳細は、文部科学省が各都道府県・指定都市の教育委員会等、私立学校事務主管課、または国公立大学附属学校の事務主管課を通じて連絡する。		
認定による 学校側の利点	文部科学省よりSSHの指定を受けた学校には、科学技術振興機構(JST)が活動推進に必要な支援を実施する。 JSTは学校に代わり物品購入、研修・講師費用等の支払いを行うほか、発表会の企画運営や情報提供等を行い、SSHの活動をサポートしている。		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和3	北海道北見北斗高等学校ほか 218校		
参考情報: 文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/gakkou/1309941.htm			

制度名称	スーパーグローバルハイスクール(SGH)		
主体	文部科学省		
対象	(地域)全国	(校種)高等学校・中高 一貫教育校	(学校/教職員)学校
概要	<p>高等学校及び中高一貫教育校(中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校)(以下「高等学校等」という。)におけるグローバル・リーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることとする。</p>		
認定方法 (基準)	<p>【取組内容】</p> <p>① グローバル・リーダー育成に資する課題研究を中心とした教育課程の研究開発 又は</p> <p>② 先進的な課題研究等の実績を踏まえた、グローバル・リーダー育成に資する発展的な実践(課題研究の一環として行うフィールドワークや成果発表等のための海外研修等、単なる提案に終わらない積極的な行動など)</p> <p>上記に加え、</p> <p>③ グローバルな社会・ビジネスに関する課題として、文理融合型の課題研究も推奨</p> <p>④ 学校全体の授業改善に資する教育課程及び教材の研究開発の実施も推奨</p> <p>【管理・運営方法】</p> <p>① 学校長の下、学校全体としての組織的な研究開発体制の整備かつ、</p> <p>② 個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価に関する効果的な手法を開発・実践、3年目の中間評価及び5年目の最終評価における確実な成果検証かつ、</p> <p>③ 管理機関による独自の取組や支援、支援期間終了後の継続的な取組の実施</p>		
認定による 学校側の利点	-		
実績			

(年度)	(学校名)
平成 28 年	宮城県気仙沼高等学校
平成 28 年	栃木県立佐野高等学校
平成 28 年	埼玉県立浦和第一女子高等学校
平成 28 年	千葉県立佐倉高等学校
平成 28 年	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校
平成 28 年	創価高等学校
平成 28 年	高槻高等学校・中学校
平成 28 年	和歌山県立日高高等学校
平成 28 年	佐賀県立佐賀農業高等学校
平成 28 年	熊本県立水俣高等学校
平成 28 年	沖縄県立那覇国際高等学校
平成 27 年	立命館慶祥中学校・高等学校ほか 55 校
平成 26 年	北海道登別明日中等教育学校ほか 55 校

参考情報:

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/sgh/

平成 26 年度スーパーグローバルハイスクール公募要領

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/01/30/1343302_07.pdf

制度名称	数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)		
主体	文部科学省		
対象	(地域)全国	(校種)大学、短期大学、 高等専門学校	(学校/教職員)大学・ 高専の正規課程教育
概要	<p>大学等の正規の課程であって、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定及び選定して奨励することにより、数理・データサイエンス・AIに関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。</p>		
認定方法 (基準)	<p>文部科学大臣は、大学等から申請があった場合において、当該大学等の正規の課程(以下「教育プログラム」という。)であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、別に定めるところにより、数理・データサイエンス・AI教育プログラム(リテラシーレベル)として認定するものとする。</p> <p>(1) 当該大学等の学生に広く実施される教育プログラムであること。</p> <p>(2) 当該教育プログラムの名称、当該教育プログラムにおいて身に付けることのできる能力、修了要件、開設される授業科目、授業の方法及び内容並びに実施体制を記載した当該教育プログラムを実施するための計画を定め、公表していること。</p> <p>(3) 学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、前号の能力を身に付けるのに必要な知識及び技術を体系的に修得させる教育プログラムであること。</p> <p>(4) 学生に対し当該教育プログラムの履修を促す取組が行われていること。</p> <p>(5) 当該教育プログラムについて自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。</p> <p>(6) 当該教育プログラムを一年以上実施した実績があること。</p>		
認定による 学校側の利点	認定又は選定された教育プログラムを対外的に発信する際にロゴマークを使用可能		
実績			
(年度)	(学校名・プログラム名)		
令和3	和歌山大学・「データサイエンスへの誘い」		

令和 3	岡山大学・「文系から理系までの学生を広く対象とする数理・データサイエンス教育プログラム」
令和 3	敬愛大学・「副専攻『AI・データサイエンス』」
令和 3	創価大学・「データサイエンス副専攻」
令和 3	広島工業大学・「Society5.0 時代に向けた AI・データサイエンス入門教育プログラム」
令和 3	徳山大学・「徳山大学 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」
令和 3	サイバー大学・「AI リテラシーレベル」
令和 3	苫小牧工業高等専門学校・「苫小牧工業高等専門学校 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」
令和 3	富山高等専門学校・「富山高等専門学校 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」
令和 3	石川工業高等専門学校・「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」
令和 3	阿南工業高等専門学校・「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル)」
令和 3	上記に加えて 67 件認定
<p>参考情報： 文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/suuri_datascience_ai/00002.htm</p>	

制度名称	職業実践力育成プログラム		
主体	文部科学省		
対象	(地域)全国	(校種)大学・大学院・短期大学・高等専門学校	(学校/教職員)大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラム
概要	大学、大学院、短期大学及び高等専門学校(以下、「大学等」)の正規の課程と履修証明プログラムで、主に社会人を対象とした実践的・専門的な課程を「職業実践力育成プログラム(BP)」として文部科学大臣が認定している。		
認定方法 (基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラム ・対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表 ・対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程 ・総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を、以下の2つ以上の教育方法による授業で実施 <ul style="list-style-type: none"> ①実務家教員や実務家による授業②双方向若しくは多方向に行われる討論③実地での体験活動④企業等と連携した授業 ・受講者の成績評価を実施 ・自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等) ・教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築 ・社会人が受講しやすい工夫の整備(週末開講・夜間開講、集中開講、オンライン授業、遠隔授業、IT活用等) 		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名・プログラム名)		
令和3	筑波大学・「PsySEPTAプログラム」		
令和3	岐阜大学・「生産システムアーキテクト・リーダー育成プログラム」		
令和3	岡山大学・「おかやまIoT・AI・セキュリティ講座」		

令和 3	上記に加えて 40 課程認定
参考情報: 文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/index.htm	

制度名称	エコスクール・プラス		
主体	文部科学省, 農林水産省, 国土交通省及び環境省		
対象	(地域)全国	(校種)幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	(学校/教職員)学校
概要	文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等が環境を考慮して整備する学校を認定するものである。エコスクール・プラスとして認定された学校では、エコスクールを環境教育の教材として活用するなど、環境に配慮した取組が行われている。		
認定方法 (基準)	文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省は、4(3)により申請された内容について審査し、その内容に応じ協議した上で事業実施対象を決定する。なお、審査に当たっては、環境・エネルギー教育への活用方法を特に重視するものとする。		
認定による 学校側の利点	エコスクール・プラスの認定を受けた場合は、学校施設の新築、増築、改築又は改修を実施する際に、関係各省から補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。		
実績			
(年度)	(学校名)		
令和 3	東京都品川区立第四日野小学校ほか 38 校		
	(平成 29 年度からの合計は 237 校)		
参考情報: 文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm			

制度名称	観光教育に関するモデル授業の実践校		
主体	国土交通省観光庁		
対象	(地域)全国	(校種)小学校・中学校・高等学校・あるいはそれらの学校と連携した授業の実施が可能な団体(企業、NPO 等)	(学校/教職員)学校
概要	観光教育を通じて、初等中等教育段階の子どもたちに、日本各地の魅力的な観光資源や今後さらに増加する観光需要等について伝え、わが国の成長戦略の柱であり地方創生の切り札である観光への興味関心を喚起する。		
認定方法 (基準)	<p>選定にあたっては、以下の観点から審査を実施する。</p> <p>(1)形式審査</p> <p>応募主体が、下記の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本モデル授業の趣旨に合致した取組が可能な小学校・中学校・高等学校あるいはそれらの学校と連携した授業の実施が可能な団体(企業、NPO 等)であること。 ・モデル授業の実施後、上記の学校において継続して観光教育の実施を検討することが可能であること。 <p>(2)内容審査</p> <p>応募内容に対し、下記の各項目について審査する。</p> <p>①先進性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案された内容が他ではあまり見られない先進的なものであり、実現した場合にその成果が全国へ横展開できるようなモデル的な取組になると考えられるもの。 <p>②適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案されたモデル授業の内容が、本モデル授業の趣旨と合致しているもの(子どもの探求心や課題解決能力の育成等につながるものか等)。 <p>③具体性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案されたモデル授業について、具体的な取組内容やどのような成果を出すことを目的としているかが示されているもの。 <p>④実効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案されたモデル授業の実現に向けて、意欲が感じられ、学校や地域の関係団体等が連携して取り組む体制が整っているもの。 ・既に観光教育に取り組んでいる下地があるもの。 <p>⑤継続性</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・提案されたモデル授業が、今年度限りのものでなく、来年度以降も継続していくことが期待されるもの。
認定による 学校側の利点	<ul style="list-style-type: none"> ・観光教育について体験しながら学ぶことができる。 ・専門家のアドバイスを受けながら授業の構築・実践・ブラッシュアップができる。 ・国内初となる先進的なモデル授業に取り組むことで、新しい取組に挑戦する校内の機運醸成や対外的な PR につながる。
実績	
(年度)	(学校名)
平成 30	福島県立猪苗代高等学校
平成 30	那覇市立開南小学校
参考情報 観光庁ホームページ https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000165.html	

制度名称	フューチャースクール推進事業		
主体	総務省		
対象	(地域)全国	(校種)小学校・中学校・特別支援学校	(学校/教職員)学校
概要	<p>文部科学省との連携により、教育分野におけるICTの利活用を促進し、ICTを使って児童・生徒が教え合い、学び合う「協働教育」や児童・生徒一人ひとりに応じた個別教育の実現を推進するため、タブレットPCやインタラクティブ・ホワイト・ボード等のICT機器を使ったネットワーク環境を構築し、学校現場における情報通信技術面を中心とした課題を抽出・分析するための実証研究を行う。実証研究の成果については、ガイドライン(手引書)としてとりまとめ、普及展開を図る。</p>		
認定方法 (基準)	-		
認定による 学校側の利点	-		
実績			
(年度)	(学校名)		
平成 22	石狩市立紅南小学校		
平成 22	寒河江市立高松小学校		
平成 22	葛飾区立本田小学校		
平成 22	長野市立塩崎小学校		
平成 22	内灘町立大根布小学校		
平成 22	大府市立東山小学校		
平成 22	箕面市立萱野小学校		
平成 22	広島市立藤の木小学校		
平成 22	東みよし町立足代小学校		
平成 22	佐賀市立西与賀小学校		
平成 23	新地町立尚英中学校		
平成 23	国立大学法人横浜国立大学附属横浜中学校		
平成 23	国立大学法人上越教育大学附属中学校		
平成 23	松阪市立三雲中学校		
平成 23	和歌山市立城東中学校		
平成 23	新見市立哲西中学校		
平成 23	佐賀県立武雄青陵中学校		
平成 23	宮古島市立下地中学校		

平成 23	富山県立ふるさと支援学校
平成 23	京都市立桃陽総合支援学校

参考情報
総務省ホームページ
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/future_school.html
https://www.soumu.go.jp/main_content/000154123.pdf

制度名称	ICTドリームスクール実践モデル		
主体	総務省		
対象	(地域)全国	(校種)学校、自治体、民間企業、NPO 法人、研究機関等、及びそれらの連携	(学校/教職員)学校
概要	<p>総務省は、2014年6月に「ICTドリームスクール懇談会」を設置し、未来の学習・教育環境のあり方とその実現方策について議論を重ねてきたところ、今後実現すべき学習・教育環境の姿を「ICTドリームスクール」として整理し、その実現に向けた取組等を「中間とりまとめ」として公表した。「中間とりまとめ」においては、個に応じた最適な学びを、誰でも・いつでも・どこでも・安全安心に提供し、世界をリードするICT学習・教育クラウドプラットフォームを活用した多様な学習・教育実践モデルを展開し、その成果・課題等を広く共有し、全国への実践モデルの普及・展開が求められている。今般、熱意と意欲のある学校、企業、研究機関等から、ICTドリームスクール実践モデル提案公募を実施する。</p>		
認定方法 (基準)	<p>ICTドリームスクールの理念である「個に応じた最適な学びを、誰でも・いつでも・どこでも・安全安心に提供」するICT学習・教育環境の実現を目的として、以下の3モデルのいずれか又は複数のモデルとの適合性に加えて、普及可能性及び費用対効果の観点から評価を行う。</p> <p>○3つのモデルとの適合性</p> <p>ア. 学校・家庭・地域の連携型</p> <p>学習・教育クラウド・プラットフォームを活用した時間・場所・端末を問わない学びや学習記録データを活用した個に応じた学びに取組むことを目的とする。学校・家庭・地域の連携型の実践例としては、学校においてデータを活用した学習・指導・生活面の支援や教材・ノウハウ共有を行う取組等が挙げられる。また反転学習や保護者との情報共有などの学校・家庭間連携、学校と民間学習塾等が連携した学習記録データ活用なども実践モデルとして考えられる。</p> <p>イ. 地域活性化・まちおこし型</p> <p>ICTを活用して特に地方山間部・離島部等の過疎地域における教育機会の充実や地方創生につながる新たな学びの実践に取組むことを目的とする。地域活性化・まちおこし型の実践例としては、学習資源に制約のある地方の学校でのMOOCs型教材等を活用した学習支援、離島・山間部等の学校と民間事業者が連携した地方における質の高い教育の推進などが挙げられる。</p> <p>ウ. 最先端学習スタイル型</p>		

	<p>次世代に必要となる最先端の学びを、最先端の ICT 学習・教育クラウド・プラットフォームの活用を通じて実現することを目的とする。最先端学習スタイル型の実践例としては、プログラミング教育や教育用SNSの活用等を通じた学習が挙げられる。これらは諸外国で取組が進む分野であり、日本でも実践例が蓄積されていくことが期待される。また、最先端のICTを活用して、自宅・病院で学ぶ子供たちなど学習に困難を抱える子供たちへの支援強化を進めて、新たな学習スタイルの実現を図ることも、実践例に位置づけられる。</p> <p>※ 提案については、上の実践例に限られるものではない。</p> <p>○普及可能性</p> <p>ICT ドリームスクール実践モデルの選定に当たっては、その成果・課題等を広く共有し、全国への多様な実践モデルの普及・展開ができるかどうかを重視する。実践モデルの国内外への普及展開を想定した実現可能なコストモデルの提示や、確実な普及展開方策を有しているかなど、実証終了後の全国的な普及展開に向けた道筋を明確にし、スピード感を持って実行していく提案を期待する。</p> <p>○費用対効果</p> <p>ICT ドリームスクール実践モデル校の選定に当たっては、提出される経費支出計画に対して、効率的かつ効果的な実証研究の内容となっているかどうかを重視する。審査に当たっては、経費支出計画に対して、実証効果及びそれに対する具体的な工夫等が明示されている提案を高く評価する。</p>								
<p>認定による 学校側の利点</p>									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>(年度)</th> <th>(学校名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27</td> <td>高知県大川村立大川小中学校</td> </tr> <tr> <td>平成 27</td> <td>国立大学法人奈良女子大学附属中等教育学校</td> </tr> </tbody> </table>		実績		(年度)	(学校名)	平成 27	高知県大川村立大川小中学校	平成 27	国立大学法人奈良女子大学附属中等教育学校
実績									
(年度)	(学校名)								
平成 27	高知県大川村立大川小中学校								
平成 27	国立大学法人奈良女子大学附属中等教育学校								
<p>参考情報</p> <p>総務省ホームページ</p> <p>・ICTドリームスクール実践モデルに係る提案公募の開始(平成 27 年 5 月 29 日) https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000067.html</p> <p>・ICTドリームスクール実践モデルの提案公募の結果(平成 27 年 7 月 29 日) https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000072.html</p>									